

令 和 3 年

七ヶ浜町議会議録

12月会議 12月1日 開会  
12月2日 閉会

七ヶ浜町議会

令和 3 年 12 月 1 日 (水曜日)

七ヶ浜町議会定例会12月會議會議錄

(第 1 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会 12月会議会議録第1号

---

令和3年12月1日（水曜日）

---

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町長	寺澤薰君
副町長	平山良一君
総務課長	高橋勉君
政策課長	荻野繁樹君
財政課長	安達正彦君
税務課長	渡邊真孝君
町民生活課長	藤井孝典君
産業課長	小野勝洋君
建設課長	鈴木英明君
水道事業所長	小野誠司君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	渡辺とき子君
健康福祉課長	渡辺文昭君

長寿社会課長	遠藤 裕一君
防災対策室長	石井 直紀君
会計管理者	内海 栄広君
教 育 長	武田 光彦君
教育総務課長	佐藤 浩明君
生涯学習課長	小野 賢一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野 直樹君
同 書記	船木 潮君

---

議事日程 第1号

令和3年12月1日（水曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第55号 七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第56号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第57号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第58号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）

日程第 8 議案第59号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)

日程第 9 議案第60号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第61号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 請願第 1号 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

本日12月1日は、休会の日ですが、議事の都合により令和3年七ヶ浜町議会定例会を再開し、  
12月会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、4番木村 稔議員、5番熊谷明美議員  
を指名いたします。

---

#### 日程第2 会議日程の決定

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。令和3年七ヶ浜町議会定例会12月会議の日程は、本日から明日2日まで  
の2日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、12月会議  
の日程は、本日から明日2日までの2日間と決しました。

---

#### 諸般の報告

○議長（岡崎正憲君） ここで、諸般の報告を申し上げます。

諸般の報告の資料をお手元に配付しておりますが、若干説明を加えさせていただきます。

初めに、10月6日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、11月  
以降の開催の諸行事について審議をしてきております。

次に、10月12日、令和3年第3回宮城東部衛生処理組合議会定例会が開催され、組合議員で  
あります遠藤久和議員が出席をしてきております。

次に、10月20日、宮城県町村議会議長会正副会長会議が開催され、私が出席をし、11月22日  
に開催された宮城県町村議会議長会議の議案について協議をしてきております。

次に、10月22日、令和3年第3回塩釜地区消防事務組合議会定例会が開催され、組合議員であります仁田秀和議員、佐藤壯一議員が出席をしてきております。

次に、10月25日、令和3年第1回宮城県後期高齢者医療広域連合議会臨時会が開催され、連合議会議員であります熊谷明美議員が出席をしてきております。

次に、11月18日、宮城県町村議会議長会正副会長・監事合同会議が開催され、私が出席をし、令和4年度事業計画や予算編成などについて協議をしてきております。

次に、11月22日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会議が開催され、私が出席をし、令和4年度事業計画、予算案などについて審議をしてきております。

次に、11月22日、宮城県町村議会議長会主催による宮城県町村議会議長会議が開催され、私が出席をし、令和4年度事業計画、予算案などについて審議をしてきております。

次に、11月26日、全国町村議会議長会主催の町村議会議長全国大会が東京都内で開催され、私が出席をしてきております。今回は、新型コロナウイルス感染症対策の徹底などが決議されております。

次に、9月27日、10月25日、11月29日に行われた例月出納検査の結果が監査委員より報告されておりますので、お目通し願います。

また、今定例会に説明のため出席している職員は、お手元に配付しているとおりであります。  
以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 行政報告

○議長（岡崎正憲君） 次に、平山良一副町長へ行政報告を求めます。平山良一副町長、御登壇願います。

〔副町長 平山良一君 登壇〕

○副町長（平山良一君） おはようございます。

それでは、令和3年七ヶ浜町議会定例会12月会議の開会に当たり、令和3年定例会9月会議以後における行政報告を申し上げます。

初めに、11月1日、宮城県令和3年文化の日表彰式が行われ、前七ヶ浜町議会議員鈴木初雄さんが地方自治功労を受賞されました。

鈴木さんは、平成15年4月から令和元年9月まで町議会議員を務められ、議員在任中は総務・教育常任委員会委員長や宮城東部衛生処理組合議会議員などを歴任し、4期16年5か月にわたり町政発展に寄与された功績が認められたものです。このたびの受賞を心よりお祝い申し

上げます。

9月17日、七ヶ浜国際村において、七ヶ浜町×東北大学オンライン・防災シンポジウム2021が開催されました。シンポジウムでは、東北大学研究者4名の話題提供に続き、東北学院大学宮城豊彦名誉教授の振興でパネルディスカッションが行われました。今回も新型コロナウィルスの影響によりオンラインでの開催となりましたが、東北大学の今村文彦拠点長をはじめ、東北大学の研究者と町長、消防団長をはじめ、町関係者の間で意見が交わされ、いつどこで起こるか分からぬ災害の怖さと普段の備えの重要さを改めて認識しました。コロナの感染拡大に落ち着きが見えた9月18日、七ヶ浜国際村を会場に敬老会を開催したところ、105名の出席をいただきました。今年、本町で敬老の日を迎えた75歳以上の方は2,903名で、喜寿の方196名と米寿の方124名、そして90歳以上の方336名には、町より敬老祝い金が贈られました。また、めでたく100歳を迎える4名の方には、内閣総理大臣、宮城県知事からそれぞれ祝状が贈られました。改めて皆様にお祝いを申し上げますとともに、今後も健康で充実した生活が送られますようお祈りいたします。

10月3日、ながすか多目的広場をメイン会場に、アクアゆめクラブ主催の第15回スポーツフェスタ in 七ヶ浜～七ヶ浜を歩こう～が開催され、町内外から予想をはるかに超える807名の参加がありました。当日は、さわやかな秋空が広がる絶好のウォーキング日和となり、菖蒲田浜の防潮堤を歩くウォーキングイベントのほか、ながすか多目的広場には、ニュースポーツを体験できるスポーツチャレンジフィールドやフードブース、消防ブースなども設けられました。コロナ禍により集客を伴うイベントの開催を自粛しなければならない状況が続いておりましたが、子供たち、そして年配の方まで多くの方がイベントを楽しむ光景を久しぶりに目にすることができました。

10月5日、株式会社アクティオとの災害時におけるレンタル機器の提供に関する協定の締結式が行われ、町長や株式会社アクティオの小沼社長をはじめ関係者が出席しました。建設用機械器具等のレンタル・リース会社である株式会社アクティオは、今までに国内で発生した様々な災害で、発電機や投光器、仮設トイレ等救援機材などを被災地に提供してきました。協定締結により、災害時や災害の発生が見込まれる場合に、町の要請に基づき株式会社アクティオが保有するレンタル機材を優先的に提供いただけすることになり、災害時の迅速な機材確保が期待されます。

10月8日、七ヶ浜国際村において、町遺族会主催の七ヶ浜町戦没者慰靈祭が行われました。遺族、関係者など87名が出席し、415柱の御靈を慰靈いたしました。さきの大戦から76年がた

ち、年々遺族会会員の高齢化が進み、遺族会の活動も縮小を余儀なくされております。国民の8割以上が戦争を知らない世代となる中、戦争の記憶や平和への思いをいかに継承していくかが大きな課題となっています。

10月17日、代ヶ崎浜地区避難所において、いきいきサロン代ヶ崎20周年記念式典が開催され、町長と担当職員が出席いたしました。いきいきサロン代ヶ崎は、高齢者が元気で生き生きと楽しく過ごせる場所づくりをスローガンに、平成14年に代ヶ崎浜地区住民により始められたものです。これまでの20年間には、東日本大震災や新型コロナウイルスの感染拡大などにより、思うような活動ができない時期もありましたが、20年の節目を迎えたのも地区住民の皆様の地域を愛する気持ちの強さと御努力によるものであり、これからも末永く活動が続くことを願っております。

10月31日、第49回衆議院議員総選挙と宮城県知事選挙、宮城県議会補欠選挙が行われました。投票率は54.95%と、前回平成29年を2.17ポイント上回りました。

11月13日と14日の両日、七ヶ浜国際村においてN a N a 5931、20周年記念公演「七つのまのいき物語」の公演が行われ、4公園で654名の来場をいただきました。国際村の劇場付きミュージカルカンパニーとして平成13年4月に設立したN a N a 5931には、小学生から社会人まで現在30名が所属し、毎週木曜日の定期レッスンを中心に活動を行っております。平成14年11月の旗揚げ公演「ナナ」を皮切りに、これまで多くの公演が行われてきたN a N a 5931は、東京や名古屋など県外でも公演を行うなど、高い評価を得るまでに成長しました。七ヶ浜町のシンボルとして、今後のさらなる活躍とこの活動が次の世代へと引き継がれていくことを期待しております。

11月23日、七ヶ浜国際村において、七ヶ浜アロープログラムキックオフイベント七ヶ浜2021ダーツフェスタを開催しました。今年度の新規事業としてスタートしたアロープログラムは、本町に派遣をいただいているセガサミー社員と町職員のアイデアから生まれました。スポーツダーツは、世代や性別を問わず楽しむことができ、脳トレ効果もあることから、町民の健康寿命延伸や介護予防、地域間、世代間交流促進の手段として大きな役割が期待されております。チーム対抗戦で行われたダーツ大会には、下は5歳から上は80歳まで、22チーム66名が参加し、初代王者をかけ熱い戦いが繰り広げられました。また、会場内にはオリジナルダーツを作るワークショップやダーツの体験コーナーなども設けられ、来場した多くの方々にダーツの魅力を知っていただくことができました。

最後に、新型コロナウイルス感染症への対応について報告いたします。

初めに、本町の感染状況でございますが、11月30日時点での感染者数の累計は104名であり、9月25日以降、新規感染者は確認されておりません。また、5月から実施しておりましたワクチンの集団接種は、11月28日をもって終了し、終了時点で2回の接種を終えた方は全体の89.9%となっております。今後計画されている3回目のワクチン接種につきましては、国から具体的な方針やスケジュールが示され次第、速やかに接種を開始できるよう準備を進めてまいります。

過去最大の新規感染者数を記録した感染の第5波は9月に入り落ち着きを見せ、国内に発出されていた緊急事態措置は9月30日をもって全て解除されました。現在、国内の感染状況及び病床使用率は低水準で推移しており、社会全体で徐々に日常を取り戻す動きが見られるようになっておりますが、第6波の襲来や新たな変異ウイルスオミクロン株の感染拡大が懸念されております。オミクロン株については、詳しいことが解明されておらず、今のところは基本的な感染予防の徹底が何よりの対策ですが、町としても国や専門家が出す正確な情報の収集に努め、今後とも感染予防対策に万全を期してまいりたいと考えております。

令和3年も暮れに差しかかり慌ただしさが増しておりますが、振り返りますと今年も新型コロナウイルスへの対応に追われた1年でございました。間もなく迎える令和4年は、新たな長期総合計画がスタートする年であり、新型コロナウイルス感染症対策は当然として、「心かよう健幸のまちづくり」に向け、新たな取組を推進してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げ、行政報告といたします。ありがとうございました。

---

#### 提案理由の説明

○議長（岡崎正憲君） 次に、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

初めに、行政報告でも申し上げましたが、宮城県主催の令和3年文化の日表彰式において、町政の発展に長年御尽力をいただき、地方自治功労を受賞されました鈴木初雄様に対し、私たちも心からお祝いを申し上げたいと思います。

それでは、令和3年定例会12月会議に御提案いたしました議案等の説明をさせていただきます。

今回提出いたしました議案等でありますが、議案につきましては、議案第55号から第61号ま

での7件であります。

詳細につきましては、議案審議の際に改めて担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

初めに、議案第55号七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については、消防団員の処遇改善を図るため消防団員の報酬及び費用弁償並びに組織体制の見直しを行うものであります。

次に、議案第56号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部改正に伴い、本条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第57号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額が見直されたことから、本条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、議案第58号から議案第61号までは各種会計の補正予算であります。

議案第58号は、令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）であります。補正の額は2億6,266万円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ79億6,550万2,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費の整理、東日本大震災追悼事業、水道高料金対策補助金、新型コロナウイルス感染症対策に係る事業で事業継続地域支援金、主食用米作付農家事業継続支援事業補助金、学校教育活動継続支援事業などであります。また、債務負担行為補正を8件、地方債補正を1件計上しております。

次に、議案第59号は令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。補正の額は185万6,000円の追加で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ21億8,964万3,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費の整理、一般被保険者療養費への追加等であります。主な財源としましては、普通交付金、財政調整基金繰入金を充てております。

次に、議案第60号は、令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。保険事業勘定における補正の額は556万1,000円の減額で、補正後の総額を歳入歳出それぞれ18億7,931万6,000円とするものであります。歳出の主な内容としましては、人事異動に伴う人件費の整理、配食サービス委託料へ追加であります。主な財源としましては、一般会計繰入金等であります。また、債務負担行為を1件計上しております。

次に、議案第61号は令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算であります。3条予算の収益的収入、営業外収益に3,640万円を追加、収益的支出、営業費用288万3,000円を減額するもの

と、4条予算の資本的支出、建設改良費に28万7,000円を追加するものであります。補正の主な内容としましては、水道高料金対策費補助金等の追加と人件費を整理するものであります。

以上、御提案いたしました議案等について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

---

### 日程第3 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の通告がありますので、通告順に許可いたします。

最初に、5番熊谷明美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔5番 熊谷明美君 登壇〕

○5番（熊谷明美君） 5番熊谷明美でございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、デジタル化に伴う住民の体制支援をと、お悔やみ窓口の設置をの2問について一般質問をさせていただきます。

1問目。デジタル化に伴う住民の体制支援についてでございます。

デジタル改革の核となるデジタル庁が9月1日からスタートいたしました。デジタル庁発足に当たって政府は、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化をとしています。デジタル庁のホームページを見ますと、デジタル庁準備段階での目標は3点あります。1つ目は、ライフィベントに係る手続の自動化・ワンストップ化。2点目は、データ資源を活用して一人一人に合ったサービスを。3点目は、いつでもどこでも自らの選択で社会に参画です。

本町においてもホームページやアプリケーションでの情報発信の充実や行政手続のデジタル化、住民サービスや住民参画のデジタル活用など多岐にわたってデジタル環境が日常になってまいります。今後、各自治体はこれを推進していくことになると思います。しかし情報通信技術を使った情報発信や利用が進められていく一方で、デジタル機器に不慣れで情報を受け取りにくいや活用できないとされる人たちが出てまいります。そこで利用活用する住民への支援体制が必要と考え、以下の4点を伺います。

1点目。デジタル化が進むに当たり、住民の不安の声やどのような支援を必要としているか、マイナンバーカードやスマートフォンの普及も含めてアンケート調査の考えはないか伺います。

2点目。住民の多くがスマートフォンを携帯しております。今後、ますますスマートフォン

が生活に密着したものになってまいります。住民がよりよい多くの情報を受け取り活用できるような環境づくりが必要でございます。必要とする住民がスマートフォンを使いこなせるよう支援が必要と考え、生涯学習の講座にスマート講座を考えないか伺います。

3点目。コロナ禍の厳しい状況において職を失った人も多くいます。再就職するに当たり、パソコンが必須条件の場合もあります。支援策として生涯学習でパソコン講座を考えないか伺います。

4点目。町の公共施設のWi-Fiなどのネット環境や通信環境の整備は現状どのようになっているのか。また、今後の計画はあるのか考えを伺います。

次に、2問目でございます。2問目、お悔やみ窓口の設置についてでございます。

核家族化が進み、個々が多忙を極めている昨今、家族が亡くなったときの手続に時間が取られる場合があります。遺族が行政手続を円滑に進められるように支援が必要と考え、以下の3点を伺います。

1点目。遺族の手続で、つまりワンストップで対応できるお悔やみ支援サービス窓口を設置しないか伺います。

2点目。遺族が円滑に行政手続が行えるように、お悔やみガイドブックを作成し配付する考えはないか伺います。

3点目。家族が亡くなった後の手続方法など、町ホームページやウェブサイトから情報を得ようとしても、現状の町のホームページ画面からではたどり着くことが大変難しい状況です。簡単に情報取得や疑問に答えられるような情報提供システムを考えないか伺います。

以上、町長の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、デジタル化に伴う住民の体制支援を、第2問、お悔やみ窓口の設置について回答を求める。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、5番熊谷明美議員の1問目の御質問。デジタル化に伴う住民の体制支援についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問。マイナンバーカードやスマートフォンの普及も含めてアンケート調査を実施する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

マイナンバーカードについては、総務省において自治体の交付枚数を把握しており、本年11月1日現在の本町における交付枚数率は32.2%となっております。また、スマートフォンについては、自治体ごとの普及率を把握しておりませんが、総務省の令和2年通信利用動向調査に

よりますと、国民のスマートフォンの保有率が69.3%となっております。なお、この調査では情報通信機器の普及状況のほか、インターネットの利用状況などもまとめておりまので、本町として独自のアンケートは実施せず、こういった国の調査を通して動向などを見てまいりたいと思います。

次に、2点目の御質問。スマホを使いこなせるように支援が必要と考え、生涯学習の講座にスマホ講座を考えないかについてお答えをさせていただきます。

スマートフォンの機能や使い方などを基礎から分かりやすく学べるように講座内容の検討を行い、開催に向けて進めてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問。コロナ禍で職を失った人も多い、再就職に当たってはパソコンが必須条件の場合もある。支援策としてパソコン講座を考えないか伺うについてお答えをさせていただきます。

コロナ禍で職を失った人も多いとの内容ですが、町としては現状の把握が難しい状況でございます。また、これまでそのような方から再就職に当たって講座開催についての相談や要望はありませんが、相談等があった場合には必要な知識や技能を身に着けるための支援体制が整っているハローワークや多賀城にあるポリテクセンターにおいて、公的職業訓練メニューとしてありますので、パソコンなどの関連講座につきましてはこういったところの利用案内を紹介したいと考えております。つきましては、町において就労者向けのパソコン講座の開催は考えていないところでございます。

次に、4点目の御質問。町の公共施設の町のWi-Fiなどのネット環境や通信環境の整備状況がどのようにになっているのか。また、今後の考えを伺うについてお答えをさせていただきます。

まず、公共施設のWi-Fi等のネット環境ということでございますが、住民等の利用者が無料で使える公衆無線LAN、一般的にフリーWi-Fiですか。そのアクセスポイントについてという前提で回答をさせていただきます。本町では、平成29年度の総務省補助事業を活用し、防災拠点施設である生涯学習センター、拠点避難所である七ヶ浜国際村とアクアリーナ、指定避難場所である多聞山公園のほか、来訪者が比較的多く見込まれる菖蒲田海水浴場パトロールセンター等、花渕浜多目的広場の6か所に公衆無線LANを整備しております。その後、令和2年度の復興交付金事業で整備したながら多目的広場の管理棟においても公衆無線LANを整備しております。今後の整備拡充する公共施設の考えにつきましては、恒常に回線使用料の負担が伴うことから、その必要性を十分に検討した上で対応を考えてまいりたいと思い

ます。

以上、1問目の回答とさせていただきます。

次に、2問目の御質問。お悔やみ窓口の設置についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。遺族が様々な行政手続を1か所で対応できるお悔やみ支援サービス窓口を設置する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

御質問の件につきましては、町におきましては町民生活課戸籍住民係の窓口が同様の役割を受け持っております、遺族の来庁時には手続が必要な関係課窓口への案内を行っております。特に、遺族の皆様はどの手続が必要なのかそれ自体分からぬケースも多く、窓口にお越しになった際の誘導が重要であり、最も分かりやすいものと考えています。

次に、2点目の御質問。遺族が円滑に行政手続が行えるようにお悔やみガイドブックを作成し配付する考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

現在、遺族の方々宛てには町からのお知らせというワンペーパーのもので、お亡くなりになった場合に必要となる主な手続を示したものをお配りしております。ほとんどの場合、死亡届時に葬儀社経由でお渡しすることとなります。御質問のガイドブックにつきましては、広報での周知、ウェブサイト表示の見直しにより対応してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問。家族が亡くなった後の手続方法など、町ホームページやウェブサイトから情報を得ようとしても現状ではたどり着くことが難しい、簡単に情報取得や疑問に答えられるようなシステムづくりの考えはないか伺うについてお答えをさせていただきます。

御指摘のウェブサイトについての情報取得の在り方につきましては、現在、各種担当課窓口の手続ごとに分けて案内をしております。亡くなった際もその手続のカテゴリー内で説明しているものとなります。全てを組み直すわけにはまいりませんが、2点目でもお示ししたワンペーパーの情報を整理し、組み直してウェブサイト上に公開したいと考えております。

以上、熊谷議員の一般質問への回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、再質問をさせていただきます。

2021年1月22日、内閣府広報室よりデジタルデバイトの状況として情報通信機器の利活用に関する世論調査の公開がございました。この調査の期間でございますが、昨年の10月1日から11月15日まで、対象者は全国の18歳以上の日本国籍を有する3,000人で、回答数は2,015人でございました。目的に関しましては、情報通信機器の利活用に関する国民の意識を把握し、今後の施策に参考とするということでございます。その調査の内容の1つといたしまして、あなた

はスマートフォンやタブレットを使用していますかというような質問に対しまして、この回答が総数は、よく利用している、時々利用しているが77.8%だったそうでございます。ただ、年齢別を見ますと、若い方に関しては大分十分に利用されているということでございますけれども、70歳以上になりますと急激にパーセンテージが落ちまして40.8%というふうになっております。70歳以上の高齢者の方の約6割がスマートフォンなどの情報通信機器を利用していないと回答しております。社会のデジタル化が急速に進む中で各地域の実情を踏まえ、助けを必要とする人に十分な支援が行き渡るようにすることが大事というふうに考えております。本町においても、町長はマイナンバーカードの数字とそれから国のパーセンテージ等を今御指摘いただきましたけれども、本町の住民の方々がスマートフォンを持つことによって、また、これからデジタル化に進むに当たってどういうことを不安に思っているのか、そしてまた、今マイナンバーカードを進めるということで手続をスマートフォンでするというようなことも行われておりますけれども、どのようなことが不安になっているのかというのをやはりきちんと把握すべきではないかなというふうに思いますが、再度アンケート調査をする考えはないという町長の御答弁ではございましたけれども、今後のやっぱり町民の意識を考えるに当たり調査は必要ではないかなと思いますが、その辺の考えをもう一度伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君）　御質問の回答でございますが、お話をあった令和3年情報通信に関する現状報告、私も拝見しております、特に70歳以上が僅か40.8%がよく利用している、スマートフォン・タブレットの利用状況ですね、時々利用しているという回答で40.8%、非常に世代格差が見られるという状況です。その中で、同じ調査の中でなぜ70歳以上の高齢者の方がデジタル機器をほとんど利用していないかということに対しましては、まず自分の生活に必要ないと思っている方が一番多いと。あと、どのように使えばよいか分からぬ。あとは、家族に任せればよいと思っていると。最後に、情報漏洩や詐欺被害のトラブルに遭うのではないかという不安があるということで、不安という部分ではこういったところで読み取れるかなと考えております。ということで、国ほうの細かなデータ、アンケート調査を踏まえて、こちらのほうを把握したいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　熊谷議員。

○5番（熊谷明美君）　私も同じものを調べているなというふうに思っておりましたけれども、今後、いや応なくデジタル化は進められてまいります。特にコロナ禍でのこの1年9か月、ワクチン接種の予約や人と接触を避ける非対面での行政手続などオンライン利用の必要性を感じ

た町民の方々も少なからずいらっしゃったと思います。先ほどの調査の中で、なぜ行政手続、またオンラインサービスを利用したいと思いますかというような質問に対しまして、24時間365日いつでも利用できる、窓口に行かなくとも申請できる、手續に時間がかかるない、それから人との接触を避けられる、パソコンやスマートフォンでできるからというような回答が上位を占めております。このように本町の町民の方々も、この同じような考え方を持っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃるのではないかというふうに思うんですけども、これはあくまでも国の調査の結果であります。本町の住民の方々が生活の中でスマートフォンを持って、それからあと行政手続等を考えたときにどのようなことをお困りなのかなというのは、やっぱり国の調査と一緒に一緒に考えてもらいたいというふうに思いますけれども、その辺はいかがか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君）　おっしゃるとおり地域によって、例えばスマートフォンの保有率なんかは違うだろうと、東北と例えば九州も違ったりということはあると思います。ただ、一般的なというところでは総務省で行っているきめ細かな統計は参考にしたいなと思っております。直接声を聞く機会となると、高齢者の団体であるとか、地域の方の声を聞くということも一つの手段かなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　熊谷議員。

○5番（熊谷明美君）　では、まず町民の声を聞く機会をぜひ考えていただければなというふうに希望を持ちたいというふうに思います。

次に、マイナンバーカードの普及についてでございますが、現在、スマートフォンやパソコンでマイナンバーカードを使って健康保険証利用や預貯金口座とのひもづけを推進するなど、マイナンバーカードの普及に政府は大変力を入れております。カード保持者が10月1日時点での国データでございますが、38.4%でした。それに加えて、今、政府が先月26日に2021年度補正予算案を閣議決定したところで、この歳出が35兆9,000億円の中にこのマイナンバーカード推進とともに子育て世代への生活支援として、18歳未満の子供に1人10万円給付やマイナンバーカードの普及と消費喚起に向けてのマイナポイント付与を機に駆け込み交付で普及率が大きく増えていっているというふうに考えております。私のお知り合いの方も最初にマイナンバーカードをつくってしまったんですけども、5,000円は受け取れないのかしらというようなお話をがありまして、これは今月、年内中の手続と5,000円いただけますよというお話をしたんですけども、やはりそのようにマイナンバーカードをつくられた方、それからこれからつくろ

うと思っている方、また、そのような政策を国はやっておりりますので、どんどんマイナンバーカード普及されているというふうに思っておりますけれども、本町におきまして先ほどマイナンバーカードの本町の普及率が32.2%というふうな御答弁でございましたけれども、今もそのようにどんどん進められているのか、現状を伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問、マイナンバーカードですが、やはりさきの国のいろいろな動きにより現在、マイナンバーカードの申請状況増えております。具体にまだ最新の数値、また1か月、2か月先がどのようになるか分かりませんが、確実に伸びている状況になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今の時点の数字は出でていないということですか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 最新の情報ですと先ほど町長の説明した32.2%で、来月頭あたりにまた月末の数字が来ると思います。それまでは今、先ほどのあった数字が最新ということになります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） ということは、11月1日のものが最新だというふうに捉えさせていただきます。

では、2点目に移りたいというふうに思います。

2点目のスマホ講座でございますが、町長に開設に向けて前向きな御答弁をいただきまして大変うれしく思っております。そこで、再質問というふうになりますと、再度ごり押しになると思っておりますけれども、一応、大阪の枚方市のアンケート結果を見ますと、スマホを持たない理由として費用がかかるというよりも必要性を感じないとか、使い方が分からないというような、そのような回答が上位を占めたそうでございます。社会全体のデジタル化が進められていく中で、デジタル技術を使いこなせる方々とそうでない方々のデジタル格差が生じてまいります。その解消が重要な課題と今後なってまいります。大阪の豊野町では、デジタルデバイド情報格差の解消を目指して、初めてでも安心シニアのスマホ教室と銘打って高齢者向けのスマホ教室を開催しました。その解消法の1つとして、本町においてもこの講座におきましては年齢、どちらかというと高齢者の方はスマホを使いこなせないというのがありますけれども、年齢別にしながら高齢者だけではなくて分からぬ人が誰でもやっぱり講座を受けられるよう

な、そのような内容を講座として設けるかどうか、その辺も伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 今のところどういう方をというのを、まだそこまでは行っていない状態です。本当にスマートフォンを買って、初期の方ですね、その方たちに向けてとは思っております。ただ、まだ講師の方もはつきりしておりませんので、どの辺までできるか講師の方を早く見つけて内容の精査をして募集をかけていきたいなと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今、講師の方のお話が出ましたけれども、総務省でデジタル活用支援推進事業といたしまして令和4年度以降は携帯ショップがない市町村に対して、講師の派遣も含めて毎年、毎年度、約5,000か所で約30万回の講習会を開催し、令和3年から令和7年度の5年間で延べ1,000万人の受講者を目指すというふうな内容のものも出ております。また、国民運動として総務省の事業に加えて、ほかの府、省庁ですね、それから地方公共団体、教育関係、NPO法人等連携して国民運動として若い世代が高齢者にスマホの操作ですね、教えることや高齢者が気軽に何でも相談し合えるような場を提供するという幅広い取組も考えられているということでございますので、本町におきましても担当課におかれましては、ぜひアンテナを張っていただいて国の支援策等も今後出てくるというふうに感じておりますので、ぜひその辺の考え方をやっていただければと思いますが、その辺の考え方を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 多分、同じものを見ていたのかと思います。その辺はアンテナを高くして、よりよいものをやっていきたいと思っております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） スマートフォンを使いこなせるようにということで、スマートフォンをお持ちの方々がいろいろ努力されていると思います。例えば、電話会社の無料のスマホ教室もあるわけなんですけれども、やはりどうしても予約するのに人数制限があったり、特に今はコロナ禍におきまして本当に少人数で行われているわけです。そうすると予約をするのも難しい、それからあとはその短時間でせっかく予約して講座を受けたとしても、本当に短時間で終わってしまうので聞きたいことも聞けないうちにその講座が終わってしまうというような、実際私も受けたことがあるんですけども本当に5人くらいで30分ぐらいで終わっちゃうんですね。そうすると、この操作どうするのとかって聞く時間もないというようなことでございますので、ぜひこの生涯学習でのスマホ講座に関しましては、その受けられた方の質問にちゃんと答え

られるような十分な内容を考えるべきだというふうに思いますが、まだそのところまで至っていないというところでございますけれども、課長の考えを伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） このスマートフォンはいろんな機種がありまして、多種多様で操作もなかなか1つではないんですね。だからその辺をいろいろ精査しながら、本当に質問に答えられるようなそういう講座にしていきたいと思っております。以上になります。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、次に3点目に移りたいと思います。

パソコン講座でございます。職業訓練というところで私も調べさせていただいておりました。政府は今年6月、女性活躍男女共同参画の重点方針2021年で女性のデジタル人材育成を支援する方針を発表いたしました。背景には新型コロナウイルスの感染拡大が女性の就労や生活に深刻な影響を与えるとあります。重点方針には、地域女性活躍推進交付金による女性のデジタル技術の学び直しや再就職、転職の支援が盛り込まれております。生活費を受給しながら職業訓練が受けられる求職者支援制度では、デジタルコースがございます。このように制度を利用されている方はもちろんいらっしゃるんですけども、やはりそこまでは行かなくとも再就職に当たって全くパソコンを触ったことがないとか、そういう方の道を開くためにも職業訓練所まで行かなくとも基本的な知識は覚えたいというふうに思っている方もいらっしゃると思うんですね。また、あとテレワーク、独り親だったりしますとテレワークでパソコンを活用したいという方もいらっしゃると思うんですけども、その辺で町の支援というか応援も大事ではないかなというふうに思います。昔、本町にもパソコン講座あったと思うんですけども、やはり再開、今、ちょうどその時期ではないかなと思います。再開するのに。その辺はやはりどうしても職業訓練所に行かなくてはいけないのかどうか、その辺の考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 確かに熊谷議員さんおっしゃるとおり、過去に、大分前なんですが中央公民館のほうで平成、たしか10年頃だと思うんですけども国のＩＴ推進関係の補助を受けまして3年程度開催した経緯があったようでございます。ただ、この際はやっぱり好評を得ていたようなんですが、後半になってやはり定員割れということを起こして中止になった経緯があったようです。定員割れの原因について、多くの方には参加していただいたんでしょうが、基本的には初心者向けで開催したものなんですが、その際には年齢層では高齢の方が受講されていたということがあったようでございます。ただ、その講座を開催するに当たっては、その

受講者の方々がどのレベルを希望しているのか、それぞれのレベルに対応するというのが難しいという問題もあるかと思います。現にちょっと裏腹の話になりますが、求人する企業さんのほうではもはやそのパソコンについてはもうできるであろうという前提の下があるようで、今となってはその情報収集技術とかそういった情報通信関係のほうに重きを置いて求人をしていふうな会社があるということはハローワークさんのはうから聞いております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 前に講座を受けられた方が、本当に仕事で大分ためになったというようなお声も聞いておりますので、本町においてもパソコン教室もう1回再開したほうがいいのではないかというふうな思いでおりました。そういう思いを残しまして、4点目に行きたいと思います。

通信環境のことございますけれども、先ほど町長のはうから6か所置かれているということござりますけれども、生涯学習センターの中にもあるということでございますが、特にこれから、例えばそのスマホ講座を行うとか、それからあとやっぱり子供たちが学校終わってから勉強するために生涯学習のところを使うとかというふうになったときに、やはり通信環境がきちんと整備されていることによって、また図書館で図書を借りて、その部分で調べたいというふうになったときも、ぜひそのフリーWi-Fiといいますか、お金のかからないような形のものを整備していただけると公共施設としての利用価値も上がってくるのではないかというふうに思いますけれども、その辺、今後きちんと、今6か所というふうにおっしゃいましたけれども、その建物全体でどこのお部屋でも使えるのかどうか、その辺のところも再度確認させていただきたいと思いますが、答弁を伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 生涯学習課のはうでは、正面入り口の駐車場とロビー付近なんです。隅々まで全部届くかというとそういうわけではないんです。使いたい方はこちらへどうぞという案内はしているところでございます。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 私も多分一部分しか使えないというのをちょっと前に聞いたことがありますので、特にやっぱり生涯学習センターに関しましては全館使えるような形に整備をしていただければなというふうに思います。国際村のはうはいかが伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 国際村事務局長。

○国際村事務局長（後藤謙一君） 国際村につきましては、フリーWi-Fiのエリアがエント

ランス入り口付近だけになっております。さらに、11月の広報でも周知しているんですが、各部屋で使えるWi-Fi、こちらのほうは1回当たり100円の有料のルーターを準備しまして各部屋のほうでWi-Fiが使えるようになります。ただ、こちらは使用料がかかるものです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 今、おっしゃった6か所の以外に、例えばこれから防災・減災の観点から行きますと、避難所におきましてもやはりこの通信環境というのは大事になってくると思うんです。やはり災害が起きたときにスムーズに、円滑に、そして早く情報が収集することが大事だというふうに思いますけれども、各避難所のネット環境に関してはどのような考えなのか伺いたいというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず、国際村はそのようにWi-Fiの整備はされていますし、生涯学習センター一部でございますけれども完備されていると。あとは学校の体育館になりますとGIGAスクール構想、教育用のタブレットの導入の際にネットワークの整備をしてまいりましてLANの整備、Wi-Fiの整備が体育館にはございます。ただ、今はパスワードで制限されていますので、有事の際はそのパスワードを開放するかどうか検討しながら運用していく可能性はあるのかなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） じゃあ、各避難所に関してはどのような考え方のか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 例えば、各地区の避難所、地区の公民分館、16か所ありますが全てにWi-Fiを整備すると年間の回線使用料、光回線使用料ですね、あとプロバイダーの料金、年間1か所当たり15万円ほどかかりてしまうんです。16か所ですと年間レンディングコストが240万円かかるということで、有事の際以外は常時の利用がほとんど見込めないということになると、なかなかちょっと難しい話かなと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、続いて2問目に移りたいと思います。

お悔やみ支援サービス窓口でございます。これはなぜ私も一般質問させていただいたかというと、一番肝心なのは1か所の窓口でしていただくということが1つの希望なんですね。確かに、いろんな亡くなられた方の性別だったり、それからお立場だったりで手続がたくさんする

ものと、それから簡単にできることと、いろいろその方によって違います。そしてまた、手続をされる遺族の方も同居の方とは限りません。例えば、その亡くなられた方がずっと独り暮らしで自分のお子さんだったり、親戚縁者が県外とか遠くにいらっしゃる方はわざわざその手続をするために本町に来なくてはいけないわけですね。ですからもし来たときに、これはこちらの窓口でとか、これはあちらに行ってくださいとかというのではなくて、例えば、亡くなったときに、今そのワンペーパーでお渡ししているということでございますけれども、御一報をいただいてその方の大体のことを聞いていただいて、お持ちいただくものを御案内する。そしてそれの内容によっては、全て役場のほうで手續が必要な書類はそろえておいてあげて、いらっしゃったときにはその窓口で1つでも手續ができるというふうな、そういうふうな窓口をぜひ設置していただきたいというふうに思います。今のところお伺いすると、やはりその担当課のところに御案内するというようなお話でございましたけれども、やはりそのワンストップで窓口で時間を短くやっていくということが今の世の中大事ではないかなと思いますが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、ただいまの御質問につきましてお答えいたします。

ワンストップ、おっしゃるとおり1か所で済めば大変簡単に済み、お客様も便利かと思います。町長の回答にもありましたとおり、うちの町窓口ですと、まずほとんどのお客様死亡されると町民生活課の窓口に参ります。実質上、ここが総合案内窓口のような形になっている状態です。お客様をここで受付すると、死亡されたときいろいろな手續が御指摘のとおり各種あります。多岐にわたっております。事前に電話をよこして必要書類を連絡されている方、突然来て1から10までちょっと分からいいんでとお聞きされる方、この方々、窓口にお客様を回すのではなく、実質あそこがワンフロアといいますか小さいスケールメリットを生かしたワンフロア化しているのがうちの町の実態でありますので、あのフロア内に町民生活課、長寿社会課、健康福祉課という窓口の主たる課がそろっております。待合室も幸い1か所ですので、職員のほうがとっかえひっかえ代わってそのお客様に応対していくということで、実質的なワンストップを実現しているものと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） まず、そのワンストップ化に伴って手續の時間も短くなるというふうに考えておりますので、ぜひその手續がスムーズに、何か忘れてもう1回来なきやいけないとか、そういうことがないような配慮をぜひしていただければというふうに思っております。

そこで、2問目に行きますが、このガイドブックが私は必要になってくるのではないかなど思います。確かに、死亡診断書とともにあらあらのことが書いてあるものがお渡しされると思うんですけども、例えば、最近の風潮では、風潮と言ったらちょっと不謹慎かもしれないんですけども、例えば、同居されている方が亡くなっていても放置しているとか、それからあと、やはりそういう事件があったり、それからあと、やっぱり親子2人だけで片方が例えは亡くなったときに、どこにどういうふうな手続をしたらいいか分からぬという若い方もいらっしゃるのではないかなどというふうに思います。そういうふうになったときに、本町でつくられる、つくっていただけるといいなというガイドブックを各世帯に配付しておけば、特に目立つようにこのときはこういうふうにしましょうというような、例えば、町のその連絡先だったり、それからあと主な手続の仕方だったり、それからその図入りで矢印で、この場合はこういう手続が必要ですよとか、この場合はこういうところに行かなきやいけませんよ、例えば土地家屋の問題とかだと法務省に行かなきやいけないですし、あと厚生年金だとやっぱりその社会保険事務所ですか、そういうところに行かなきやいけないんですけども、やっぱりそういうふうな基本的な知識がきちんと載っているそのようなガイドブックを、亡くなつてからではなくて各世帯にこういうふうにあったときには、ああ、ここに連絡すればいいんだなというようなものが各世帯にあつたらば、大変助かるのではないかなどと思いますけれども、その辺の考えはないか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまお尋ねのガイドブック等になりますが、やはり御指摘のとおり亡くなつた方によつてはその生活環境、生活スタイル様々、多種多岐にわたる手續が発生します。中には何十という手續、ましてや役場だけじゃなく会社にもしなければならない、会社勤めの方であれば厚生年金であつたり社会保険であつたりと、役場だけでは完結しない。あとは通帳がロックされて金融機関への手續も必要になる。相続であれば法務局や土地関係で多種多岐にわたります。これをお悔やみガイドブック、これ紙媒体ということでお伺いしてお答えしたいと思うんですけども、紙媒体でつくるとその時点ではいいんですが、やはり制度改正、国をしょっちゅう、しょっちゅう起きると、やはり更新、更新という形で古いものが手元に残つてしまつて逆に御不便をおかけするというケースもあります。あと、一般的な最小限の手續じゃなくてレアケース等々を盛り込んでいくとなると物すごいボリュームになつてしまつて、かえつて混乱を招くものになりかねないということから、前段の回答になりました。今のところはまずワンペーパーで最も一般的に使うものであろうところをお示ししているところ

と、広報等ウェブサイトの表示にしましても全部を知っていただくというよりは、まずなくなったら御一報ください、全部こちらで丁寧にいろいろ聞き取りながらお教えしてこちらの手続であれば、お客様の環境であればこういうふうになりますということを聞き取りながら進めるのが一番お客様にとっても結果的には一番早いのかなと。窓口に来られているお客様も結果的には一つ一つ聞き取ってあげて御案内するということが手戻りがなくて一番早いという状況にもなっておりますので、今のところ現場としてはそのように考えております。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） 確かにそれもそうなんですけれども、やっぱりその遺族の方はいろんな、それこそ同居している方だけじゃなくて、何度も言いますけれども同居していない方もいらっしゃいますし、遠くに住まわれている遺族の方もいらっしゃいます。それが例えば、亡くなつたというふうになったときに、そのお宅にガイドブックがあったらば、それを見て手続の仕方も分かるというふうなことも考えられるのではないかというふうに思います。今後いろいろ更新しなきやいけない事項も出てくるということでございますけれども、やはりそこで3問目のホームページの充実が必要になってくるのではないかというふうに思います。このホームページ、ウェブサイト等はどんどん更新ができるわけで、やはりそのガイドブックと同じようなものをウェブサイト、ホームページに載せていただき、それを見ることによって本当にスムーズに手続ができる。これを日本全国検索すれば出てくるわけで、わざわざそこに、町に電話してとか、それから赴いて手續しなきやいけないとかというような1つ作業が減るわけでございますので、その辺の充実をしっかりしていただければなというふうに思いますが、それでも、いろいろとそのホームページのところもそれぞれカテゴリーがあって、なかなか担当課が難しいというようなことでございますけれども、今後そういうふうなことではなくて、やはり例えば、七ヶ浜のお悔やみコーナーとかっていうふうに検索したらば、すぐにその手続に必要なものだったり、このときはこういうことが大事なんですよというようなことが簡単に検索できるような、そのようなシステムを変えていくべきではないかなと思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらは議員さん御指摘のとおり、2問目から引き続いて3点目につながるような形で、町のほうでもそのように形を変えていくべきだと考えております。やはりこのウェブサイトをもっと活用して、もっと分かりやすく、たどりやすく、理想を言えば1つのボタンで自分の見たい情報にうまくたどり着けるような、ユーザーインターフェース

等が必要になってくるというふうに考えております。現在ある最初の説明であった、手続ごとの分け方、この辺の組み直しが必要になってきますので、今この段階ですぐ対応できますとはちょっととなかなかお返事できないんですが、ただ、ユーザーの方になるべく御負担をかけないような検索しやすいような形、これはお悔やみだけでなくほかの手続も我々の窓口抱えておりますので、それらも含めてちょっとと考えてまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 熊谷議員。

○5番（熊谷明美君） では、ぜひ早期に実現できることを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時25分再開いたします。

午前11時14分 休憩

---

午前11時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、4番木村 稔議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔4番 木村 稔君 登壇〕

○4番（木村 稔君） 4番、日本共産党木村 稔。議長より許可を得ましたので、3問について伺います。

第1の質問は、非課税世帯等への福祉灯油助成。これは燃料助成を含みます。についてであります。今年9月の一般質問にて同等の質問を行いましたが、再度、同等の質問をさせていただきます。

趣旨としましては、急激な原油高騰による真冬の暖房用の灯油代金、これ燃料代含むの異常な燃料代の高騰は、独り親世帯や高齢者等にとって極めて負担が大きく、また状況によっては健康な暮らしを脅かす問題であります。独り親世帯や高齢者等の非課税世帯への助成を求め、以下2点を質問いたします。

1点目は、今回の原油高騰による独り親世帯や高齢者等の非課税世帯への影響を本町ではどのように捉えているのか回答を求めるといいます。

2点目は、町では平成19年度と平成27年度に非課税世帯に対し燃料助成利用券を発行していましたが、今年の年末に再度、独り親世帯や高齢者等の非課税世帯に対し灯油代金、燃料代含むの一部を助成する考えがないのか回答を求めるといいます。

第2の質問は、第一次産業への支援・救済についてであります。

全国的にも新型コロナウイルスや急激な原油高騰の影響による第一次産業へのダメージは極めて大きく、各市町村でも様々な経済対策を議論し、また、講じている状況であります。そこで、本町の基幹産業である第一次産業への経済対策も当然ながら急務であると考えます。以下、第一次産業への支援・救済の取組について2点を問います。

第1点目は、全農県本部が米の生産者に払う2021年産米の概算金が大幅に下落したことを受け、県内の各市町村では独自の米価下落支援を行っている自治体が増加しております。本町でも耕作面積10アール当たり基準収量などを基に種子代を加えた金額で5,000円を本町の米生産者に支給する考えがないのか回答を求めます。

2点目は、漁業者はコロナ禍の影響で金策に大変苦慮しております。さらに急激な原油高騰が収益を圧迫しつつあることから、かけがいのない漁業を守るため、本町としても支援が必要と考えます。そこで、漁業者への支援・救済を本町では考えているのか回答を求めたいと思います。

第3の質問は、廃棄物の減量及び適正処理についてであります。

議長に申し上げます。文中、廃棄物処理計画と書きましたけれども、正しくは一般廃棄物処理実施計画ですので、実施と入れてください。訂正させていただきます。一般廃棄物処理実施計画と廃棄物減量等計画書について、以下4点を問います。

1点目は、廃棄物処理実施計画とは何か、回答を求めたいと思います。こちらについては、法令、条例等の位置づけ、また、義務の有無等への質問であります。

2点目は、廃棄物処理実施計画の重要性について、本町の認識を問います。内容としましては、重要な実施計画の特に8の一般廃棄物運送業許可の項目中の内容等が主な質問となります。あと少しだけ、課との連携も質問します。

3点目は、廃棄物減量等計画書とは何か、回答を求めます。これは1点目同様、法令、条例等の位置づけ、また、義務の有無等への質問と捉えてください。

4点目は、廃棄物処理等計画書の重要性について、本町の認識を問います。条例、規則に照らし合わせて廃棄物減量等計画書の重要性の実情が、これは現状に即しているのかを問います。

以上、3問を私の質問とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、非課税世帯等への福祉灯油助成（燃料費を含む）について、第2問、第一次産業への支援・救済について、第3問、廃棄物の減量及び適正処理について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、4番木村議員の1問目の御質問、非課税世帯への福祉灯油助成についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。原油価格高騰による非課税世帯への影響についてお答えをいたします。

原油価格高騰について、宮城県の18リットル灯油配達価格にて比較したところ、令和2年11月が1,491円。令和3年11月では1,998円と約500円程度値上がりしている状況であります。灯油などの燃料のことはこれから寒い時期を迎え、国民の生活に影響を及ぼすものと考えられます。

次に、2点目の御質問。今年末に非課税世帯等に対する灯油代等の一部助成の考えはないかについてお答えをさせていただきます。

政府で11月19日に閣議決定されたコロナ克服新時代開拓のための経済対策に、エネルギー価格高騰対策の1つとして国において地方自治体が行う生活困窮者への灯油購入費助成などの必要な経費に対する支援が盛り込まれているところであります。現在、役場庁内において、本事業実施の可否について検討を行っている段階であります。

次に、2問目の御質問。第一次産業への支援・救済についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。2021年産米の概算金が大幅に下落したことを受け、耕作面積10アールの基準収量などを基に、種子代を加えた金額を町内の米生産農家に給付する考えはないかについてお答えをさせていただきます。

令和3年産のひとめぼれの概算金は、前年比較で60キログラム当たり3,100円下落の危機的水準となったため、主食用米農家の事業継続が非常に厳しい状況となっていることは認識をしているところでございます。このことを受け、町としては後に審議させていただく予定の一般会計補正予算第7号に支援策を盛り込んでおります。その内容としましては、生産の要する主な物財費としての種もみや肥料代等に対し、10アール当たり、1反歩当たり1万円を支援する考えであります。

次に、2点目の御質問。原油高が収益を圧迫しつつあることから、かけがいのない漁業を守るため漁業者への支援・救済を本町では考えているのかについてお答えをさせていただきます。

これまでに漁業者から支援・救済を求める相談や要望はございませんが、ノリ収穫時期等を迎えるに当たり、原油高騰により経営の圧迫が懸念されるところでございます。しかしながら原油高騰は漁業者のみならず大きな社会問題でもあり、影響が多岐の業種に関係することから、今後の国や県の動向を注視するとともに状況の把握に努めながら検討してまいりたいと考えております。

次に、3問目の御質問。廃棄物の減量及び適正処理についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。一般廃棄物処理計画とは何かについてお答えをさせていただきます。

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び七ヶ浜町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定により定めているものであります。一般廃棄物の処理量の見込み、収集する一般廃棄物の種類及び分別の区分等を定めているものであります。

次に、2点目の御質問。一般廃棄物処理計画の重要性について本町の認識を問うについてお答えをいたします。

本計画は、区域内における一般廃棄物の処理を定めているものであり、適正処理するために必要不可欠なものであると考えております。

次に、3点目の御質問。廃棄物減量等計画書とは何かについてお答えをいたします。

御質問につきましては、一般廃棄物の多量排出事業者に対する指示を条例及び規則で定めております。いわゆる事業系一般廃棄物を定期的に搬入しようとする場合に、その事業者に対して計画書の提出を定めているものとなります。

次に、4点目の御質問。廃棄物減量等計画書の重要性について、本町の認識を問うについてお答えをさせていただきます。

本計画書は、事業者が多量に排出されようとする一般廃棄物を資源化等で減量の取組を計画的に定めさせ、このことにより減量を図るもので必要不可欠なものであると考えております。

以上を回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第1問目の再質問を行います。

1点目。認識ですが、こちらのほうは今の回答で理解できましたので、2点目からの再質問とさせていただきます。

こちら、急激な原油高騰により生活に必要なもの、食品含めて全てに大きな影響を今与えています。特に、独り親世帯や高齢者等の非課税世帯にとって光熱費含めガソリン代等々の燃料費にも今後も財政的体力が消耗することが十分に予想されます。今年こそは、独り親世帯を含めた高齢者等の非課税世帯にコロナ禍の冬を余裕を持って暮らしていただけるように、町の地域福祉基金を活用した灯油代や燃料費の一部を助成する考えはないか回答を求めたいところですが、しかしですよ、原油高騰で打撃受けている町民の方というのはたくさんおられます。もしですよ、国から特例交付金とか出るんであれば、もし、しかもやるんであれば、やるんであればですけれども、町もやるんであれば、しかしながら、この交付金というものは使わない理

由はもちろんありません。しかしながら今年の冬というのは、ラニーニャ現象で日本列島かなり厳しい寒さになると予想されております。問題は、特例交付金もし来た場合、活用した場合、対象者への給付がいつになるのか、まだ本町でも先が見通せない状況かもしませんが、他の市町村より1日でも、1秒でも早く本町の対象者にいつでも交付できるように、担当課には大変だとは思いますけれども万全の準備を整えておいていただきたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それにつきましては、今、国が示している状況と制度はどういう内容なのか、そして12月6日以降に開催される国会のところでいろいろとどういう予算とか組まれるのか、そういうもののを見定めながらできるだけ善処してまいりたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、第2問目の再質問に移りたいと思います。こちらは米支援です。何と申していいのかちょっと悩むところなんですが、私、一般質問14日の日曜日に提出したんですよ。15日月曜日で午前中に受理されたんですけども、そこから1日ぐらいたってから事務局から、それを言うとあれなんですね。ちょっと分かったらね、ちょっとどうだったのかなと思うんですけども、私は5,000円要求という。これは農家さんにきちんとお話を聞いて、大和町さんを僕は参考にして、大和町にも大体どういうふうなもので5,000円なのかと聞いて、農家の人们にも話して、じゃあ二、三千円はちょっとなというので、5,000円ですかと言ったら、うん、だな、そのぐらいだろうと。ちょっと盛って1万円にしますかって言ったんですよ、そうしたら、もらい過ぎだべって言うんで5,000円にしたんですよ。でも1万円出すということなんですね。そこで伺います。

今回の一般質問で、10アール当たり要望5,000円の一般質問通告書を、あと本町では食用米の支援事業ということで2倍に当たる1万円議案に上程し、大変その一方で町長も第一産業への理解に大変歓心しました。歓心は歓ぶに心で歓心です。そこで質問します。

今回の交付対象者の見込み経営体は15経営体ということですが、全て認定農業者と理解していいのか。また、例外があれば内訳の説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 認定農業者につきましては、6経営体でございます。そのほかにつきましては、一般的農家9件ということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○ 4番（木村 稔君） 各自治体を見ても、本町では10アール当たり 1万円という大変手厚い支援ですが、本町の米生産者はナラシ対策、ナラシ対策ってありますよね、ナラシ対策に加入している農家これ何割ぐらいいるのか。また、今回の交付額決定の説明では、かかった経費への補助と全協でも説明ありましたが、非食用米、もうこれは経費もかかっています。しかしながら、非食用米、これ飼料用米ですね。国から交付金あるわけですよね。利益はほぼ保障されていることから、そういう事情からですよ、本町からの支援事業対象から対象外とみなされたのか、そこで説明を求めます。本町の米生産者でナラシ対策等の加入は何割いるのか。また、非食用米、飼料用米は利益が保障されているから対象外なのか、この説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず、生産者でのナラシ対策の加入何割かということですが、件数で言いますと15経営体のうちナラシ対策につきましては2経営体です。

それから、飼料用米についてですが、そちらについてはまず主食用米につきましては、農家さんにつきましては収益としましては販売収入のみということになっております。飼料用米につきましては、販売収入そのものはもちろん低いんですが、国からの水田活用直接交付金やら、それから産地交付金との上乗せ支援があるということで対象外とさせていただいております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○ 4番（木村 稔君） 分かりました。また、主食用米の米生産者に10アール当たり 1万円という大変手厚い支援の本質は、明らかな収入の減少であり、物質材費等のかかったコスト、経費ですね、が経営を圧迫して採算が取れないと判断した結果の支援事業か問います。経費が利益に大きく食い込む理由からなのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず、今回の支援の基本的な考え方いたしましては、町長回答のとおり概算金が大幅に下落して農家が非常に厳しい状況となっていることから、収入の補填という意味合いではなくて、種もみ等の経常的にかかる経費への支援となります。現段階では概算金が大幅に下がったということで今後確定数値が、多分来年以降になるかと思いますが、現段階でそこも読めない状況にありますので、利益や収益に食い込むのが予想されるということと判断したものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○ 4番（木村 稔君） 1点目の最後の質問いたします。

全ては第一次産業を守る取組として理解していいのか、回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町長お願いします。

○町長（寺澤 薫君） こういった状況の中で支援という考え方であります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 2点目の再質問とさせていただきます。

こちら、最初にどのぐらいか、燃料高騰かというのは先に1つ資料、町長、副町長にお渡しさせていただきましたけれども、漁協に燃料の単価推移を質問したら、各漁協等で仕入れ先違うのでこれ難しいということでしたが、頼み込んで26日に漁港から2週間ぐらい製作期間を開けて漁協からそれ頂きました。これ見ると、4月から11月までの単価推移がこれ一目で分かるんですね。重油の今年の単価推移、これ4月ですね。4月は昨対比が133%、11月は昨対比が153%。軽油の単価推移4月は昨年度は130%に対し11月は昨対比144%。レギュラーガソリンの単価推移、これは4月対比で118%、11月は昨年比の127%。灯油単価の推移、4月は昨年比128%、11月は昨年比で142%。これあくまで単価の推移であって、価格の金額はもちろんどれも違うわけですけれども。特にこれから、先ほど町長も申し上げていましたけれども、繁忙期のノリ生産者、C重油の流出からコロナ禍の影響、今回の急激な燃料費の高騰で大変大きな損益出ています。もうこんなつらい思いを3年しているわけです。さらに、ノリの大量生産、ノリ生産者目的としていますので、船のエンジンが大きいのに加え、米生産者と比べものにならないくらい機械の稼働時間が長いという。今は、これでは採算が取れないという状況であります。また、他の漁業者も漁網や輸送用の発泡スチロールすら値段が上がって、個人の努力だけではコスト吸収が非常に困難な状況が続いております。それは経費が利益に食い込んで努力が報われない今の状況、これ米生産者と全く同じ状況ではないんでしょうか。そこで問います。今回の本町の基幹産業の漁業者からやりがい、これが奪われて離職者出るおそれあるんじやないでしょうか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 確かに、経費がかさんで影響が出ることは予想します。ただし、ノリ養殖業者などは今年の収穫が始まったばかりなんで、収益の部分は現段階では何とも言えませんが、町長回答どおり漁業者から現段階で支援を求める相談等はないわけでございます。漁業者、特にノリ養殖者につきましては、私、前年は税務課にいたわけなんですけれども、過去何年間かは重油流出等の被害などありましたが、経営状況はよかつたというふうに認識しております。3年苦しんだという意味合いがどの辺から来ているのかちょっと分かりませんが、右肩上がりとまでは言いませんが経営状態は決して悪くなくよかつたと思っております。

また、国のほうの燃料高騰時の補填対応策で、漁業経営セーフティネット構築事業というのがありまして、そちらに加入している漁業者も多数いるということがあるので、ある程度の燃料高騰については補填されるということも漁協さんからも聞いております。そのようなことから、現にそのやりがいが失われて離職というふうにはつながらないだろうなというふうには想定しております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかしですね、もっと利益を取れたわけですからね、通常であれば。平時ではないということです。所得を見越した本町の税収の安定や揮発油税、さらには水道料金の収入の果てまでの水産業の貢献度、これ加味した場合、町に与える影響というのは無関係とは言えないですよね。基幹産業である第一次産業、水産業これ支えていくことにより、町全体に満遍なく恩恵あるんじゃないのかと。ガソリンスタンドとかもそうですけれども、町全体もあるんじゃないのかと。まだ町としても基幹産業で大きなシェアのある水産業の減収、これ町の大きな財源の減収、これマイナスにつながるんじゃないのか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず、1点目の回答したとおり、今年の收支状況については当然ながら確定したわけでもありませんので、税収については基本的に税務課なんでしょうけれども、今の段階で税収の増減についてはまだ分かりませんということになります。今回のように外的要因で、例えばその収支に影響が出る場合とか、それからその自然状況によって当然左右されるわけなんで、その辺につきましては漁業の方々はその年年で収益がよい、悪いを含めまして様々な状況があるということを認識はしていることと私は思っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 今年に入ってからこの燃料高騰、まさに異常であり、個人の経営体でコスト吸収できる状態ではありません。燃料の高騰というのは、漁業においては1、経費の大きな部分を占める、ほぼ油ですね。2、漁獲量によるコスト吸収が困難。毎年魚減っています。3、入札、競り、相対が基本のため経費、そのかかったコスト低下というのが極めて困難というこれらの漁業特有の事情というものもあると思います。したがって、本町が本当に基幹産業を、稻作と水産業の二輪でやっていく考えがあるならば、米生産者と同じように経営が利益に苦しんでいる、保障される方もいるという話ですけれども、困窮であえいでいる漁業者にも手を差し伸べるべきではないのか。最後の回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） それについては、まだ秋ノリとかが始まって、恐らく燃油等の請求がどこまで来ているのか、翌月なのか、翌々月なのか分からないですけれども、その辺がどんどんかさんでくることによって経営体の人たちが実感するのかどうなのか。また、刺し網なんかは遠くまで行きますので、かなりこれだけ費用がかかっているんだというのがいろいろあると思うんですけども、その状況をしっかりと見ながら、支援をしないとかそういうんじゃなくて、その辺は町の基幹産業として頑張っていらっしゃる方に考えてはいきたいと思っていますが、まだ具体的な話をいただいておりませんので、その辺は今後の話になるんじゃないかなと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） ちょっと大きな船になるとドラム缶1本半使うって言っていましたからね。前向きに考えていただきたいと。

第3問目の再質問にまいりたいと思います。

こちら、一般処理実施計画に告示義務があります。これあるのか、何年単位での告示なのか。また、どんな方法で町民に周知しているのか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 実施計画書の告示につきましては、役場前にあります掲示板に告示していることと、あとウェブサイトへの掲載になっております。あと告示につきましては、単年度ということになっております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 各市町村で一般廃棄物処理実施計画の様式というのが見ると異なっています。一般廃棄物処理計画というのは決まった様式というのは、一体ないんでしょうか。また、ちょっとここで私の興味になっちゃうんですけども、現在、様式にある項目の見直しというのは現在考えているのかどうか。回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘の様式につきましては、御存じのとおり各市町村ともまちまちになっております。ある程度盛り込む項目等は示されているものの、様式等までは示されていないために各自治体ごとのものとなっております。

あと、見直しにつきましてですが、こちら廃棄物の動向や時代、時流がありますので、逆に様式が定まっていないことからそのあたりを見定めながら適宜対応していきたいなと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 各市町村で一般廃棄物のその実施計画の8の一般廃棄物収集運搬許可の項目ですが、これ平成29年度にはこれ明記ないんですよね。平成30年度から新たに付け加えられている項目です。そこで説明を求めます。平成29年度には8の一般廃棄物収集運搬許可の項目、これなのに、30年度から新たに付け加えたこの理由。回答を求めてます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 当時の経緯といたしましては、一般廃棄物収集運搬業、こちらの立ち位置を明確にするために記載したというふうに伺っております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その許可ですね、これ2年更新ですが、町の委託による廃棄物収集運搬の契約許可の更新。これ何年なのか。

また、一般廃棄物の実施計画で示されている8の一般廃棄物運送業許可との明確な違い。これの説明を求めるといいます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） まず、一般廃棄物の許可につきましては、法令で定められており2年というふうになっております。

あと、業務委託に関しましては、こちら家庭用の廃棄物、一般廃棄物の処理の契約となりますので、業務委託として1年と毎年単年度の契約としております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 単年度ということです。町民の責務と協力の内容。これ一般廃棄物処理実施計画に全て明記されているものなのか。それが一般廃棄物処理実施計画なのか説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、計画書に一般的なことを盛り込んであるということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） これ表3の一般廃棄物の発生、抑制点、再資源化計画というのがあって、町民の責務って書いてあるんですが、これにはごみ集積所は書いていないんですね。それでは、2点目の再質問に参ります。

実施計画の重要性についてです。これインターネットで七ヶ浜計画で検索しますと、七ヶ浜

便利帳に各種計画たるもののが画面に現れるわけです。一般質問を私は11月、さっきも言いましたけれども14日にこれ提出した時点では、平成31年度の一般廃棄物処理実施計画、これが画面に現れていたんですね。しかも31年だから重要な計画1年飛んでいるわけですよね。そこで、現在どうなっているのか回答を求めます。

また、今回の改善策についてどのように考えているのか。各課の連携ということでこれを質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、御指摘のとおり最新版のほうの更新が町民生活課からのほうの情報提供が抜けていたために、御指摘のとおりの状況になっております。こちらで早々に気がつきまして、現在は令和3年度版の最新版に差し替えている状況になります。

今後の対応状況といたしましてですが、当然、これは告示義務があつて告示しているもので、告示の手順の中に確実に政策課のほうに情報連携をするように努めていきたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） これも一般質問通告書を出して、上に各課の連携って書いてあたらすぐ変わったんですよ。本当これ、米のあれみたいに悔しいですね。これはね、今回言おうと思った、悔しい。

まず、現在の一般廃棄物処理実施計画の8、一般廃棄物運送許可の項目中の内容について、これ説明を求めるといいます。

8の一般廃棄物処理収集運搬許可、町が行う町内的一般廃棄物収集、これは現在ですよ、運送許可については令和2年度の生活系廃棄物、事業系廃棄物計画量に対し、現行の許可者で十分な能力を有し適正な収集及び運搬が行われていることから、令和3年度は原則として新規許可を行わないものとする。ただし、今後のごみ排出量の変動やごみの減量及び資源化の促進の観点から必要と認められる場合はこの限りではないという。これ現在、こうなっている。あるんですけども。ここで明記されている生活系廃棄物、事業系廃棄物計画量というのは、一般廃棄物処理実施計画の8のその下にある表1、生活系廃棄物及びし尿、浄化槽汚泥の排出量見込み及び収集運搬業と表2の事業系一般廃棄物の排出量見込み及び収集運搬計画とともに排出見込み量、どっちも排出見込み量であるんですけども、それを示しているのか説明を求めるといいます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘のとおり、見込み量につきましては表に示しているところの数量となります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） その排出見込み量、これ指しているんであれば、町が行う町内的一般廃棄物収集運搬許可については、現在は令和2年って書いているんですけども、令和3年度の生活系廃棄物、事業系廃棄物計画量に対しと、本年、令和3年度ですよ、一般廃棄物収集運搬許可のそれを基準にしなければ駄目なんじゃないの。去年じゃなくて今年、令和元年度の排出量見込み量で許可申請をこれすることになるんじゃないのかと。だから、去年で見るとその前の排出見込み量というのを参考につくっていることになるんじゃないのか。その説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 御指摘のあった参考にしている見込み値ですね。こちらのほうが年度のほうがというところかと思われますので、そちらにつきまして御回答させていただきたいと思います。

おっしゃるとおり、このままで読み込みますと令和2年度の数値をそのまま計画量にしていいんじゃないでしょうかということだと思われます。実際、確かに計画量でありますので、この辺書き方、文言足らずなのか、ちょっと書き方が分かりづらいというところがありますが、本来であれば令和2年度までの実績値等を参考にして算出した計画量に対してというふうにお示しするべきだったところが、ちょっとこのような表現になっているというところで、ここは前段の様式等のお話もありましたので見直し整理等を進めていきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） そうするとやっぱりコロナ禍だと大量に人が家にいるときとか、ちょっとずつずれていくと思うんですよね。

それでは、また、8の一般廃棄物収集運搬許可、これですね。町が行う町内的一般廃棄物収集の許可については、令和2年度の生活系廃棄物、事業系廃棄物処理計画に対し、現行の許可者で十分な処理能力を有し、適正な収集及び運搬が行われていることから、令和3年度は原則として新規許可を行わないものとする、ただしうぬうぬと続きがあるわけですけれども。これ文中の適正な収集及び運搬が行われていることから、この文書本当に必要ですか。例えば、町が行う町内的一般廃棄物収集運搬許可については、令和3年度の生活系廃棄物、事業系廃棄物計

画書に対し、現行の許可者で十分な処理能力を有し、ここに、また、令和2年度も適正な収集及び運搬が行われていることから令和3年度は原則として許可行わないものとするとするなら、まだ分かるんですよ、これ。しかしこれども、適正な収集及び運搬が行われていることから、この業者にへりくだった文書のため基準時、勘違いするんじゃないのかと。だってさっき言ったように単年度ですよ、これ。単年度です。さっき確認取りました。単年度って言ったのはそうですよ。適正な収集及び運搬が行われていることから、この文書、これ本当に必要ですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、議員、業者への考えがあるんじゃないとかというような御指摘もありますが、先ほど回答でも申し上げましたとおり、全体的にこの8番につきましては見直しが必要な部分もあるというふうには考えておりますので、そのあたりで整理をさせていただければなと考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、3点目の再質問にさせていただきます。

廃棄物何か。廃棄物減量等計画書は何か回答を求めるということですが、廃棄物その減量計画書に対する法令等の位置づけ、また、義務の有無はあるのか。法令等に対する位置。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 廃棄物減量計画書に対する法令等の義務づけは、特にありません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） では、条例等での義務の有無について回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） こちらにつきましては、町の例規にて定めております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 4点目の再質問に参ります。

廃棄物の重要性についてで、七ヶ浜廃棄物の減量及び適正処理に関する条例、これ12条、多量排出事業者に対する指示、町長は大量に一般廃棄物を排出する事業者として規則に定めるものに対し当該事業者が排出する一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を搬入すべき場所及びその搬入方法その他必要な事項を指示することができるとあります。そこで、

減量計画の作成及び提出に関連して質問します。

七ヶ浜廃棄物の減量及び適正に関する条例に12条、これに多量排出事業者に対する指示とあります。この多量排出事業者というのは何なのか。回答を求めてます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問になりますが、町の規則では一般廃棄物を定期的に規則上は1週間につき1回以上出している事業者ということになります。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） じゃあ、また、この文中にある多量排出事業者に対する指示の対象の規則に定めるものってあるんですね。が、七ヶ浜廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の4条、減量等計画の作成及び提出に明記されています。内容というのが、条例12条に規定する規則で定める減量等計画の作成及び提出を次に挙げる事業者とすると。1、条例13第1項に規定する搬入の許可を受けようとするものであって事業活動に伴って生じた一般廃棄物を1週間に1回以上とすると。以下この条文、条については同じ。2、町が指定した一般廃棄物処理に搬入するものと書いてあるんですね。（2）に、町が許可した一般廃棄物収集もしくは運搬活動によって生じた一般廃棄物の処理、定期的に委託するものと書いてあります。3、前項に該当する事業者は昨年、毎年4月1日から翌年3月31日までに廃棄物減量等計画、これ様式の1のこれですね、これを作成し、町長に提出しなければならないと書いてあるんですね。そこで疑問なんですけれども、多量排出業者の多量排出の定義って一体何なの。通常、多量排出事業者っていうと、前年度の産業廃棄物の場合、産業廃棄物なんです。発生量1トン以上か前年度の特別管理産業廃棄物発生量50トン以上である事業場を設置している業者というのが定義ですね。通常は。これ量に対する規定、さっき読んだんすけれども、ないんですよ。ないんです、これ。質問します。

条例12条に規定する規定で定める多量排出業者の減量等計画作成及び提出者は明確な排出量の規定がないため、本来ならば町のほとんどの事業者、ゼロですね、これ。が、廃棄物減量等計画書、これですね、の作成対象事業者になり町長に提出しなきゃいけないんじゃないですか。回答を求めてます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの御質問、御指摘にあったとおりで規則上は1週間に1回以上とするということで、じゃあどれくらいの量であるのかというところが明記されていない状況です。実はこれ処分場同じにしている1市3町、全部同じような文言になっておりま

して、仙台等であれば何トンと、市町村によってはトン表示をしているところ、年間で何トンというふうな表示をしているところもあり、その場合ですと明確な基準が見えるというところにもなります。つきましては、当然1市3町処理場を1にしているもので1自治体でだけここを基準値を求めるというところもなかなか難しいもので、課題として提起しながらここは分かりやすいような形で考えていいかなきゃないのかなというふうに考えております。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） やっぱり改善の余地そこはありますよね。そこはあると思います。ね。事業者が委託している収集運搬業者が持っているパッカー車と、これ計量器というのがついてないんですよね。だから、廃棄物処理等計画書、これ自分で出したのを書かなきゃいけないですけれども、事業系一般廃棄物の量ですよ。当該事業者量れないんですよね。そうなると、そもそも物理的に廃棄物処理計画書そのものが事業者というのは製作できないんじゃないですか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） 事業系廃棄物の搬入、数量の把握になりますが、確かにトラックやパッカー車に積み込んでしまうと複数の事業者積んでしまって分からなくなるということはあるかと思います。他自治体とかほかのところでじゃあどのようにしているかというと、例えば主に出す残飯であったりなんかを袋に入れると、1袋当たり何キロという換算でうちの事業所では何袋なので年間何トンですよ、何キロですよというふうな形での把握。このあたりが概算値として使われているというふうに考えております。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 質問する際に私のほうを見ながら質問しているんで、私も何か言わなければならぬのかなと思って回答するんですけれども、そもそも計画、この計画をどうしてつくるかというふうな意味においては、私と木村議員の考え方方がちょっとずれがあるんじゃないかというふうに感じました。それは何かといいますと、下水道も同じですけれども、最終処分場の処理施設が今まで間に合うかどうか、それからそれを調整するために計画書を立てていかなければ、それに急には対応できないという問題があるんです。ごみ処理も同じように、焼却場に能力がありますし、それから運搬にも市場というか社会にある民間の運搬業者で足りるかどうかというのは、それはある程度調整しなければならないというふうなことから、今までの中で問題があるかどうか、だから次の年も申請をしなくともいい、そういうものを定めているこの法律の流れ、全体の流れからすれば、この計画というのは町から出る総量に対してど

ういうふうに調整をしていくか。それにどう対応していくかというふうなことを把握する意味もあって、こういった計画をつくっておりますので、そういった意味でもし同じでしたらそれはそれでいいんですけども、なんかちょっとずれがあるような感じがしますので、私のほうを見ながら。ただ、恐らく前回に質問されたときに、あの集積所に出す、そのところの中間地点集積所というのはどの、誰のものなんだって、どこの義務があるんだって、そのところに端と発しているというふうな部分があると思いますけれども、町の考えとすればあくまでも収集運搬が町でございますので、収集運搬というふうなところに計画書もそういったものも全て対応をしているというふうなことでございますので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） しかし副町長、町全体ですよ。パッカ一車で量ってきた量というのは、一般廃棄物処理計画とか、そういったのにも全体量というのは分かるわけなんですよね。だから、あえてこれを事業者につくらせるのかって、トータル量はもう分かっているわけなんで、それには値したいと思いますね。私はそれは、まあちょっと、言っていることは分かりますよ。大切だと思うんですけども、それは大切です。でも、既に出てきているわけですよ。だからそれを1枚、1枚書かせるかということなんですけれども、ね。そこで、再質問しますよ。そんなに大切だったら、現在、町内で廃棄物減量等計画書を作成している事業者、一体何事業者いるのか。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） この規則で定めるところの御指摘の減量等計画、廃棄物処理計画を出している事業者はありません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 結局誰も出していないんですよ。

以上、3問、私からの一般質問は全て終わります。

○議長（岡崎正憲君） ここで休憩いたします。午後1時20分に再開いたします。

午後 0時18分 休憩

---

午後 1時20分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、1番佐藤直美議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[1番 佐藤直美君 登壇]

○1番（佐藤直美君） 1番佐藤直美でございます。議長より質問の許可をいただきましたので、今回は2問質問をさせていただきます。

まず、1問目。小中学校の統廃合の必要性について町の考えはということで質問をさせていただきます。

少子化に伴い小中学校の児童生徒数が年々減少しており、今後の学校教育、部活動の問題等、心配される声がたくさん出ております。現在、既に児童数が令和3年5月1日現在では、それは教育総務課から頂いた資料を基に書いております、小学校3校合計で111人という学年もあります。小中学校の統廃合の必要性は、まだまだ先のように感じますが、本町も適正規模、そして適正配置を考えなければいけない時期に入っているのではないかと考えます。そこで、次の点について伺います。

1、過去10年間の児童生徒数と教職員数、そして今後の見通し。

2、学級数が以前より少ないことにより、学校運営上の課題はあるのか。

3、小中学校統廃合検討委員会のような組織を立ち上げ、保護者そして地域の方々、有識者の意見を聞き始める考えはあるのか。

4、現時点での町としての考えは。

以上、4点になります。

そして、2問目です。子供の居場所を積極的につくる考えはということで質問させていただきます。

七ヶ浜町第2期子ども・子育て支援事業計画、こちらですね、2020年から2024には、重点目標1として、「つどう、子供の個性を大切にした居場所づくり」とこちらに堂々と掲げられております。その中には、「無限の可能性を秘めた子どもたちには、自身の人格と価値観を形成するための様々な経験と体験の中から、何のしがらみもなく暖かく見守ってくれる居心地のよい場所が必要です。個性を大切にし、未来への希望を持って自分の可能性に挑戦できる子どもたちにとって居心地のよい場所を提供します」と書かれております。また、「子どもたちが安心して過ごせ、子どもの個性を尊重しながら、子どもたちが楽しく集い、自由に活動でき安全なことができる子どもの居場所づくりを確保します」と説明されており、取組事例として、子育て支援センター、はまぎく放課後児童クラブ、図書センターが掲載されております。そこで、次の点について伺います。

1、子どもの居場所づくりとのことだが、対象年齢は何歳から何歳になりますか。

2、子どもの居場所づくりの強化を掲げるに当たり、今言った上記3例のみで十分なのか。ほかに考えはないのか、あるのか伺います。

3、令和2年12月会議で歌川議員の一般質問、きずなハウス事業に対して、町長はこれまできずなハウスで行ってきた子供の居場所づくりについては、生涯学習センターにおいて実施していく予定でございますと答えていらっしゃいます。1年たった今、進捗状況をお伺いいたします。

以上、2問になります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、小中学校の統廃合の必要性について町の考えは、第2問、子供の居場所を積極的につくる考えはについて、回答を求めます。武田光彦教育長、御登壇願います。

〔教育長 武田光彦君 登壇〕

○教育長（武田光彦君） それでは、1番佐藤直美議員の1問目の御質問、小中学校の統廃合の必要性について町の考えはの1点目。過去10年間の児童生徒数と教職員数、そして今後の見通しはについて、お答えいたします。

まず、過去10年間の児童生徒については、小学校が9,795人、中学校が5,560人で、合計1万5,355人であります。

次に、教職員数でありますが、小学校が675人、中学校が485人で、合計1,160人であります。

最後に、今後の児童生徒数の見通しですが、今後も全体的に減少していく状況であるというふうに認識しております。

次に、2点目。学級数が以前より少ないことにより、学校運営上の課題はあるのかについてであります。先日、各校長に確認したところ、小学校においては現段階で特に問題や課題はないということでした。中学校においては、今ではないけれども将来部活動に関して問題が生じるのではないかという懸念がありました。

次に、3点目の中学校統廃合検討委員会のような組織を立ち上げ、保護者、地域の方々、有識者の意見を聞き始める考えはあるのかと、4点目の現時点での町としての考えはについては、一緒に回答いたします。

御質問の件については、大変デリケートな問題であり、また、大事な課題であるだけになお一層のこと慎重に取り組んでいく必要があるというふうに考えておりますが、そういうときが来ても即対応できるよう必要なデータ、あるいは資料収集は行っており、教育委員会の中で隨時勉強しているという現状です。ただし、現時点では白紙であり、検討委員会を立ち上げる予

定はないということを重ねて回答といたします。

以上、1問目の回答といたします。

次に、2問目の質問。子供の居場所を積極的につくる考えはについて、お答えいたします。

その1点目の、子どもの居場所づくりのことですが、対象年齢についてお答えします。

七ヶ浜町第2期子ども・子育て支援事業計画は、議員御承知のとおり、子ども・子育て支援法に基づき定めているものであります。法律の第6条で、子供とは18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者と定義されており、本町の計画も同様の定義が相当するものと考えております。

次に、2点目の御質問。子どもの居場所づくりの強化を掲げるに当たり、上記3例のみで十分なのか、ほかに考えはあるのかについてお答えします。

七ヶ浜町第2期子ども・子育て支援事業計画は、つどう、つながる、はぐくむを基本理念とし、それぞれの理念がお互いに組織的に連携し合いながら初期の目的に向かって活動していくものであり、いろいろな活動の中でイメージしやすいようにとたまたま子育て支援センターとはまぎく放課後児童クラブと、そして図書センターの3つの取組を写真と解説つきで例示したものです。そのほかに、さらに重点目標としてファミリーサポートセンターと心身障害児通園事業等の6事業、そして重点施策として生涯学習事業と図書センター管理運営事業の2事業を挙げて生涯学習の充実に向けて取り組んでおります。

このように、御指摘の3例以外にも幅広いいろいろな事業を取り組んでおり、取り組んでいく中で町民のニーズにもできるだけ対応していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の御質問。きずなハウスで行ってきた子どもの居場所づくりについては、生涯学習センターにおいて実施していく予定との回答であったが進捗状況を伺うについてお答えします。

初めに、若干の御理解をお願いします。震災時、NPO法人のレスキューストックヤードが七ヶ浜町に救援活動とその後の復興活動に大きな御尽力をいただき、今でも深く感謝しているところです。その後、震災の復興に一定のめどが立つのと同時に、NPO法人のレスキューストックヤードがその役割を終えるに当たり、町との間で何度も話し合いを重ねて結果、NPO法人とは違う行政は行政の立場でできる範囲で取り組んでいこうという考え方で、主として震災の伝承教訓を残していくことと、子どもたちの居場所づくりを行政の立場からできる範囲で取り組んでいこうという経過をたどって今日に至っているということを御理解いただきたいと思います。その経過を御理解いただいた上で、その後の子どもたちの居場所づくりの取組について

お答えします。

議員御承知のとおり、子どもたちの居場所づくり事業をはじめ全ての事業において、新型コロナウィルス感染症緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の影響で事業によっては終始、あるいは人数の制限などの措置を取らざるを得ない状況でしたが、最近は少しづつですが元に戻りつつあります。まず、図書センターの利用者は、コロナ発生前まで戻りつつあります。個別ブースの学習室は、読書や学習の場として、また、町民交流室は憩いの場として利用されております。生涯学習センターの事業や講座は感染対策を行いながら、育児ゆうゆう広場は2歳から6歳のお子様と保護者を対象に実施し、親子ふれあい塾では小学校1年生から3年生に年4回実施し、アドベンチャースクールは小学校4年生から6年生を対象に年4回実施しております。

また、地域間交流事業の山のつどい、海のつどいは毎年輪番制で、今年は亦楽小学校と朝日町の大谷小学校の4年生から6年生の有志で実施し、ジュニアリーダー育成事業は中学生から高校生が対象で実施しております。その他として、歴史資料館主催の講座等も公民館を会場にして実施しております。コロナが終息に向かいつつあるのと呼応して、少しづつですが確実に子供たちが気軽に生涯学習センターを利用することが増えつつあり、子どもたちの居場所づくりに期待をしているところであります。今後ともコロナ感染に十分に留意しながら、利用者のニーズに応じた事業や講座、イベントにできる限り対応していきたいということを考えていることをもって2問目の回答といたします。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、1問目の再質問からさせていただきます。

1問目の1点目。過去10年間の児童生徒数と教職員数ということで、合計で今数字のほうをいただきておりました。もし可能であれば、後ほど資料としてその学校ごとのデータを頂戴できればなと思うんですが。よろしいでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤浩明君） それは可能でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） そうしますと、2問目のほうに移らせていただきます。

学級数が以前より少ないことにより学校運営上の課題はあるのかということで、小学校は特になしということで回答があったということ。中学校はやはり部活動ですね。生徒数が減れば教職員数が減ります。必然的に部活動の数も少なくなります。それは今、保護者の方からもとても心配な声が本当に上がっております。驚いたことに、部活動だけではなくいろいろなうわ

さがはびこっておりまして、私も待ち伏せまでされて聞かれたことがあります。中学校って七中なくなって介護施設になるんだって、向洋中にみんな行かなきやいけなくなるんだよね、というのを1人のお母さんだけじゃなくて本当にこれは冗談抜きでもう10人以上の、本当に保護者の方から私本当に聞かれるんですね。それに私もお答えするんですが、そういったこともこちらでも何も聞いていないし、多分それはないと思うんだけども私のほうでちょっと一般質問をして、町がどういうふうに考えているかしっかりちょっと町の考えを聞いてくるねということで保護者の方々にはお答えしておりました。やはり皆さん、部活というのはやっぱり心配なところが一番なんですね。やっぱり我が子が好きなスポーツ、好きな文化、例えば美術だったり、吹奏楽だったりというところをやっぱり子供たちにやらせてあげたいという親心があるので、皆さんやっぱりいろんなことを考えてしまう。特になんすけれども、小学校2年生ですね。先ほど111名と言ったのが、今小学校2年生が合計で111名だったんですよ。頂いた資料で。それを基に、以前保育園をこういうふうに建てますよといったときに子ども未来課から頂戴した今後の七ヶ浜町の児童数推計というのも私のほうでも見させていただいて、自分なりにこういった表をちょっとつくってみました。そうすると、今、令和3年度は合計で小学校が769名、過去の10年間合計が9,795人なので、これを単純に割っても1年で979人なんですね。やはりそれに比べると本当に200人ぐらい3校合わせて減っています。それを全部入れていったときに、その頂いたこのデータで入れていったときに、令和10年ぐらいになるともう700人ぐらいになるんですね。中学校のほうは345人ぐらいにやっぱり減ってしまうんです。この色づいているところは確定の数字なんですね。今いる生徒児童の数なので。そうするともうやっぱり部活動というのがほぼできなくなっていくと思われます。2つ学校残して、このまま運営していくのであれば、って考えたときに、いろいろ私のほうでも調べたんですが、統合するというのは先ほど教育長もとてもナイーブな、本当にセンシティブな話なので、とても丁寧に勉強しながら決めていかなければいけないということなんですが、ある市町村では選択制というのを取っている市町村があります。学区内で。例えば今、七中したら松小を2つに割って、松小と亦小の子が七中、向洋中は汐見小と松小の半分が向洋中。だけど中学校に入るときに、どっちの学校がいいかという選択制を取っている、東京であれば品川区、それからほか、これ文部科学省の資料私も見つけて読んだんですけども、広島では尾道市、今でもちょっとやっていいるかはあれなんですね、これちょっと古い資料なので、文部科学省。それから、福岡県の穂波町というところも選択制を選んでいました。そうすると、選択制っていうと学区違うところにやっぱり行くというふうになるので、ちょっと難しいのかなとは思うんですが、やっぱりこの

学校に来てほしいということで教師の皆さんもすごくやっぱり一生懸命になるらしいんですね。学校選択制の導入は学校教職員が選ばれる立場に立つという今までの学校に逆転の発想を期待したものである、学校活性化に必要な職員の意識の変革も大きな狙いであるというふうにまとめてあります。私もこれを読んだときに、ああ、そういえば今、七中と向洋中は同じ町にあるのに全く違う行事とかをやっているんですね。例えば、片方の学校では職業体験をしています。中学校2年生で。片方の学校では職業体験をしていません。片方の学校では宿泊ありの校外学習をしています。2年生で。片方の学校ではしていません。同じ町内で子供たち選べないで学校に行っているのに、そこまで行事を違うことをされるとやはり子供たちもちょっと理解ができないというか、何でこんなに違うんだろう、保護者も理解ができない。こっちの学校にはこの部活あるのに、こっちの学校にはこの部活がないというやっぱり選択肢がない。そして統合するお考えもまだないというふうに考えているのなら、こういった選択肢もあるということを御存じだったのか。そして今後、こういった選択肢を取り入れて、この町の学校システムを考えていくのかどうかというところを町長、もしくは教育長にお伺いできればと思います。

○議長（岡崎正憲君）　武田教育長。

○教育長（武田光彦君）　まず、1つ目は議員のほうから統廃合検討委員会というネーミングでお話をされたんですけれども、私は考えるときに統廃合という狭い考え方、あるいは小さい考え方ではなくて、新しい時代に対応した新しい学校はどうあるべきかというそういう観点に立って考えたほうがいいだろうというふうに思って、今後そういうことを進めていこうとするときにはそういう考え方とスタンスで取り組んでいきたいなというふうに思っております。そのときに、いろいろあるんですけども、まず1つは、基本的にどういう行事をやるか、あるいはどういう運動をやるかと、部活をやるかということは各学校の校長に任せられていることなんです。どの学校も同じ部活、同じ行事でなくちゃならないということではありません。それはちょっと違うので御理解のほうをいただきたいというふうに思っております。それから、先ほどお話したように新たな時代の学校の在り方ということをスタンスにして、基本的な観点にしてこれから考えたときには、部活の在り方、部活に入る、入らないは自由であるということもまた考えられる。実際にそういう取り組んでいる学校もあります。部活の在り方、それから学校行事の在り方、そういうものいろいろな現在ある要素を、あるいは新しい学校をつくっていくときの課題点全部を洗い出しをして、その上でこういう学校をつくっていきたいというふうに取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。一応、こちら側のスタンス、こちら側のスタンスとしては今お話したようなスタンスであるということが1つです。

もう一つは、スタンスについてはお話ししましたけれども、これからこういうふうにするんだ、ああいうふうにするんだという中身については現時点では白紙ですよと。ただし、必要なデータ、必要な資料は収集し、かつ教育委員会の中で勉強会、あるいは私の方では課題研修というふうに言っているんですけども、今ある教育課題、いろんな課題を研修会と、課題研修会と称して毎月の教育委員会の中で議論をして、そういうものが新しい学校の在り方の中に反映されていけばいいなというひそかな期待は持っております。そういうところで今のところは何も決まってはいないんだけれども、スタンスとしてはそういうスタンスですよということを御理解いただきたいという。

それから、七中でしか、七中が福祉センター、（「介護施設です」の声あり）介護施設、そういううわさがあるということは私の耳にも届いております。即そういうことはありませんというふうに回答しております。どこからどういうふうに出たのか分かりません。また、そういうことを調べようすると逆に変な宣伝になってしまって、そういうことは調べておりません。そういう考えも全くありません。これから考え方とするのに先に介護施設なんていうのはあり得ないことですので、そこはきっぱりとそういう話があったら、きっぱりとそういう考えはないということを説明していただきたい。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、今のその皆さんのがうわさはびこっている点は、やはり個人的に私に聞いてくる方は少人数ということなので、何かの機会でやはりそこはしっかりと今のうちにはそういう考えはないということを町としてしっかりと、やはり町民のほうに、皆さんやはり自分の行っていた学校がなくなるというのは、やはり皆さん悲しいところもありますので、そういういたところ何かの機会にやはり今は白紙ですというのをしっかりと伝えていただければなと考えております。そして、まだ白紙ですということなんですが、今の4年生ですね。今の4年生、3校合わせて123人しかおりません。これが中学校になるというのはあともう3年後なんですね。その後、3年生、小3、137。これすみません、普通学級のみなんですけれども。そして、普通学級、特殊も併せると4年生129、3年生148、2年生111、1年生116、そして来年度の1年生ですね、入学してくる子供128人です。これをまだ何も考えてません、白紙ですって言っておくのはちょっと時間が足りないんじゃないかなというふうに、やはり町民としては考えております。なので、いつからしっかりと検討をして、町民のほうにそういうことを発信していくのか、そういう考えはあるのか。町長もしくは教育長の答弁を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） いつからという期日はちょっと申し上げられませんけれども、最初の答弁であったようにそういうときになつたら即対応できるような必要なデータや情報は仕入れてある、かつ、教育委員会の中で課題研修と称して統廃合の件も含めた課題研修として勉強会もやっているということですので、私の心勘定としては近々かなというふうには思っていますけれども、いつからということについての期限をきっちり切ることは今のところは差し控えたいなというふうに思っております。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、先ほど申し上げたとおり、その選択制というところもやはり統廃合考えないとなれば、いろいろな問題がやはり山積みなので、難しいってなったときに、その先ほどおっしゃったやはり部活の数、それから行事は校長に委ねていると、それは私も十分、子供のほうを学校に通わせているので十分理解はできます。ただし、この間、向洋中の子供たちが亦楽小学校に職業体験に来て、そこで向洋中はこんな学校ですよってプレゼンをしたときに、やはり児童は、ええ、向洋中のほうがこんなに楽しいことしているんだとか、ええ、向洋中ってこうなんだっていうのを、やはり子供たちって感じるんですね。そして向洋中のほうに行きたいなとか、そういった声も上がってきます。やはりそれは、今後こんなに児童生徒数が少ないという中で、やはり新しい考えを取り入れながら今後の将来のことを考えるというふうにおっしゃっていたので、選択制というのも視野に入っているのかどうなのか。今後考えていかれるのかどうなのかだけお伺いできればと思います。

○議長（岡崎正憲君） 武田教育長。

○教育長（武田光彦君） 考えられるいろんな要素は、全部考えたいという。その上で、こういう学校をつくりたいというふうに提案をしたいというふうに思っています。ただし、その時期はいつなのかということは、再三申し上げていますようにちょっと今のところは控えさせていただきたいということです。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、2問目に移らせていただきます。

先ほど、子どもの居場所づくりということで対象年齢は18歳に達する人、18歳までですね、17歳、高校生も入るということで承知いたしました。それを聞いてですね、こちらのつどう、つながる、はぐくむ。こちら私すごい読み込んだんですよ。読み込みました。読み込んで、読み込んで、読み込んだんですけども、さっぱりどこに集えるか分からんんですよ。どこに集えばいいんですか、高校生、中学生、小学生。全部例に出していただいたのも読み込みまし

た。保育所ですね、一時保育、子育て支援センター、放課後児童クラブ、ファミリーサポートセンター、心身障害通園事業、生涯学習事業、図書センター。これは今まで本當にあるものですね。そして先ほど教育長が答弁してくださったんですけれども、レスキューストックヤードさんが運営というか、ずっとやっていただいたきずなハウスの件。理解してほしいということで、行政の立場からできる範囲でやっているのが図書センターだったり、育児ゆうゆう広場だったり、アドベンチャースクールだったり、山の子、海の子、こちら今年度私もお手伝いで入らせていただきました。ジュニアリーダー、こちらはそんなに人がいないんじゃないかなというふうに最近活動何もされていないのも承知しております。こういった今までの事業ではなくて、やはり町民から声が上がっているのは、きずなハウスのような場所で誰でもいつでも子供たちが行きたいときに行ける場所、そして保護者も行きたいときに行ってお話を聞いてもらう場所、そしてこれをするって目的で行くんじゃなくて、他市町村にあるような児童館のような放課後集える場所というのが七ヶ浜には1つもございません。そういった意味で、子どもの居場所はどう考えているのですかという質問もさせていただいておりました。そこで町長が1年前に私がこの質問書でも書いたとおりに、生涯学習センターにおいて実施していく予定でございますって言っています。それが今教育長が答弁してくださったものなのかどうか、町長のほうからお答えいただければと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） ずっとレスキューストックヤードさんでやっていたきずなハウスについては、震災後のその子どもたちの居場所というふうなことで10年間、ほぼ10年間いろいろといろんな形でやっていただきました。それを引き継いでといいますか、子供たちの居場所としては生涯学習センターのほうで事業とかいろんなことを、そういう役割をできないかというふうなことで回答をさせていただきました。ただ、この2年間ほぼコロナで子供たちが集められなかつたというふうなこともありますし、事業としてはやれる部分はやっていたんですけども、そういった意味でその本来のいろんな事業はやれなかつたのは事実でございます。ただ、子供たちのその年代ごとにそれぞれ今、居場所と言いますけれども、直美議員さんが言っているそのどの年代のグレードの子供をターゲットにして言っているのか、その居場所はどなつかなのか、その年代によっては自宅にいたほうが一番いい場合もありますし、くつろげる場所である場合もありますし、そういった場所によってそれぞれ違うと思うんですが、ほぼうちの町としてはそれなりにやっていると思っているんですけども、その辺がちょっとつかめないんです。どういったその、どの年代をターゲットに当てているのか、それがどこの部分で課題に

なっているのか、ちょっとそこは私も分かりかねます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 未就学児は子育て支援センターに行けます。なので、私の言っている子供というのは、やはり小学校、中学校、高校ですね。18歳は高校生なので、そういった子供たちが行く場所が七ヶ浜にはありません。本当に。自由に勉強できる、じゃあ図書センターに行く、うるさいって怒られるよね。じゃあ、交流施設に行く、あそこも時間ね、ほかの人も来るしというところで、やはり児童館だったりとかそういった本当に子供が年配の方とか大人に気を使わないで行けていたのがきずなハウスなんですよ。本当に前、元気茶屋お貸ししていましたよね。なので、私いろいろ考えたんですよ。老人ホームのはまかぜ、あそこ9時から16時までしかやっていないので、あそこ本当生涯学習センターというのはすごく立地的にもいい場所なんです。きずなハウスもあって、津波も来ないし、飽きたら外で思いっ切り遊べますし、今ながらすか多目的広場できましたけれども、遊具は小さいお子さんと保護者の方でもう本当にいっぱいです。町外のほうから来て、子供が遊びに行って小学生が遊具で遊ぼうとしても、なかなか遊べないんですよ。どこに行っても年配の方とかにも気を使って、やっぱり子供、行くところがないんですね。私もいろいろアンケートとかも自分で取らせていただいたんですけども、それでやっぱり10年間きずなハウスがあったことで本当に救われたし、本当に安心して子供たちを遊びに行かせることができたと。あそこ小学生だけじゃなくて中学生も使っていましたね。なので、どうやって元気茶屋をそういった場所にしたかは分からないんですけども、どんな流れで元気茶屋がああやって子供の居場所にできたのか分らないんですが、やっぱりああいった場所が必要だなというのは本当に子育てをしながらも毎日感じています。そして子供の口からもそれを聞いています。なので、子供って未就学児だけじゃない。先ほど教育長がやっぱり示していただいたとおり。なので、いろいろ調べたんですね。そうしたらやっぱり悲しいことに七ヶ浜ってどんな状況なのかなと思ったときに、このSDGsと日本というこういう本あるんですけども、これで全国いろいろランクづけされています。そして、宮城県の中でもこういった資料がございます。それを見たときに、七ヶ浜のデータが生涯教育の機会1位ということは最も多いんですけども、悲しいことに尊厳というところで35市町村中35位にランクづけされているんですね。これも何でかなと思ったときに、その尊厳という中に尊厳指標というのが25あります。その中で子供の虐待件数だったり、子供の居場所というところでランクされているんですよ。これが心のケアハウス、児童館、児童クラブなどの数でやっぱりこうランクづけされてしまっていて、子供の居場所では七ヶ浜35中30位だったんですね。下に5

つあるんですけれども。数えても本当にはないんですよ。公園、なかなかそこで勉強もできないですね。高校生帰ってきたら集えないですよね。なので、そういった子供たちが誰にも気を使わないで集まれる場所、そういったところを子供も中学生も高校生も、子供っていうのは小中高なんですけれども、そういったことを求めています。本当にそういう声が上がっています。保護者からも上がっています。なので、そういった場所を提供するお考えはないか。ああやつて老人ホームですね、はまかぜ。16時で終わっています。その後やっぱりお泊り通学とかもあるそこお借りして使っているわけなんで、そういったところを行政のできる範囲ではなくて、行政が動いてできる範囲に持っていくってあそこを使えるのかどうなのか。そういった場所をつくるのか。町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 今、直美議員さんがおっしゃったその居場所というふうなことで町民交流室とかを設けました。そして、元気茶屋についてはあくまでも介護関係のそのための施設で、きずなハウスの前に何でしたっけ工房みたいなの、きずな工房をやっていて、そういったところがどんどん終了していく中での場所を一時的に借りて、そして仮設商店街が空いたときにそちらのほうに移させていただいた、逆でしたかね、仮設商店街がなくなったときにそうやって子供たちの居場所をその都度、その都度考えてやらせていただきました。それで、ですからそのうるさくていられないとかなんとかっていうので、生涯学習センターの中にはそれなりのスペースとしては広くはないと思いますけれども、私はあると思っていました。図書センター、個別学習室、町民交流室、育児ゆうゆう広場ということで、それなりの広くはないですけれども、あるんじゃないだろうかと。そして高校生とかについては、申し訳ないですが町内、町外にほとんど行っている子たちは、例えば隣町の図書館とかいろんなスペースがあって、そういうところでいろいろと場所を見つけて自分たちでやっているんじゃないですかね。そこがちよっとよく分からない。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 一度行って、生涯学習センターに行って子供たちが遊んでいる様子見ていただければと思うんですけども。町民交流室は子供だけが使えるわけじゃなくてほかの方もいらっしゃいます。なので、子供が自由にきずなハウスがあったように、お話しできたり、自分の親じゃない大人とやっぱり交流できたりというのがとっても大事だったんですね。家でこういうことあったんだ、うちのお母さんとか、うちのお父さんとか、そういったことで本当に子供たち10年間救われていたんですよ。これは皆さん気が思うよりも本当に子供たちの心

のケアになっていたんですね。なので、やはり私の子供もいるので、そういったところで実体験で感じているところはあるんですけども、例えばスクールカウンセラー、学校にいらっしゃいます。これ学校に出向いて授業時間中にスクールカウンセリングしているんですね。そうすると、心にちょっと弱まっている、例えばスクールカウンセラーに話しに行く、そうするとほかの児童生徒に何だあんだ、何、いなかつたよね、スクールカウンセラーに会いに行つたんじゃないの、ええ、とかって本当に言われるんですよ。なので、子供たち会いに行きません。我慢します。話があつても。なので、そういったスクールカウンセラー的な方々をそういった子供の居場所にいてもらって、子供たちが行つたときに本当に予約しなくとも自分たちが困つてることを話できたり、そういった場所が必要だということをちょっとと言いたかったんすけれども、うまく伝わつていなかつたので、今この話を聞いてそういう場所は必要なのかなというふうに考えたかどうかというのもちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） きずなハウスでは子供たち、私も何度か見させていただいて雑貨屋さんがあつてやっぱりくつろげる場所、昔の雑貨屋さんそのものなんですね。そして、そのそういう子供たちがいろいろと行きやすい場所云々というのは、やはりそのN P Oさんらしい行政では手の届かない形にはまらないその隙間をうまく対応してくれていたと。そしてちょうどその10年間という被災した子供たちの居場所、あとは心の隙間を埋めるといいますか、話を聞いてあげる場所ということでやつていただいたというふうな考え方であります。ですから、私なんかはそういう部分をどんどん取り込んでいくんであれば、以前、直美さんがやつていたような、例えば子供たちを集めて仲間と国際村のリハーサル室でやつた自分たちで外国人を連れてきて海外のお話を聞かせたり、いろんなことをそつやつてお母さんたちとかそういう保護者たちが力を合わせてやつていたりとか、いろんなそういう居場所づくりをやつてくれていたのはこれはすごいことだなと思っているんですが、何でもかんでもその1から10まで行政が全てお膳立てしてという形にはならないと思う。ですから、高校生くらいになると自分の居場所というのを見つけていくというか、そして仲間と集うのが一番いいんじゃないのか。行政が設定した場所を設定したからといって来るんではないんじやないかなと。そして、生涯学習センターの個別学習室だったりそういう空きスペース、あとロビー、自由に居場所としてもうあると思うんですけども、それを何を望むのか、そういう指導員とかそういうものを準備して、全て準備すればいいというものなのか。ちょっとその辺がよく分からぬ。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） 指導員じゃないですよね。やっぱりそこに誰か大人の人が1人いて、子供が自由に行ったり来たり、そこで勉強したり、仲間と集ったり、そしてやっぱりお話を聞いてもらったりという、そういうった場所が必要ですということを皆さんからも言われますし、私も本当に思います。今、ユニセフのほうで子供にやさしいまち構成要素というのをユニセフのほうでね、やっぱり子供も条例というのがありますから、そこを掲げている市町村あります。富谷市なんかはそれを進めています。富谷市さんのはうでは、いろいろなことをされていて、こどもにやさしいまちづくり推進の主な取組ということで宣言しています。子供が大切に育てられ健やかに成長できる町、子供が安心安全に暮らすことができる町、子供が友達と交流し楽しく遊び学べる町、子供が地域社会のきずなの中で役割を持ち生き生きと参加できる町、子供の意見を聞きまちづくりに生かす町というふうに宣言されています。奈良市のはうでもいろいろとユニセフ日本型CFCモデル検証作業ということで、いろんなことをされています。なので、お聞きします。七ヶ浜には子供に優しい町構成要素ということで、こういった子供の参画や子供に優しい法的枠組み、子供の人権を保障する政策、子供の人権部門または調整機構、子供への影響評価、子供に関する予算、子供報告書の定期的発行、子供の人権の広報、子供たちのための独立したアドボカシー活動、当該自治体にとって特有の項目ということなんですねけれども、いろいろ項目あるんですけれども、こういったものは七ヶ浜にあるんでしょうか。子供に優しい町として推進していくそういったものはあるのでしょうか、居場所をつくるに当たってそういうことを考えてやってくださっているのでしょうか。質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） ちょっと居場所というところにつながるかどうかということではあるんですけども、令和2年度から子ども未来課ができまして、子供に関する施策を中心的に担った課としてやってまいりました。実際、その時々というんですかね、時代によってお子さんの状態が変わってきているというふうに議員さんも御承知と思います。震災直後の状態、そこから復興してきてだんだんと心のケアが大事だよと、まだまだ必要ですと呼ばれている状態であります。その中で、子供だけではなく親御さんを対象とした取組、そういうった場所も必要だということで町としても行っております。それが子育て支援センターだったり、放課後児童クラブだったり、保育所だったり。ただ、その中で行政だけではできない部分ということも実際はございます。議員さんが先ほどからお話をされているように、指導員というよりもお話を聞く大人がいる場所ということで言いますと、なかなか行政ではその方を職員として雇うのかと、その方をじやあどういう役割をさせるのかというところから入っていくことと思

います。でも実際、中学生、高校生、町の事業として行った場合、来るでしょうかという思いがあります。そこを先ほど町長の答弁にもあったかと思います。レスキューストックヤードで行っていたきずなハウスについては、町の職員でもありませんでしたし、NPO法人の職員としてそういうことができたのだと思っております。何だろう、そのレスキューの役割を町にそのまま当てはめることはちょっと無理なのではないかなと。先ほど教育長の答弁にもありましたように、町でできるところから始めていくという回答を先ほどの教育長及びその後の町長の答弁でもあったと思います。ですから、そのレスキューの役割を担うような部分を今やっていますかというのであれば、年齢は違いますけれどもやっている部分もありますし、ただ、中学生、高校生の居場所というところで考えれば生涯学習センターの部分を使ってやっていますよと。ただ、そういう相談を聞く人間としては置いていませんが、施設を使う上ではそれなりのルールが必要ということは皆さんも御承知だと思います。みんなが使うところで大きな声でお話とかしていれば、お年寄りというか高齢者だけではなく小さいお子さんを連れたお子さんのほうでもちょっと迷惑がかかってしまうというようなところもあるかと思います。ですので、そういうところで言うとやはり行政ができる範囲にはちょっとNPOでやっている部分とは違うような形となってしまうかなというふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、もし行政ではできないといふんであれば、そういう事業をやりたい、やれる、担うことができるといった団体があった場合、あそこのきずなハウスだった場所や先ほど私が申し上げたとおり、はまかぜですね、年配の方は年配の方だけが使える場所があります。60歳以上の方々。年配の方には優しい町ですよね。公民館や避難所も年配の方々本当に生き生きとして使われています。でも子供たちは自分たちの意思でそうやって鍵を借りに行って、お金を払って、子供たちだけが年配の方々が使っているように18歳以下だけの子供が使える場所はございません。なので、先ほどから訴えていました。なので、行政ができないのであれば、どうやったら一般の方々がそういうところに入つて、はまかぜを16時以降に我が団体に貸してくださいと、私のほうで常駐します、この元あったきずなハウスを私たちの団体に貸してくださいといった方が出てきた場合、どういった方法で使えるようになるのかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） それは申出ありました、内容と団体ですね。その辺を確認して検討させていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、週に何回ではなく、今後は児童館として子供の集う場所として運営していきたいといったときに、しっかりと企画書を出したらレスキューストックヤードさんがやっていたように子供に寄り添った場所にはまかぜも16時以降であれば元きずなハウスも使えるようになるかもしれないという認識で間違いないかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 内容によってはいろいろありますから、全部検証させてもらいますけれども、そういう可能性もあるということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、今後、子供に優しい町、いろんな市町村から七ヶ浜に移動して、引っ越してきて、子供を育てたいと思えるような町になることを願いまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午後2時25分に再開いたします。

午後2時16分 休憩

---

午後2時25分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

次に、12番歌川 渡議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

〔12番 歌川 渡君 登壇〕

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川 渡です。議長より質問の許可をいただきましたので、3点について質問をいたします。

今回の3点については、さきの総選挙で地域の方々から寄せられた内容であります。主に、通知書に記載された内容を読み上げ、質問といたします。

第1の質問は、汐見台北区緑道樹木の周期的、要するに定期的な剪定を求めるものであります。汐見台6丁目から汐見小学校に通じる緑道の樹木が生い茂り、街路灯の明かりの妨げや児童生徒の通学時の防犯上の安心安全、または一般歩行者と散歩等々の保障等々の安全性から考え、以下の点を伺うものであります。

1つは、汐見台北区緑道樹木の管理はこれまでどのようにされていたのか伺います。

2つは、現況の認識の説明を求めるものであります。

3つ目は、地区住民から現況の樹木等の剪定の要望は出されているのか伺います。

4つは、樹木の種類で異なりますが、周期的、定期的な剪定計画を設ける考えはないか伺います。

第2の質問は、亦楽小学校前県道脇歩道の隆起の修繕を求めるものであります。

亦楽小学校前の県道脇歩道、北側ですね、敷き詰められているインターロッキングっていうんでしょうかね、片仮名で言うと。ブロックが樹木の根によって押し上げられ隆起し、歩行の安全の妨げになっていることから修繕を求めるに当たり、以下の点を伺うものであります。

1つは、歩道の隆起はいつ頃から生じていたのか伺います。

2つは、現況の認識の説明を求めるものであります。

3点目は、地区住民から隆起の修繕の要望が出されているのか伺います。

4つは、県にはこれまでどのような要望をしているのか伺います。

5つは、県が早急な修繕の考えがないのであれば、県と話し合い、町が修繕し、修繕費用をその後分割なり一括して県に求めるなどの策を講じて行う考えはないか伺います。

第3の質問は、住民生活で防災・減災策ともなっている家具転倒防止器具取付費補助金交付要綱事業の周知、促進と、火災報知器設置に助成を求めるものであります。

まず、家具転倒防止器具取付費補助金交付要綱事業の周知、促進を求めるに当たり、3点について伺います。

1つは、制度が始まった平成18年度以降の問合せ件数と設置件数について伺います。

2つは、対象者への事業の周知方法について伺うものであります。

3つ目は、事業の促進のための周知方法について伺います。

次に、火災報知器設置の助成について1点。本町の世帯数における設置割合状況について伺うものであります。

以上、第1回目の質問とし、町長の前向きな説明答弁を求めるものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、汐見台北区緑道樹木の周期剪定を、第2問、亦楽小学校前県道脇歩道の隆起の修繕を、第3問、家具転倒防止器具取付費補助金交付要綱事業の周知、促進と火災報知器の設置の助成について、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、12番歌川議員の1問目の御質問、汐見台北区緑道樹木の周期剪定をについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。汐見台北区緑道樹木の管理はどのようにしているのですかについてお答えをさせていただきます。

緑道樹木の管理は、公園も含めて各丁目ごとに住民の皆さんの御協力を得ながら管理しているところで、事故のおそれのある状況や日常生活に支障を来すような中高木は剪定や伐採等により対処をしているところでございます。

次、2点目の御質問。現況の認識を説明してくださいについてお答えをさせていただきます。

公園緑道の植栽については、汐見台ニュータウン、いわゆる北区多くの住宅地開発から40年以上の年月が経過し、これまで伸びて支障となる中高木を剪定しておりますが、全体的に樹木が大きく繁茂し、街路灯への影響や歩行幅も一部支障が確認されているため剪定を考えているところでございます。

次に、3点目の御質問。地区住民から樹木等の剪定の要望は出されているのですかについてお答えをさせていただきます。

剪定等の要望につきましては、不具合がある都度、行政区長さんをはじめ支障となっている地域の住民の皆さんから直接要望が寄せられております。

次に、4点目の御質問。樹木の種類で異なりますが、周期的な剪定計画を設ける考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

歌川議員御質問の剪定計画を設けての管理は望ましいところですが、様々な種類の樹木が植栽されており、対応や管理方法も多岐にわたる状況から、まずは児童生徒等の通学路を中心とした防犯上の観点を優先し、街路灯の明かりの妨げにならぬような樹木剪定に努めてまいります。現時点で周期的な剪定計画を設ける考えはありませんが、よりよい環境づくりを目指し、専門家からの助言や事例などを調査し、効果的な管理手法を探ってまいりたいと考えております。なお、職員直當により対処できる剪定等については即時対応しており、高所作業を伴うものは業者への委託により順次対応してまいりたいと考えております。

次に、2問目の御質問。亦楽小学校前県道脇歩道の隆起の修繕をについて、お答えをさせていただきます。

1点目の御質問。歩道の隆起はいつ頃から生じていたのですかについて、お答えをさせていただきます。

町建設課としては、町道に係る道路パトロールを行っておりますが、御質問いただきました県道歩道の隆起については、直接の苦情や問合せ等もなかつたため、今年の5月頃に町でも確認をしたところでございます。

次、2点目の御質問。現況の認識を説明してくださいについてお答えをいたします。

亦楽小学校前の県道歩道の隆起につきましては、今年5月に本路線の現地確認を行い、ケヤ

キ街路樹箇所において植樹枠ブロックの変形や歩道ブロックの不陸がある状況を確認しております。

次に、3点目の御質問。地区住民から隆起の修繕の要望は出されているのですかについてお答えをさせていただきます。

町には、歩行に支障となる除草や支障木の剪定等の要望はございますが、隆起に対する要望は今年5月に木村議員からの指摘と改善要望を受けて、宮城県仙台土木事務所に話をしておりまます。

次、4点目の御質問。県にはこれまでどのような要求をしてきたのですかについてお答えをさせていただきます。

今年5月に宮城県仙台土木事務所に対し不具合内容を電話報告、そして現況写真及び詳細箇所をメール送信し、また後日、直接お話をし、視覚障害者誘導用ブロックの修繕、除草などへの対応も含めて改善要請を行ったところであります。その後、誘導用ブロックの部分的な復旧修繕や除草などは実施されたものの、歩道修繕までの対応には至っておりません。継続して要請をしているところでもございます。県としても修繕を要することは認識しているものの、通行頻度の高い車道の修繕など優先される路線の工事等が多くあり、部分的な修繕を検討しているという県の回答でございました。

次に、5点目の御質問。県が早急な修繕の考えがないのであれば、県と話し合い、町が修繕し、修繕費用を県に求めるなどの策を講じる考えはありませんかについてお答えをさせていただきます。

県道の管理者は宮城県となりますことから、御指摘の箇所については通学路であることから安心安全な道路環境を早期に改善するよう、引き続き県のほうに要請してまいりますので、県道を町が修繕が行うといった考えはございません。

次に、3問目の御質問。家具転倒防止器具取付費補助金交付要綱事業の周知、促進と火災報知器設置の助成についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の御質問。家具転倒防止器具取付費補助金交付要綱事業の周知、促進の1つ目。平成18年度以降の問合せ件数と設置件数についてお答えいたします。

本町では、平成18年度に家具転倒防止器具取付補助事業実施要綱を制定しております。その後の詳細な問合せ件数については把握しておりませんが、制定以降、補助事業として設置された件数は19件であります。年度別の設置件数は平成18年度に5件、平成19年度に2件、平成20年度に2件、平成21年度に5件、平成22年に2件、平成24年に2件設置され、その後8年間設

置による申請がありませんでしたが、令和3年度になり、11月末時点で1件設置されております。

次に、2つ目の御質問。対象者へ事業の周知広報についてお答えをさせていただきます。

事業の周知方法としては、町民全体に周知するため町広報しちがはまに掲載しております。今年度は6月と12月に町の広報しちがはまへ掲載しているところでございます。

次に、3つ目の御質問。事業の促進のための周知方法についてお答えをさせていただきます。

当事業については、要綱を制定し事業を実施しておりましたが、ここ数年間、申請も問合せもない状況であったことから、近年は事業の見直しの検討も必要な状況がありました。今年2月、そして3月に発生した地震の影響により、今年度6月に1件の申請がありましたが、その後は問合せが1件もないことから、やはり事業見直しの検討が必要と考えているところでございます。事業促進のための周知方法について、これまで町広報での周知を行っておりましたが、今後の事業の方向性を見極めた上で検討していきたいと考えております。

次に、2点目の御質問。火災報知器設置の助成の1つ目。本町の設置状況についてお答えをさせていただきます。

御質問では、火災報知器ということでございますが、住宅用になりますとこれは火災報知器じゃなくて火災警報器になりますが、警報器ということでよろしいでしょうか。（「はい、よろしくお願ひします」の声あり）それでは、火災警報器の設置状況についてお答えをさせていただきます。

塩釜地区消防事務組合による令和3年3月から5月までの無作為抽出による電話での聞き取り調査結果によると、本町の設置率は90%となっております。

以上を歌川議員の回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　まず、1点目から質問をさせていただきます。北区緑道の樹木の周期的、定期的な剪定の計画についてです。1点目と2点目、まとめて質問させていただきます。

答弁の中で丁目ごとに住民の協力を得て完了しているということあります。これについては後で。要するにちょっと、今回ちょっとお金がないものでA4にしました。要するに、至るところの樹木が通学路を塞いでいる状況です。これは建設課も多分認識しているかと思います。こういうところですね。そして、これが私の記憶ではもうこの四、五年は剪定していないというふうに理解して確認をしているものであります。そして、先ほど丁目ごとに住民の協力を得て、それは七ヶ浜町ニュータウン汐見台ごとの環境施設維持管理規約というのがあるんです。

そこに、第4条の中に維持管理業務とは次に掲げる業務を言う。ここには、それぞれ各施設の除草と清掃が書かれているんです。そして、丸注としてごみ集積所の清掃は地区ごとに住民が自主的に行うものということになっているので、町長が言われたこの樹木の剪定については、各町内ごとの住民がやるべきものではない、ただし、現況を見ると、公有財産を各丁目の近所の住民によって勝手に、私から言えば、公有財産を勝手に剪定しているんですよ。こういうことがまれにあって、この前、反対側の田んぼ側の植栽を切ったことによって、これも建設課にお話して植えさせましたけれども、そういうことを鑑みれば、こういうものが即時対応していくということですけれども、なかなかされていないのが現状ではないかなというふうに思います。そういう点で、先ほど順次、不具合があると直接要望が出されたものについては即時に対応しているということですが、そういう認識を今でも持っているのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに、そういった低木とか、（「マイクお願いします」の声あり）低木とかそういった部分に関しましては、地区のコミュニティー活動だったり、そういった形でかなり御協力をいただいて剪定とかしていただいている状況であります。ただ、町としては高木、そういった部分はどうしても高所作業車とかそういったやつを使わなきゃならないので、要望があった都度とか町のほうで剪定をしておる状態であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほども言いましたね。町内でやるのは、除草、清掃なんです。何で担当課、町が町内に樹木の剪定を依頼しなきゃいけないのか。協力してもらわなきゃいけないのか。それが全ての町内で受理されているのかどうか。その点、伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） こちらから依頼しているというんではないんですけども、確かにその区の美化活動だったり、そのコミュニティーの活動、そういったのを増進するために区でやっていただいている分ということでも理解している状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 先ほど写真示しました。特に、一番ひどいのは汐見台の2丁目の真ん中の道路ですね。中央公園があるところ。それについては、町で認識しているのであれば、その町内にここの剪定をお願いしなかったのかどうか。現状の認識されているのであれば。ということは、していないということは、こういうことが子供の通学上、防犯・防災上安全な場所だ

ということで現況でも認識しているのかどうか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 議員さんがおっしゃるように、確かにその樹木が繁茂して歩きにくい状況ではまずあったことは確かなんですけれども、区のほうに直接剪定を依頼したような状況ではなかったんですが、直営のほうでも作業をして改善を図っている状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 町も住民からそれなりに、相手によっても違うのか知らないですけれども、これは今年の11月の16日に汐見台3丁目の街路灯のあるところが剪定させてもらいました。そして、汐見台とひばり公園ですか、3丁目の。これについても8月でしたっけ、公園のサツキの木をしてもらいました。しかしこれ、これずっとやつてもらつたんですよ。ここなんかまだ人が、要するに俗にいう不審者が隠れやすいような、高さまでまだなっているんですよ。こういうところの、いわゆる通学路の防犯上、やはりサツキとかこういう低木については子供が、大人の隠れとかそういうところが見えるぐらいの高さまで、高さで剪定すべきじゃないかなというふうに思いますけれども、こういうところが選定された後に担当が現場を確認されて、こういうところを安心安全な植栽ということで認識しているのか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） サツキが繁茂して見えづらい状況がまずこれはあるんですが、なかなかそこまで町のほうでも直営として剪定がちょっと難しい状況であります。ちょっと状況を見ながら今後も対処していくといふ状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） これは町の広報の今年の8月号であります。年に3回か、4回ぐらい出しているんですけども読み上げます。「民有地の樹木枝の剪定、雑草の除去について、道路にはみ出していると交通安全上、歩行、歩行時に支障になりますので、所有地の樹木枝の剪定、雑草の除去を行い、適切に管理されるようお願いします」住民には自分の所有地の植栽、境界にある植栽とかを切ってほしいと。それが町民の安心安全なまちづくりにもなるんだということを書きながら、何で町の所有財産を定期的にしないの。人様さ言って。こういうことがあっていいいけないと思いますが、担当課または町長でもいいですけれども、どのように考えているか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） この緑道については、もう40年もなって大分繁茂しているということも

事実でありますし、なかなか縁が多いということで。ただ、当初これは環境施設管理規約といふのは、住民とその当時、西武都市開発さんと結ばれた規約ですよね。そして、各住民が10万円ですか、それを積立ててその果実でそういったことをやっていくということ。あとは、住民負担として1,500円でしたかね、そういうのを納めてそういったことをやるという。そして、当時がちょっと今とは違いますけれども、当時はコミュニティー、新たに入ってくるということでコミュニティーをつくるためにそうやって住民で協力し合いながらやりましょうということで、それで針葉樹じゃなくて広葉樹を植えた経緯があります。そしてみんなで出て、枯葉を集めたり、そういったことでやるというふうな歴史があるんですが、途中からは、そこじやあもちろん町のあれですけれども、どんどん高齢化したり、住民のほうで木が伸びて高木のほうはできないということで町のほうでやってくれないかというふうなことで、どんどん町のほうにシフトしていった経緯があると私は認識しております。ただ、高齢化とともに高木とかそういった部分は、できない部分はかなりありますんで、もちろんそれは町のほうで対応していかなければならないなというふうな考えではあります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 最初に戻りますが、1点目のやつのね。先ほども言いました。汐見台の環境施設維持管理基礎規約、これは昭和で言うと58年の1月1日付で昔の、以前の西武都市開発株式会社から各丁目ごとの管理に移った、ここまでは町長の言われたとおりです。先ほど言いました、第4条の中に環境保全業務1、先ほど全体を読まなかつたんで、幹線、準幹線道路の歩道、バストップの除草、清掃、2、住区内幹線道路細街路の除草、清掃、公園緑道の除草、清掃。4、防犯灯、公園灯、施設の維持管理。5、掲示板、住居表示版等サインの清掃、修理。6、環境施設維持管理基金及び環境施設維持管理費の徴収並びに金銭の出納ということでいたらしいですね。ということで、樹木の剪定なんて1個も書いてないんですよ。だから、地面に生えている部分だけなんです。そこから少し伸びているものについては対象外なんですよ。そのところ認識がちょっと違っていたので、そのところについて町のこの樹木については町の管理なんだということを認識していただきたいと思いますが、認識しているのかどうか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 平山副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答申し上げたいと思いますが、当時から変わってきた点、町長が話しましたとおり経緯をたどったんですが、一番最初は町長が申し上げたように地区と3者でというふうなことでありませんでした。さきには西洋環境開発のほうで開発、団地

を造る際に緑地を多く造りたいというふうなことがあって、でも町としては、行政としてはそこまで緑地を多くされたんでは管理ができないですよというふうな話があった中で、じゃあ、西洋環境のほうで土地を売るときに10万円を徴取、ああ、そういう言葉は駄目ですね、（「出資してね」の声あり）負担してもらって基金でもってそういった緑地の管理をしますというふうな話受けました。その後、各地区の規則、規則というか町内会の規則をつくるときに、いろいろ町によって違っていたり、そういったことはあるかと思うんですけども、当時はそういったことで高木については、真ん中の高木については町で管理するけれどもというふうなことにもなっていましたようございました。ただ、そのことが開発の段階での書類を調べてみないと、それがこういうふうになりましたというようなことについては今申し上げる、こうだったというふうなことを申し上げるのはなかなか難しいんですけども、開発当時はそのとおりでございました。ただ、その後変わった経緯があるというようなことについては私も承知しております。

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　変わった経緯はないんですよ。私が入居したのは、年号で言うと昭和57年なんです。そのときにもうこの契約が成立しているんです。それがずっと、そのときに私が持っているこの規約の控えです。樹木ないんです。ということで、3点目、3つ目に移ります。要望が出されたのかということでは不具合があるときには直接要望も出されていると。そして、即時対応しているということでの答弁がありました。今後、電話1本やれば即時飛んできて剪定してもらえるということで理解してよろしいんですね。

○議長（岡崎正憲君）　建設課長。

○建設課長（鈴木英明君）　確かに、要望された方とまず状況の確認をしながら、本当に即時対応できるかそれも含めて、職員ができるものは極力しているんですけども、どうしてもその高い部分のやつとかですと高所作業車、そういったやつを持ってくる必要もありますし、あとその1本のために高所作業車持ってきますのもあれですから、何本かまとまってということもありますので、即時対応ということはそのケースを見ながら判断させていただきたいというような感じで区長さんなり、要望者の方にお話しているような状況であります。

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　ということで、4番に移ります。

要するに、そういう高所作業車なんかも使うと、1本のためにとか2本のためにといつても大変ですから、そういう点ではちゃんと計画性を持って今年度は1丁目、2丁目、来年度は3

丁目、そして次の年は4丁目とか5丁目とか、そういうふうに回れば4年ないし5年ぐらいの周期でできるわけですよ。そういうことからも含めて、やはり高木についても今かなり高くなっています。湊浜よりはまだましですけれども。そういう点で含めて、改めて4点目の周期的、定期的な剪定の考えはないのか、改めて質問をさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 町長答弁のとおり、なかなか周期的な剪定というのは困難な状態でありますが、その場所単位によって今年も緑道3丁目、あとは5、6丁目、地区をエリアごとに分けて剪定しているような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 前向きな答弁として理解していいのかどうか分かりませんけれども、次に移らせていただきます。

インターロッキングですね、ブロックの問題であります。まず、1点目については5月頃から巡回してということです。1点目については理解しました。

3点目。地区住民から隆起の修繕の要望は出されているのかでして、結局、地区の住民からは一言も出ていないというような答弁がありました。私ね、ここでちょっと伺いたいのは、七ヶ浜では地区の区長制をどうつくって、地域のですね、あとは環境維持、何だっけ、何だか地域の見回りなんかして清掃したりとかってしている方もいると思うんですけども、そういう点でそれなりの役職の方々が地域を巡回なり、見回ってもそういうことを認識しなかったということを理解していいのかどうか。その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 確かに隆起はしているような状況でありますけれども、大きなその段差、そういった部分がなかったのか陥没等も現場的にはないような状況で、そういった形もあって要望がなかったのか、建設課としては要望を受けていなかったというような認識であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この隆起している場所というのは、大体何メートルぐらいあって、何か所ぐらいの隆起箇所があるのか、承知していれば説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 植樹ます10か所ほどあるんですけども、そのケヤキの部分の根の部分で20センチ最大ぐらいの段差、隆起ですか、そういった部分は植樹ますのところでは確

認されております。ただ、ケヤキの木があるところはほぼほぼもう隆起がしているような状況でありました。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 場所的には、我妻不動産の工事入り口から下のほうの、ちょっと忘れました、民間があるところまで約180メーターです。そして、植樹されている樹木は大体9本あります。そして隆起場所は大体10か所。今言ったように20センチ以上。そして先ほどの中で、出されていないということなんですね。そして、話の中では視覚誘導ブロックについては修繕したというような話を聞いております。説明がありましたけれども、この場所ですね、この場所については点字ブロックも直っていないんですよ。ケヤキのところはかなり隆起していますけれども、こここのところも波打っているんです。こちらもですね、こちらもここ。だから、先ほど点字ブロックについても修繕したということですけれども、そういうことされたということは、これについては修繕しているということだから5月以降に修繕して、現況にまたなったということで理解してよろしいのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 土木のほうに確認して修繕していただいた部分に関しては、その交差点前のところの業者さんが水道で取り出しをしたところ、その部分の復旧がなされていたというような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ということは、主たるこの180メーターのうちのこここの点字ブロック、大体延長、延べていくと大体20メーターぐらいのところが、合わせるとですよ、そのぐらいのところが隆起しているんですよ。そういう点では、今言ったように点字視覚誘導ブロックが修繕したということではないということで理解してよろしいんですね。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） 全部ではなくて一部の復旧が見られたというような状況であります。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、4点目。県にはどのような要求をしているのですかということで、現状を見てもらっているということであります。そうですね、私もこの前誰だっけ、担当課の方と直接お話をさせていただきました。そうしたら、県ではやはり担当部署では何ともできないんでしょうかね。現状認識はしているということで私のこれについては切実に理解していただきました。しかし、中で、年次計画でやっていきたい、やらないって言っているんじやな

いですね、やるんですよ、年次計画で。ただ、優先順位があって、なかなか七ヶ浜の貞山橋からこっちのほうには予算が来ないというようなことなのかどうか私は分かりませんけれども、とりあえず年次計画でやることになりました。そうすると、最終的には県でやることになっているようなので、これについてはぜひ、ということでぜひ、4点についてはそういう状況であります。

そして、5点目。今、ちょっと4点目のところで言っちゃいましたけれども、県としては年次計画でやることなので、県と話し合って、おらほうでとりあえず立て替えてやっから、一括でも分割でもいいから後で払ってけさいんと、そういう念書を取ってやることできるんじゃないですかね。そういうことできないのかどうか、法的に。

○議長（岡崎正憲君） 副町長のほうから。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答を申し上げますけれども、できない、法的にできないということではありません。ただ、自治体同士の事業をやる場合には、別の議会の議決あたりとかいろいろなことがありますので、手順を踏まないと駄目ですし、今の県の、言っていいのかどうかあれなんですけれども、県がそれに応じるかどうかというのは私は甚だ疑問だとうふうに思っております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 法的根拠が、法的に示す気はないということあります。そしてここはですね、この多賀城七ヶ浜塩釜線と言うんでしたっけ、どっちが先なんだか分からんんですけども、その点については、一部についてはこの障害者誘導ブロックということで、ほかの地域の、町内の県道から見て、この障害誘導ブロックが設置されている唯一の箇所なんですよ。ということは、障害者に優しい道路なんですよ、歩道なんです。ところが、現状を見てくださいよ。障害者や高齢者をつまずかせる道路、歩道なんです、これは。全く逆ですよ。これは即県に申入れして、さっき言ったようにやるから、あんたたち5年計画でもいいから、おらほうで負けて5年計画で払ってもらってもいいから、おらほうでやるからいかすかというような前向きな行動を起こす考えはないかお願いします。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） あくまでもやっぱり管理者である宮城県がやっぱり一生懸命やるという、我々は一生懸命要請していくというふうなことでござります。そしてまた、歌川さんにまでその仙台土木事務所ですか、県のほうに行っていただいてお話を聞いていただいたということですから、歌川さんの党の県議会議員さんもいっぱいいるわけですから、管理者であるその議員の

ところで、そうであればもっと強く、要請より強くなる要求という部分ができるんじゃないですか。だからそういう部分もあると思いますので、御検討いただければと思います。（「ちょっと履き違えじゃないですか」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） じゃあ、町長。町民の生活環境を維持向上させるというのは、私もそうだし、最終的には町長なんですよ。県議会の議員もね、そりややつちや駄目だということはないけども、一番頑張らなきゃいけないのは町長なんです。ぜひ頑張っていただきたいというふうに思います。

じゃあ、次に移ります。家具転倒、本当、前回もこういうこと言われちゃったよ、本当に。家具転倒防止であります。要するに、これについてはこっちだな。対象者がこの家具転倒の取付補助交付要綱の中の第1条、高齢者、重度心身障害者等々であります。第2条に、65歳以上、身体障害者1、2級、要介護認定4以上ということです。そこで、この2条に該当する65歳以上の高齢者の世帯、身障者1、2級、要介護認定4以上という、3については要介護認定4の人を構成している世帯ということになってたかと思うんですけども、そこでその世帯というのは町内にどのぐらいいるのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今のところちょっと把握してございませんので、後調査し御回答差し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） ぜひ、今後せっかくの要綱ですから、町民に優しい減災事業をやっていわるわけですから近々に調査し、そういう方々に周知していただければなというふうに、していってください。

2点目。対象者への事業の周知については、今年の6月と12月、あれ、去年。再度ちょっと対象者への周知というのは、何で行って、再度何月にやったのか、再度説明を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 町の広報によりまして、6月と12月号に掲載してございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） この昨年度、または一昨年度については広報での周知はされているのかどうか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　誠に言いにくいんですけども、昨年に関しては周知を行っておりませんでした。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　ぜひ、要綱の目的等々を鑑みれば、そういう対象者となる人を把握して、やはり減災、やっぱり家具転倒防止というのは別に壁とかを傷めるものでもないし、踏ん張り棒っていうんですか、うちも全部これつけていますけれども、そういう点では分かれば、周知されればやってもいいなという内容ですので、ぜひ対象者には、ぜひ個別文書でもいいし送つて即手続してけさいんと、簡単だからというようなことをしていただければなというふうに思います。そういうことを今後やる考えはないか、3点目質問させていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　その件に関しましては、町長の答弁にもございましたとおり、制度の見直しを現在行ってございます。その制度が確定いたしましたら、まず広報のほうで周知をさせていただく考え方でございます。以上でございます。（「頑張りましょう」の声あり）

○議長（岡崎正憲君）　歌川議員。

○12番（歌川　渡君）　2に移ります。火災警報器についてであります。

まず、七ヶ浜の現況についてはホームページにも、塩釜消防署のホームページにも載っている数字で報告がありました。そこの報告を見ると、設置率というのは七ヶ浜、利府よりは高いんですけども塩釜、多賀城、松島からは下がっているんですね。そして、もっとちょっと不安なのは、その条例適合率、要するにもう5年とか10年とか経過して取り替えていない、こういう割合がこの2市3町平均で77.4%なのに七ヶ浜は69%、要するに10年なり経過して設置はされているんだけど取替えなんかしていないというものです。そういうことを踏まえれば、ぜひそういうことも含めて周知させることが必要かなというふうに思いますが、その点を現状についての不安なり、減災・防災という点から不安はないのかどうか当局の考え方伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）　議員さんおっしゃるとおり、90%設置率でございます。条例適合率ですけれども、こちらは今台所、寝室、階段、こちらの3か所に設置しているかどうかの適合率でございます。それで90%と高い数字になってございます。全国から見ても宮城県は3番目に高い数字でございます。それで、こちらのほう100人に無作為抽出をかけまして得た情報でございます。正確ではないかどうかというのは疑問ですけれども、まず、高い数字でござ

いますので、今後これをまず100に近づけていくにはどうしたらいいかということを実施主体であります塩釜地区消防事務組合と話をさせていただきたいと考えてございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 大変失礼しました。条例適合率、私の理解不足で。先ほど話したのは、機器の経過年数状況、これがやはり七ヶ浜36%ということで低い状況であります。そこについてはやはり入替えなり、乾電池のですね、あとは器具の取替えなんかもすべきじゃないかなというふうに思います。

そこで、これは塩釜地区の消防ですね。何で書かれているかというと、住宅用火災警報器の設置は義務です。法的な義務はないんですけれども、一応義務ですということは書かれているんですね。そこで、七ヶ浜は多賀城とか塩釜については、多賀城については今年の2月、塩釜については一昨年の12月に広報等で報告しています。そこで、七ヶ浜町ではこの火災警報器の周知についての広報に掲載したのはいつ頃なのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 火災警報器の設置のお願いにつきましては、毎月広報に掲載してございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 広報での周知というのは、私の見る限りでは2008年の5月の広報以来掲載していないのかなというふうに理解するものですけれども、それ以降やっているということを理解していいんですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 裏から2枚目に、このぐらいの囲みなんですか火災報知器の設置についてということでお願いの記事が載ってございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。平成29年、2017年の9月定例会で故佐藤 衛氏が火災報知器の設置と維持管理の周知ということで質問させていただきました。その当時の答弁では、関係機関と連携して周知徹底する、要するに民生委員とか、区長とか、あとは消防団とかと連携して火災警報器の設置を推進していくということですが、この平成29年9月定例会以後にどういう各団体との協議はされていたのか説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） そのようなことは行ってございません。ですが、消防署のほう

で各世帯をたまに見回りをしているということでございますので、そちらのほうで設置率が90まで上がっているものと判断してございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 要するに、町長の答弁以降、担当課ではやることやっていないとの経過の表れかと思いますが、そこでですね、やはり町民の財産、そして防潮堤とかそういう津波とかそういうものについてはそれなりの努力はされていると思うんですけども、やはり今、高齢者社会の中で高齢者世帯が増えている下で、なかなか自らそれを購入して設置するというのはなかなか大変な、階段の上とか、寝室の上とかっていうのは70、80の高齢者の方が簡単に取り付けられるものではないですよね。そういう点では、ぜひそういう補助事業をやりながら設置も含めてやる考えはないかどうか、改めて答弁を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 今のところ、購入に対する補助は考えてございませんが、先ほど議員さんがおっしゃったとおり、設置に関しては消防署ないし防災対策室のほうに御相談いただければ無料でやるかもしれません。ただ、消防署のほうではそのようにして設置のほうの率を上げたいという考えは持っているものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 今の話だと、火災警報器買ったんだけれども防災対策室とか消防署に、買ったんだけれども設置頼むっしゃって言った場合は設置してくれる、くれるかもしれない。どちらですか。

○議長（岡崎正憲君） 防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） かもしれないです。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そういうね、ないことをいかにもあるような、やっぱりそういう施策を掲げて私も含めて説明するというのは、やっぱりいかがなものか。先ほども言ったように、高齢者高いところにできないんだから。そうすると、業者に頼めば設置だけで来ないんだから、俺んちで買ってけさいんとかね、そういうふうになるわけでしょう。そうすると工賃だって、この前私、洗濯機出前でしてもらったんですけれども、工賃、出張のほうが高いんだもの、8,000円とか。物は1,500円もしないんだよ。火災報知器だって大体3,000円から4,000円で買えるんです。設置、それなのに2か所、3か所になれば、それにお金かかるんですよ。そうすると、俺あと幾ばくもないから設置しなくてもいいんでねえかってなっちゃうんですよ。やっぱ

りそういう町の考えでは、住んでよかつた、七ヶ浜のコミュニティーで町内の方からみとられてとかって、そういう災害とか火災でね、亡くなっちゃったら、（「質問をしてください」の声あり）ということで、改めてそういう事業でやるのかどうか。

○議長（岡崎正憲君）防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）憶測でものを言えないので、そういう回答になりましたけれども、まだ消防署のほうと詰めていません。ですので、かもしれないという回答になりました。御理解いただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）歌川議員。

○12番（歌川 渡君）ということは、今後詰めていくということで、そして来年度の事業の中ではそれを反映できる、反映というかできる、できないも含めて対処していきたいということを理解していいのかどうか。

○議長（岡崎正憲君）防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）先ほど申し上げましたとおり、まだ協議を行っていませんので、そちらのほうを消防署のほうと協議をさせていただいての話になりますので、ここでは回答を差し控えさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）歌川議員。

○12番（歌川 渡君）年度内の協議をするのかどうか。そして、できるできないのは来年度の事業の中で反映させられるのかどうか。

○議長（岡崎正憲君）防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君）年度内で協議をさせていただきます。（「本当は今回、全体で30分で終わる予定だったんですけども、これで終わります」の声あり）

○議長（岡崎正憲君）ここで暫時休憩いたします。午後3時35分、ちょっと長めに休憩を取らせていただきます。3時35分の再開といたします。

午後3時21分 休憩

---

午後3時35分 再開

○議長（岡崎正憲君）再開いたします。

次に、8番遠藤喜二議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[8番 遠藤喜二君 登壇]

○8番（遠藤喜二君）8番遠藤喜二。議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきま

す。聞こえますかね。（「ちょっと聞こえにくいので」の声あり）これで大丈夫ですか。

（「大丈夫です」の声あり）

私、毎回同じような質問で、毎回同じような回答しかいただけないんですけれども、また頑張ってちょっと攻めたいと思いますので、軽く。よろしくお願ひします。今回は、質問は2つですね、3つでしたっけ、3つですね。すみません、ぼけて。

まず、民営駐車場圧迫と町営住宅の活用に関して。まず、これ1つです。（「町営駐車場ですね、今住宅っておっしゃいましたけれども」の声あり）町営駐車場ですね。失礼いたしました。私が間違ったんです。

2番目。逍遙のみちづくりプロジェクトチーム等に関して。

3つ目。町委託のビーチクリーンとビーチクリーナーの成果と検証に関して。

まず、1問目から行きたいと思います。

現在の主なその無料の町営駐車場は、南側から来まして湊浜緑地公園、菖蒲田浜海浜公園、菖蒲田浜海浜公園のC C Zですか。あとは、ながすか多目的広場駐車場、小豆浜駐車場、表浜緑地公園。これ表浜だけはなんか2か所というか、分離状態の駐車場になっていますので。それとあと、代ヶ崎浜がちょっと狭いというか小さいんで12台だったんですね、私が数えたときは。ほかにもあるのかどうか分かりませんが。それで、この町営駐車場とその民営駐車場の関連で、まず以下の点を伺うものである。

①町公園を含む広場駐車場の維持管理費、設備管理費、各種維持費、照明トイレ等交換保守点検費、除草費等、また、ほかに係る諸経費は各々年間幾らくらいかかるのか伺いたい。

②財源の確保はどのようにしているのか伺いたい。

③民営駐車場営業に対して町側の配慮の心を伺いたい。一説によると、民営駐車場の経営者に対し、何かを考えればなんというその発言があったと聞きます。町は無料駐車場、民営は有料駐車場で動いていますけれども、その何か考えればって、考えようないですよね。町も有料だったら考えようはあるでしょうけれども。その点について町側の配慮のあるその行動というか、言動というか、それを伺いたい。

④民営の一昨年の駐車場売上げは町営の無料駐車場の影響を受け、悲惨であると。町としてはその民営の駐車場に対して、その対応策というか対策ですね。対応策じゃなくて対策は考えたことがあるのか伺いたい。

⑤今後の町の無料駐車場はどうあるべきかの考え方を伺いたい。

⑥ながすか多目的広場も完成し維持管理費について、多いときにはサーファーの車だけでも

60台、晴れた日にはさらに50台、60台もの車が無料駐車場として駐車場を占めています。町外からの来客が多い多目的広場の維持管理費について、町はどのように考えているか伺いたいものであります。

次、2番目。逍遙のみちづくりプロジェクトチーム等について。

今年の3月会議でも一般質問をいたしましたが、今回は抜粋しての質問の通告となります。以前にも申し上げましたけれども、河北新報2月24日の朝刊、再生の針路震災10年、被災地の首長に聞くシリーズにおいて、東日本大震災の復興事業は本年度で完了するとの町長のコメントが掲載されました。これでちょっと中略しますけれども、七ヶ浜町は観光地ではなく外国人避暑地という歴史から日帰りのできるリゾート地と位置づけのことですが、令和3年予算提案理由の6つの政策軸での3つ目。幅広い年代の健康維持のため、人に優しく歩きやすい逍遙のみちづくりを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいりますと、一言挙げ、庁舎内にプロジェクトチームが設置され、日夜奮闘されているとか。さらに、太平洋に面した外洋で仙台市の隣町で波打ち際までの砂浜の特性を生かし、新年度からの町内の港や砂浜、神社などの散策ができる仕掛けをしたいということでした。そこで、以下の点を伺います。

①令和3年予算提案理由の6つの政策軸での3つ目。幅広い年代の健康維持のため、人に優しく歩きやすい逍遙のみちづくりを模索しつつ、ウォーキングを推奨してまいりますと挙げています。現在においては、きれいな浜辺、道路、町並み、景観を維持する具体的な施策の進捗状況を伺いたいものです。

②同じく観光地ではないと発言した町長の観光施策として、新年度から町内の港や砂浜、神社などを散策できるような仕掛けをしたいとのことですが、町外の方々や町内の方、商店やシヨップと言われる販売店や飲食店が少な過ぎる我が町に、金を落としてくれる具体的施策等を考えているのか伺いたいものです。

③逍遙のみちづくりプロジェクトチームは、庁舎以外の地元の町内会、区長その他識者等言われる方々を交えてのプロジェクトチームなのか伺いたい。また、その進捗状況も伺いたいものです。

次、3つ目。町委託のビーチクリーンとビーチクリーナーの成果と検証についてです。

毎回、一般質問でもやっていますけれども、町内の砂浜をきれいに維持するため、町はこれまでどのような施策を講じてきたのか、また、今後の新たな施策等について伺いたいものです。

①表浜を囲んだ約3万坪の高山外国人避暑地、西側の高山と東側の戸谷場の外国人避暑地の砂浜である表浜を鬱蒼とした草木の砂浜が、この間どなたが刈ったのか分かりませんが草が刈

られて、ちょっとだけ砂浜っぽくなっていましたので、それで、砂浜の美化に関して現状維持で満足しているのか。また、来年度以降、どのような施策を講じるのか伺いたい。

②いまだに打ち上げられる震災ごみを含め、多いときには10から20のごみ袋として回収されます。年に1度か2度、その町では行政に頼んでビーチクリーナーで海浜清掃業者、委託業者に頼んで清掃やっていますけれども、その清掃方法、その清掃をきちんと町ではチェックしているのか。中途半端なその作業で終わっていないか。そういうのを伺いたい。現在、今町で使っているのは丸紅さんからの寄贈ビーチクリーナー、ふそうさんのやつをお使いですが、その性能と使用者、管理、使い方、それを熟知して使っているのかどうか伺いたい。

④町がビーチクリーンを委託したものの、作業前の指導要綱や作業後の現場管理チェック体制は書面または写真提出等、町は監督責任をきちんと果たしているのか伺いたいものです。

以上、3点伺うものであります。

○議長（岡崎正憲君） 第1問、民営駐車場圧迫と町営駐車場の活用に関して、第2問、逍遙のみちづくりプロジェクトチーム等に関して、第3問、町委託のビーチクリーンとビーチクリーナーの成果と検証に関してについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） それでは、8番遠藤喜二議員の1問目の御質問、民営駐車場圧迫と町営駐車場の活用に関してについてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。町公園を含む広場駐車場の維持管理費、設備管理費、各種維持費、照明トイレ等交換保守点検費、除草費等、また、ほかに係る諸経費等それぞれ年間幾らかかるのか伺いたいについて、お答えをさせていただきます。

公園及び広場における駐車施設の維持管理費につきましては、公園施設の一部であるため分離して計上することができませんが、御質問のありました公園7か所のおおむねの年間維持管理費、これ契約ベースになりますが、湊浜緑地公園が252万円、菖蒲田海浜公園ここはC C Zを含む2か所分ですが541万円、ながすか多目的広場が334万円、小豆浜公園が52万円、表浜緑地公園141万円、代ヶ崎浜地区広場公園47万円の合計1,367万円ほどの執行を見込んでいるところでございます。内訳については、除草とか、トイレ清掃、水道光熱費、その他施設管理費などでございます。

次に、2点目の御質問。財源の確保はどのようにしているのか伺いたいについてお答えいたします。

公園等の維持管理費につきましては、一般会計より拠出しております。一般財源ということ

でございます。

次に、3点目の御質問、民営駐車場営業に対して町側の配慮を伺いたいと、4点目の御質問、民営の一昨年の駐車場売上げは町営の無料駐車場の影響を受け悲惨であるが、町として対策案は考えているのか伺いたいについて、まとめてお答えをさせていただきます。

町営の駐車場とは、ながすか多目的広場の駐車場を指すものと思いますけれども、影響により悲惨ということですが、それに対する対策案と言われますが、あくまでもあの多目的広場、ながすかの多目的広場公園の附帯物、駐車場附帯物としてございます。利用する方のために設置したものでございます。

次に、5点目の御質問。今後の町の無料駐車場はどうあるべきか考え方を伺いたいについてお答えをさせていただきます。

公園広場につきましては、復興事業により交付金を活用しての整備であり、高台移転等により生まれた移転元地の活用策として、にぎわい創出やイベント等を通した交流などを図るべく、全体的な公共福祉の増進を目的としており、公園附帯の駐車施設は海水浴シーズンを除いては無料での利用を考えております。

次に、6点目の御質問。ながすか多目的広場も完成し維持管理費について多いときにはサーファーの車だけで60台、晴れた休日にはさらに五、六十台もの車が無料駐車場に車を止めて遊んでいると。町外からの来客が多い多目的広場の維持管理費について、町ではどのように考えているのか伺いたいについてお答えをさせていただきます。

ながすか多目的広場の利用者につきましては、7月のオープン以来、家族連れを中心とした多くの方に御利用いただいております。今年は初年度ということもあり、どのような利用が見込まれるのか経過を見ているところですが、シルバー人材センターの除草委託のほか各種団体の清掃活動や広場の利用団体により除草協力いただき、町職員の除草直営作業により維持管理費を極力抑えながら快適な環境を整えるための施設管理に努めてまいりたいと考えております。

以上が、1問目の回答でございます。

次に、2問目の御質問。逍遙のみちづくりプロジェクトチーム等に関するお答えをさせていただきます。

1点目の御質問。現在においてのきれいな浜辺、道路、町並み、景観を維持する具体的な施策の進捗状況についてお答えをさせていただきます。

まず、逍遙のみちづくりという名称ですが、みちづくりというと歩道などハード整備をイメージすることから、総合的な展開を目指すものとして逍遙のまちづくりということで変更して

おります。

次に、きれいな浜辺、道路、町並み、景観を維持する具体的な施策の進捗状況との御質問ですが、確かに遠藤議員が例える自然、町並み、景観などは逍遙のまちづくりを進めていくために重要な要素であると認識をしております。プロジェクトでは、本町が持つポテンシャルをメンバーが再認識し、それを生かすにはどういった施策が考えられるか話し合いを重ねているところです。令和4年度では、逍遙のまちづくりの計画を策定し具体的な施策をお示しする予定となっております。

次に、2点目の御質問。町内外の方々が商店やショップと言われる販売店や飲食店が少な過ぎる我が町に、金を落としていってくれる具体的な施策について伺いたいについてお答えをさせていただきます。

七ヶ浜町復興まちづくり土地利用に関する基本方針に定めております。菖蒲田浜地区業務系ゾーンの商業用地にショップや飲食関係の出店について数件の相談があると聞いております。また、SNSなどを活用し、独自に情報を発信するなど町のにぎわいにつながる応援をしたいとの申出をされている企業もございます。このような方々とできる範囲での協力、連携を図り、逍遙のまちづくりとの関連性を持たせながら、何らかの仕組みづくりや仕掛けができるものかを模索してまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問。プロジェクトチームの構成についてお答えをさせていただきます。

逍遙のまちづくりプロジェクトチームについては、本年6月会議の一般質問において回答したとおり、町内の横断的な組織として今年度から立ち上げ、政策課、産業課、建設課、健康福祉課、町民生活課、生涯学習課、歴史資料館に町内から参加希望があった3名を加えた職員で構成しております。御質問にある町内会、区長、その他の方々や識者等を交えたプロジェクトチームではありませんが、今後、個別の事業計画していく中で、例えば地区の資源を活用するなど地元住民の理解が不可欠な場合には、区長をはじめ住民の意見を伺う場合があると考えております。

次に、3問目の御質問。町委託のビーチクリーンとビーチクリーナーの成果と検証についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、外国人避暑地の砂浜である表浜の鬱蒼とした草木の生える砂浜の美化に関して現状維持で満足しているのか。また、来年度以降、どのような施策を講じるのか伺いたいについてと、2点目の御質問、現状のビーチクリーナーと海浜清掃業者での清掃方法だけでは、安心してはだしで歩ける砂浜は造れないと思うが、町長の考えを伺いたいにつきましては関連

がありますので、まとめてお答えをさせていただきます。

表浜の砂浜に生えている草木ですが、町としても現状は把握しております。その現状を砂浜の管理者である宮城県へ伝え、対応を確認しましたところ、海岸管理者としては気候変動による海面上昇など全国的に砂浜の消失が懸念される現状においては、当面、人為的な手は加えず、現状を観察しながら学識者や利用者などからの多様な意見を参考にして砂浜維持のための対策を検討してまいりたいとの回答でございました。現状維持で満足しているのかとのことでありますが、定例会3月、6月会議でも回答のとおり、はだしで歩ける砂浜までは行きませんが、ごみのない砂浜であってほしい気持ちに変わりはございません。今後も各砂浜の海浜清掃については、ビーチクリーナーを駆使した清掃業務委託と海岸管理者である宮城県にも現状を伝え、対応を要請するなどし、さらにボランティアの皆様の御協力とお力添えをいただきながら、きれいな砂浜となるようにしてまいりたいと思います。

次に、3点目の御質問。現在のビーチクリーナーの性能を使用者、管理者が熟知しているのか伺いたいについてお答えをさせていただきます。

現在、使用しているビーチクリーナーは震災後の平成24年7月に寄贈され、町内砂浜の清掃に活用しております。熟知しているのかとの問い合わせに対する回答ですが、熟知の度合いが不明ではありますが、担当課では基本的な性能については理解しており、その性能の範囲で使用している状況でございます。

次に、4点目の御質問。町がビーチクリーンを委託したものへの作業前の指導要綱や作業後の現場管理チェック体制は書面や写真提出等、町は監督責任を果たしているのか伺いたいについてお答えをさせていただきます。

当然ながら、契約後、業務開始前には責任者と委託業務の内容の確認や作業手順、作業方法の打合せを行っております。また、作業時には担当課職員が現場に赴き、一連の作業工程の再確認をしながら指導等も行っております。また、作業時における問題が発生した場合は、情報を共有した上で処理し、業務完了後は実施内訳書と完了写真を提出させ総括指導等を行っております。

以上を、遠藤議員の回答とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君）　維持費そのものが年間1,367万ですか。やっぱり結構かかりますよね。

これは駐車場に仮にした場合ですよ、有料駐車場にした場合。全体で851台、その売上げ的に20%にしたとしても、まず170台、851台の170台。20%ですね。その500円、仮に取ったと

しても1か月255万になるんですよ。1か月で。そうすると機械代だなんだったり3年で元取っちゃうということですよね、通常考えれば。そういうものをちょっとと考えなかつたのか。10年くらい前にこれ一度、湊か菖蒲田、有料にするということで担当課が予算取りというか見積り取ったということなんですかけれども、その点いかのような考えを持っているのかお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 建設課長。

○建設課長（鈴木英明君） まず、有料にした場合ということなんですかけれども、基本的に公園というのは、ふらっと来て、憩いの場というような、（「すみません、ちょっと聞こえないんで」の声あり）憩いの場ということもありまして、町としましては有料ということはまず考えておりません。あと、仮に人を配置したとしましても、一日当たり1万円ぐらいの程度の費用だとしましても6か所ぐらいありますと結構な費用になりますので、有料で売上げがペイできるかというようなことは町のほうとしては考えておりません。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） すみません、有料は考えていないということでいいですか。

○議長（岡崎正憲君） ただいまそういう回答です。（「ですよね」の声あり）遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 私が言いたいのは、この欄では一応2つなんですよ。1つは、要は特にながすか多目的ができたおかげで、そのサーファーさんたちの無料駐車場への移動が激しくなると。今回、11月3日文化の日ですか、あの日なんかも数えたら62台があそこの公園の一番北川というか、笛山の下のほうに並んでいたと、朝ですね、朝6時頃です。そして9時、10時になると、その遊具っていうんですか、滑り台とかあるところ。あそこにまた五、六十台並んできたと。それで、そこで言いたいのは近くに民営の駐車場が2つ一応あるわけですよ。実際には3つなんですかけれども、3つのうち1つはちょっと陰になっているんで、オーストリッチさんは、あそこは固定の人だけ入れると。あと、マティーズさんと前田屋さんは、やっぱり来た人にワンコインで入れると。そうすると今まで、その売上げ的にかなり落ち込みはしているわけですよ。平成30年で台数的には3,000台、3,068台。平成30年で。令和元年2,854台。令和2年2,590台。そして令和3年、今現在が10月締めで2,000台ですね。それでこの前なんですかけれども、平成26年、27年には7,000台なんですよ。1年間で7,000台。7,000台の車が、これは1あれですかとも、もう1か所入れれば多分1万台はなると思うんですね。1万台の車がまずワンコイン払って、サーファーさんなりあそこで小豆浜なり菖蒲田で遊んでいたと。その1万台分の売上げがそっくりなくなつたわけですよ。ここ一、二年はコロナで仕方ないというの

はありますけれども、ただ、そのやっぱり民営を圧迫する、公が民を圧迫するというのは一番そのやってはいけないと思うんですね、私自身。それで、町のほうでは今後、私がさっき言ったのは何か考えればと、どなたかが発言したようなんですね。これ民営のほうが有料で、公のほうが無料で何を考えればいいのか。悩みますよね。同じ有料だったらね、なんかイベントやるとか、おまけをつけるとか、なんかできますよ。片や無料で、片や有料で、何を考えればいいのか。町長だったら何を考えますかね。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、今の質問の中で1問、2問目の回答についてはもうよろしいんですね。（「よろしいです」の声あり） そうすると、今のは3番、4番をまとめましたということですね。（「はい」の声あり） では、回答お願いします。町長。

○町長（寺澤 薫君） 先ほどもお答えしました。あくまでも多目的広場、ながすかの多目的広場の駐車スペースは附帯物であるという考え方でございます。そして、一番近いところでも前田屋さんですか、駐車場でも距離的にはどれくらい離れればいいのかというような、200メータ一以上離れているんですね。それが300メーターならいいのか、400メーターだったら安心なのかというふうなことをあると思いますけれども、あくまでもあそこの公園を利用する方々、そして海辺に来る方、海岸散歩を楽しむ方、そういった方へのあくまでも駐車スペースという。一番は、サーフィンのメッカとしてうちもいろいろと利用させていただいたり、キャッチフレーズに利用させていただいたりもしていますけれども、そういった意味での一帯に路上駐車をされたら、それこそ危険であるということでああいった形で道路側じゃなくて、奥まった駐車スペースとして設定をさせていただいているということで、その辺の遊びに来られた方、そして特には町の人たちに利用してもらいたいんですけれども、町民の方々のために無料スペースとしてああやって、やっているということで、民業圧迫というよりは、そういう考えはございませんし、もう少し行くと小豆浜のほうには高山公園、そこにも駐車場もございます。その隣でも有料でやっているかと思いますし、私個人的には500円払ってせっかく七ヶ浜に来たのに、ああいうスペースで500円払って、駐車代を払うというちょっとどうなのかなというふうなその考えもございます。ですから、今のところはああやって無料スペースとして、こういうスペースがあるんだということを周知しているということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 裕福な町だったらいいんですけども、昔みたいに代ヶ崎の火力発電所がいっぱい稼いでくれて、社員さんも固定資産税から所得税からみんな下ろしてくれて、今だって地方交付税頼みじゃないんですか。じゃあ、どこから財源を生ませるんですか。そういう

努力はしないんですか。この町は。地方交付税頼りで暮らしていくんですか。皆さんはいいですよ、公務員さんだから。何も悩むことない。（「発言に気をつけてください」の声あり）はい。だけどやっぱり民営を圧迫しちゃ駄目ですよ。皆さんそれでやっぱり多少なりとも税金を払うという、払っているわけですから。これはちょっと1つの案として、案というか、案件として出しましたけれども、結局震災後、駐車場だけじゃなくて、その民宿なり、旅館なり、大分減ったわけですよ。そうすると町に金を下ろしていく人たち、どこに下ろすかと。中には鼻節に行つたけれども、例えば、なんかイメージと違う、味がなんか違うとか、生きが悪いとか、そういうことを言われるわけですよ。私、漁民ですから一応。私、高校3年まで親父と船に乗っていましたからね。活魚網とか、あとはノリもやっていましたから。ここで出す干物にしても何にしても生きの悪いやつを出すと町の恥なんですよ。ちょっと話逸れるかもしれないけれども、ボッケだって一緒ですよ。町がその特産としているボッケ、特産じゃないんじゃないですか、直理から買ったり、渡波から買ったりして。じゃあ、なんで独自でトリガイじやないですかけれども、けんかをしないように養殖できないのか。それだって絡んでくるんですよ、いろいろ。ちょっと話を戻します。

それで、今町長は500円払ってどうなのと言いました。また話を戻します。じゃあ、町はその財源、年間1,367万円これはやっぱり一般財源といったって、一般財源はどこから来るんですか、税金ですか、どこからですか町長。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 一般財源として扱われているものにつきましては、町税、それから交付税等々でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） この地方交付税21億円何がしの中からの一般財源ということですか。いいですか、それで。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 今申し上げましたとおり、町税、それから普通交付税、それから国からの交付金等々、様々なものが、一番占めているものにつきましては地方交付税、それから町税という形になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） その割合は何%くらいなんですか、各々。

○議長（岡崎正憲君） 改めて質問し直してください。

○ 8番（遠藤喜二君） 地方交付税というのは依存財源ですよね。そうですよね。それとあと自主財源というか、町税の分ですよね。その何%、比率はどのくらいなんですか、これに関しては。

○議長（岡崎正憲君） それ答えられますか、現状で。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 全てひっくるめて一般財源としておりますので、町税もしくは普通交付税から、この部分に対して何%という部分は当然出てきておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○ 8番（遠藤喜二君） 分かりました。分からるのは分からないで、突っ込んだって仕方ないんですから。これはあくまでも七ヶ浜の11月号、これを見て、ただ話しているだけですから。これに一般財源と自主財源って載っているだけですから。これだけ頭に入れておいてください。すると、町長はその500円払って、さっきの話に戻りますけれども、500円まで払って車止め見てるかと、そこがおかしいんですよ。500円払ってでも止めて、見たいと、やっぱりそういう場所づくりというか、そういうことを考えないですかね。私だったら500円払っても、見た。町長は、なんで500円払っても、例えば止めたくないんだと、そういうなんか取り方なんですけれども、民間違っていましたか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 私も時間のあるときに、この沿岸部ずっと山元町からずっといろんな意味で、同じような公園整備がされておりました。土日とかそうなりますけれども、ほとんど有料の駐車場の施設はない状況です。私が行ったところでは、ありませんでした。ですから、そういういった憩いの場としての1つのその場所として、ワンコインと言いますけれども500円という、ですから考えているのは夏場やはり海水浴とかそういった部分で来られる方への駐車料金を取るのはいいとしても、通年でそういった取るのはちょっとどうなのかなという考え方でございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○ 8番（遠藤喜二君） その通年で取るとか、その時期、時期で取る、夏場混むから金取ろうと、500円取ったり、600円取ったりするわけじゃないですか。それだったら、ああ、ここに来れば500円は出さなきやないんだと。例えば2時間はただだよと、2時間過ぎれば例えば500円なるよとか、100円、200円になるよとか、その設定でもいいと思うんですね。ただ、町長が行かれるところ多分観光地とかそういうところじゃないですかね。それで潤っているから駐車場代取らなくてもいいという、なんかそんな感じに取れるんですね。そうでもないですか。七ヶ浜

は潤いってありますか。ありますか、潤いって。要は、料金的な潤い、売上げ的な潤いですよ。だから町長が行かれているところは、多分その売上げ的にもお客様来い、来い、ほいほいでお金を落としてくれるからただだと思うんですよ。そのところどうなんですかね。

○議長（岡崎正憲君） 今の質問としてよろしいですか。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 蒲生周辺をはじめ閑上のほうということで行ってみますと、ほとんど有料のところはないと思っています。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） うまくなんか逃げられましたけれどもね。蒲生と閑上だと全然違うんで。閑上のほうは結構売上げあるでしょうから、あそこは市場も昔から構えていますから。

じゃあ、次ちょっと移りたいと思います。（「次というのは2問目ですか」の声あり）ええ、これ以上突っ込んで出ないんで、答えは。町長が一番分かると思いますので。

次、逍遙でよかったです。そうですね。それで、逍遙のみちづくりということで先ほど町内の課長クラスか分からないですけれども、そのメンバーさんでやられているという、やられてから数か月たつんでしょうから、今までその動いた中身ですね。どういうことをやればいいのかという、なんか1つ、2つはここでは出せないんでしょうか。それともまだまだ秘密のことなんでしょうか。いかがでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 今、プロジェクトを今年の5月に始動したばかりで、それでも8回行っております。実際にフィールドに出まして、いろんな可能性なんかも確かめているところでして、最近ですと菖蒲田、花渕浜、吉田浜、代ヶ崎浜を1月18日、1月30日、あとは今日も予定しております。来年度に向けて計画を策定するということで、まずは地元の地域のいろんな資源とか、可能性どの程度あるんだろうということをプロジェクトのメンバー課長、係長、あと係員なんかも入って横断的にやっておりまして、今まさに検討しておりますので具体的な案は固まって今の段階ではございません。以上です。（「今のところなし」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 10月2日から11月30日まで、ライドアラウンド in 多賀城 with 七ヶ浜、こういうのを御存じの方もいると思うんですけれども、あくまでもこれは多賀城創建1300年記念事業実行委員会ということで、これが主催者なんですけれども、この中で七ヶ浜が入っているんですね、こういうふうに。後ろの方も見えるように。これパソコンでまだ拾えますので一度御覧ください。この会社はいろんな日本各地でやっていますけれども、今回その多賀城

におんぶして七ヶ浜もあったわけですよ。ところが七ヶ浜でコマーシャルというのを、なんか何もなかったような気がするんですね。その逍遙のみちづくりの中にもこれは入ると思うんですよ、1つは、その点、町長いかが思いますか。それをお聞きしたいですね。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 以前、唐突に多賀城市長の深谷市長から電話がございました、どうしてもサイクリングをするコースを考えているんだけれども、うちだけでは完結しないんでその減年は七ヶ浜を利用させていただいて宣伝をさせていただきたいという電話がございました。ぜひうちの町のPRをお願いしたいということで、市長のほうに回答した経緯がございます。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そのときは、やっぱりおんぶにだっこでしたか。要は、その深谷市長から言われて、ああ、じゃあうちのほうもちょっとコマーシャルしてくれと。いや、うちのほうもちょっと協力するからということで、そのコマーシャルを出すとか、その見せ場を逆に紹介するとか、そういうことはしなかったんですかね。町長は。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、重ねて申し上げます。発言には注意してください。発言の内容については注意してください。

○8番（遠藤喜二君） どこですか。

○議長（岡崎正憲君） おんぶにだっこというような言葉がございましたので、その言葉はちょっと不適当かと思いますので注意してください。

○8番（遠藤喜二君） おかしいですかね。おかしいですか。（「はい」の声あり）ああ、そうですか。失礼いたしました。

それで、深谷市長から言われて、それで町長はよろしくというか、片方、一方通行の声がけというかお願いだったと。じゃあ、こちらからも例えば、いや、七ヶ浜回るんであれば、ここも、ここもと紹介してくれと、そういうふうなアピールはなかったのかどうかお尋ねしたい。これでいいのかな。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 七ヶ浜を周遊したいということで、ぜひうちの町の部分も宣伝していただければありがたいなということで、単純にお願いをしたいと。（「単純に、何も考えずに」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 七ヶ浜、今までトライアスロンという今まで27回、28回やっているわけ

ですけれども、震災になってコースが変わったりなんなりして、いろいろと担当の方も大分苦労なさっていると思います。それで、このアラウンドそのもの、これもいろいろな中身がありまして、これ七ヶ浜でサイクリングコースとかそういうのもできると思うんですね。これさっきのその一方的なお願ひじゃなくて、逆にこれを利用させてもらうと、七ヶ浜で。そういうのはちょっと考えてはいただきたいんですけども、町長と町当局のほうでどのような、あまり詳しくはないと思うんですけども、これに関して。どのような考えているか、もしこれが使えるんであればサイクリングとか、トライアルとか、ヒルクライム、ここは、あれは坂ないですからね。あとエンデューロとかいろいろあるんですけども、そういうのちょっと町長考えた場合、前向きに考えることはできるかどうかお尋ねしたいです。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、通告書の内容に関連づけての質問をしていただきたいと思いますのでお願いします。寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） うちは外輪を県道がぐるっと回っておりますので、以前からそのサイクルロードとしてアップダウンもあるしいかがなものでしょうかということで県の一部の方とともにお話をさせていただきました。そして、県のほうには青いブルーのラインをまず引いていただいて、ここが自転車の通る道だよということで、大分、私町長に就任してからすぐの時点できわめていました。というのは、愛媛県のしまなみ海道を見に行ったときに、このブルーラインは何だろうかということで、ほかでは全然発展していないときに、ああ、これはうちになじむんじゃないだろうかということで、新たな自転車道を造るというんじゃないくて復興事業とかそういう形でやれないだろうかということで、そのパイロット的にうちのほうがやれないだろうかという相談はしたんですが、七ヶ浜だけの話じゃなくてということで、今、45号線、松島からとかずっとブルーラインとろどろ引いてありますよね。そちらのほうに行ってしまいました。だから、プランチとして、プランチというか枝葉として七ヶ浜にこういったところをやっていただければということでは、以前からお願ひできないでしょうかという相談はしたことがございます。ただ、今は45号線が下になっているということでござります。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） そうなんですよ、いつも七ヶ浜ね、盗まれちゃうんですよ。本当に。七ヶ浜って本当に、昔は川があつても今は川はない。国鉄の線路はない、国道はないで。ないないで結局、運河で半島になって、孤島となって、みんなとつかえられるんですよ。だから、町長そこんところ頑張って、そのラインを七ヶ浜のほうに引きずり込むということはできないで

すか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） 政策課長のほうがいいということで、じゃあ、政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） 自転車活用法が施行されて、県のほうでもいろんなアクションプランを考えていらっしゃるようで、その会議があるようなんですね。そこに、ぜひはまらせていただきたいというお願ひは先日、今年度に入ってからしたばかりでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 分かりました。じゃあ、担当課長さん頑張ってブルーラインを引いてください。

じゃあ、次の質問に移ります。

次、ビーチクリーナーですね。ビーチクリーナーは丸紅さんから寄贈された、震災後でしたっけ、震災後寄贈されて今使っていますけれども、あれはふそさん、一応ヤンマーで出しているんですけども、ふそ製のやつでこれはビーチクリーナー専用トラクターを採用ということでやっているんですけども、これ誇大広告なんですよ。海藻とかそういうのは巻き込みはできますよ。ところが、花火やたばこの吸い殻もきれいに収集ってなっているんですね。取れますか、あれで。あんなささらで。あんな幅の広さのささらで。担当課の課長さん、どう思いますか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） そういった、ある一定の業者のその云々くんぬんについては、回答は差し控えますが、ビーチクリーナーそのものについてはやはり様々なタイプがございまして、町のほうにございますのはピックアップタイン式というものなんですが、それはある程度やっぱり全て取れるかとなれば、それは行きません、もちろん。その性能そのものを言えば、こすタイプとかいろんなものがございますけれども、現状そのビーチクリーナーそのものについては県内海水浴場持っているところ、8市町村で海水浴場が15か所あるわけですが、持っているのは七ヶ浜町だけということなんで、あとは何と言ってもビーチクリーナー頼みだけでは清掃は成り立ちませんので、町長回答にもあったとおり、ボランティアの方々の御協力を得ながらとか、そういう方法でやるしかないと思っていますので、ビーチクリーナーの性能云々くんぬんをちょっとここで議論してもならないかと思います。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員、クリーナーの性能の評価はおやめください。どうぞ。

○8番（遠藤喜二君） では、クリーナーの成果でなくて、人の成果に行きます。

仕上がりですね、お金を出して委託して何日かかるか分からないですけれども、きれいにするということでやっているんでしょうけれども、その海藻とか大きいごみは山にして残しておく。それでこのさらのタイプのビーチクリーナーを使った後、後を歩いていくとそのごみそのものがそのまま残っているという。そのごみを回収しての作業というか、完了ではないのかと、そう思うんですけどもいかが感じるんでしょうか。それをお尋ねしたい。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 多分、喜二議員さん御指摘されている点については、菖蒲田海水浴場なのかなとは思うんですが、過去の事例として一定だけちょっと我々も反省しなくちゃいけないということはありますて、海藻を収集しました、それからその流木なんかも収集しましたということで、一旦、防潮堤の前、砂浜のほうに集積して海藻類については一旦乾燥させてから乾かしますよと、流木についても本来であれば防潮堤の裏側に運ぶ予定だったのが、乾燥させる意味合いもございまして何日間か確かに置いてしまったという事例はありましたので、そのことにつきましては委託しています観光協会のほうに我々も後ほど指導したという経緯はございましたので、そういうことを今後なくすようにしていきたいと思っております。

○議長（岡崎正憲君） 遠藤議員。

○8番（遠藤喜二君） 菖蒲田に関してはほかの方がビーチクリーンやっているものですから、私は口出しはしないようにしています。私は今は、表浜、一応専属じゃないですけれども、震災後は専属みたいなものです。ですから、私が言るのは表浜のそのビーチクリーンのやり方、仕上がり、出来具合、それを何ていうのかな、普通の人が見たら、何これで浜掃除したの、私そういうふうに一回言われたんですよ。機械でやったのって。それだったら、ホンダさんのそれこそふるいかかったやつ、あれでやってもらったほうがよっぽどいいですよ。ただ、ホンダさんのやつは売っていませんから、寄贈もしませんから、あくまでも参加事業ですから。前の課長さんなんかはホンダさんからそういうやうなものを買えばいいんじゃないのって言われましたからね。ここの議場で。この人、何知っているんだろうって。一応、私はホンダのバギーの講習会2回受けてちゃんと免許持っていますから。だから、そういうのなんか、何ていうのかな、私も正直、ごみ拾いしてもう17年目なんですね。だから、例えば貝殻の怖さ、海藻の怖さって分かるんですよ。子供さんがはだしで歩いて、足ざっくり刺さったと。特に、昆布、ワカメ、あれの根ありますよね。あれがロープとか網に引っかかって上がってくるんですよ、一緒に。そうすると、それが乾燥するともうとげっていうんですかね、あのとげがぐっと刺さるんですよ。（「まとめてください、時間過ぎております」の声あり）だからそういうのもある

んで、きちんとあのごみ処理はしてもらいたいんですね。それをやっぱり監督責任として、その担当課はきちんとやってもらいたい。

○議長（岡崎正憲君） それが質問ですね。（「はい」の声あり）じゃあ、回答だけお願いします。産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） ちゃんといたします。（「まだあったんですけれども、終わります」の声あり）

---

○議長（岡崎正憲君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日12月2日午前10時より再開をいたします。

御苦労さまでした。

午後4時33分 延会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月1日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員

令和 3 年 12 月 2 日 (木曜日)

七ヶ浜町議会定例会12月會議會議錄

(第 2 日目)

令和3年七ヶ浜町議会定例会 12月会議会議録第2号

---

令和3年12月2日（木曜日）

---

出席議員（13名）

1番	佐藤直美君	2番	小林倫明君
3番	仁田秀和君	4番	木村稔君
5番	熊谷明美君	6番	佐藤壮一君
7番	安倍敏彦君	8番	遠藤喜二君
10番	渡邊淳君	11番	佐藤梶信君
12番	歌川渡君	13番	遠藤久和君
14番	岡崎正憲君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町	長	寺澤薰君
副町	長	平山良一君
総務課	長	高橋勉君
政策課	長	荻野繁樹君
財政課	長	安達正彦君
税務課	長	渡邊真孝君
町民生活課	長	藤井孝典君
産業課	長	小野勝洋君
建設課	長	鈴木英明君
水道事業所	長	小野誠司君
国際村事務局	長	後藤謙一君
子ども未来課	長	渡辺とき子君
健康福祉課	長	渡辺文昭君

長寿社会課長	遠藤裕一君
防災対策室長	石井直紀君
会計管理者	内海栄広君
教 育 長	武田光彦君
教育総務課長	佐藤浩明君
生涯学習課長	小野賢一君

---

事務局職員出席者

議会事務局長	飯野直樹君
同書記	船木潮君

---

議事日程 第2号

令和3年12月2日（木曜日） 午前10時00分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会議日程の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 議案第55号 七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第56号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 6 議案第57号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第58号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）

日程第 8 議案第59号 令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第 9 議案第60号 令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第61号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）

日程第11 議案第62号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）

日程第12 請願第 1号 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書

---

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 55 号 七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 56 号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 57 号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 58 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 7 議案第 59 号 令和 3 年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 8 議案第 60 号 令和 3 年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 9 議案第 61 号 令和 3 年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 10 議案第 62 号 令和 3 年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 11 請願第 1 号 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書

午前10時00分 開会

○議長（岡崎正憲君） おはようございます。

これより令和3年七ヶ浜町議会定例会12月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岡崎正憲君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番佐藤壯一議員、7番安倍敏彦議員を指名いたします。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（岡崎正憲君） 日程第2、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

10番渡邊 淳議員の質問を許可いたします。発言席に登壇願います。

[10番 渡邊 淳君 登壇]

○10番（渡邊 淳君） 10番渡邊 淳です。議長の了承をもらって一般質問を1点、今日はさせていただきます。

1つ、静岡県の土砂流失事故から大分クローズアップされています建設発生土について伺うものでございます。

我が町も、じや何が問題だったのかというのもありますが、私の見ている限りでは、やはり区域からの土砂の流失、これが見受けられます。これは仙台港湾も含めて確認させていただきました。それから、あと内容物については誰もチェックできるような状態ではない。ただし、私の聞き取りの中ではスライムみたいな、水と何ていうんですかね、土がどろどろに混ざったものが捨てられていると、捨てた業者がいるというところが確認を取っています。それからあとは、町の用地を侵して埋め立てているというのも確認を取っております。以上の点から、このクローズアップされている発生土について、うちの町の考え方というものをちょっと問うものでございます。

もともと建設発生土に関しては、性善説が前提です。これ許可制なので、当然きちっとした対応がされるという前提で建設副産物の建設発生土というのは再利用が前提。これはもう非常

に緩い許可制度になって、私から見ればですけれども、ほかの土地改変とは違って大分緩い前提に立っているというのは、やはりもう1回使うんですよと、土を大事にして建設会社だったらとかいろんな開発業者だったらやるのが当たり前ですよというような性善説に立ってやっておるので、あくまでも再利用を。あとは置き方もいろいろ安定した感じで置いて、きちんと使いますよということが前提だと思います。受入れ時の条件というのがやはりそういうものであれば、設定してその計画等、スケジュールを管理する必要があると思っております。これは私個人の考えになるかもしれませんけれども、やはり建設とかいろんな開発に携わる業者としては当たり前の姿勢ではないかと思っています。

現在の建設発生土のルールというのは、非常に緩くて産業廃棄物扱いではない。事業系一般廃棄物であるかもしれない。この廃棄物処理法の意義を受けないで、受けないということはそういういた処理法のやつを、意義を受けない行政の規則、要は処理法に入らない行政の規則で、決定して実施されるわけですね、許可制ですから。このことは、非常に違法性が高いのではないかと。ただ大分前につくられている法律なので、改善されないで監視法で実施されて、今のままでは恐らく修正は不可能じゃないのかと申しているわけです。とはいって、いろいろ我々の町の中で起きている事象が結構あるので、ここはそれでは済まされないのではないかというので問題提起しながら今回の一般質問をします。

どうしても、先ほど言いましたように廃棄物処理法上の廃棄物ではない。土砂そのものを堆積するのが不法投棄ではないんですね、だから。合法ですよということは合法かもしれません。堆積する、逆にその堆積するもの、行為とかというものについては縛られないんですけども、堆積しようとする土地に関しては、これはいろいろ法律があって自然公園法とか都市計画法、森林法、宅地造、農地、急滑り、急傾斜、それから漁港管理区域とか港湾管理区域とか、そういういた制限がされて初めて抑止できるようなものなんです。ですから、堆積行為がそもそも規制されれば、本来ならば問題はないというところなんですね。もっとまずいのは、この業者が不適正な処理をしたということの評価というものは、国は評価しないんです。要は、駄目な業者ですよとかやっちゃんけませんよとかと評価しない。ですから、堆積する行為の規制というのが今回必要であると。

うちの町なんかは、森林法とか統計法とか自然公園法、一部は入っていますけれども、入っていないところが結構多い。ですから、非常に業者からすればルーズな地区だ、非常に置いておきやすい地区であると。ほかは大体縛られているので、何てことない。あんまり来ないようになっているし、その地形改変についても、大分皆さん今回の件で、最初に考えられるときの

造成で、最後丸森なんかはやっちゃん目みたいなところまでいくような条例化を進めているところです。あと、これは別に今2地区上がっていますけれども、その業者の、別に商売は邪魔するということではない。なぜかというと、今、建設発生土については発生土を受け入れますと、改善したやつ、改良したやつを持っていってくださいという商売がある。ですから、こういった業態の変化というのも促進すべきだと思っています。これは、仙台港の近くにもう既にがあるので、そういうものを見習えばいいのかなと。ですから、別に決してさくらエスターさん商売を邪魔するというような話ではございません。ただし、あと一旦これ土砂が搬入されると、そういうことが始まってしまいますと産業廃棄物の混入が非常に多いになる。先ほど言ったように誰も管理していないし、自助努力、性善説になっているものですから、土砂の処理が悪用される危険性が高い。今宮城県内では竹の内というのが実績としてあるし、それから田子の廃棄物、これも私も実際現場に行って処理してきましたけれども、20年かかったって直りませんよ、これ。この町にもそういうところが、さっき上げた業者も含めて結構細かいところに堆積土砂の痕跡が見受けられます。

宮城県は遅かったんですけれども、令和元年12月、それから施行が2年の12月かな、条例化に踏み切ったんですが、これはよく中身を見ますと市町村の考え方一部委譲することになっている。だから、これは、県は県で見ても町の考え方を見ますよと、考え方を聞きますよということで県の抑止力というのはほとんどない。県というか町の抑止がないと県はやらない。町が許容すると思われるんであれば、県も許容するというような構図になります。やっぱり宮城県全体を監視するという制度の中に、我が町みたいにちょっとした小っちゃいところの監視というのは、やはり限界があるんじゃないかと。それからあと土地利用関係についても、長期総合計画施行に当たりますよね、来年から。そうすると、町の土地利用は計画的に行うことが前提だということありますけれども、町は、自ら管理をして計画して実行するというのが自治体の役割、計画的な町を進める支障にならないような格好に考える必要があると思っております。

こんなことを話してきましたけれども、国も県も頼りにならないので、自治体は住民の安全のための環境を守るために条例化で自制するしかないんではないのと。速やかに、やはり国土強靭化計画との整合も取って、土質の状態、それから面積要件、水収支、地形形状の変更、発生土の分析、保全要件、再利用の計画、流域、流末、それから産業従事者や住民の同意、事前協議、それから近接する公共事業、民間事業、それらを監視して報告義務の提示を必要とする、そういう観点を踏まえて条例化をつくるべきではないかと思うのですが、行政の考え

方を町長の考え方を伺うものです。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 残土条例を制定する考えはについて、回答を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。

それでは、10番渡邊 淳議員の御質問、残土条例を制定する考えはについてお答えをさせていただきます。

全国の事例で見られる建設発生土の不適正な処理や土地の形質の変更などは、都市計画法、宅地造成等規制法、砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律、農地法、森林法、廃掃法、いわゆる廃棄物の処理及び清掃に関する法律、そして自然環境保全法など、既存法では十分に対応できないケースもあり、特に残土の崩落、流失に対する住民の安全確保が課題となっているところでもございます。このような中、建設発生土の受入れ地が問題化しており、県外の一部の自治体では、いわゆる残土条例により対応しているところもあるということでございますが、本町の土地利用については、令和元年12月に策定した七ヶ浜町土地利用基本構想の基本施策において、農用地では町土保全、保水機能等、農業の有する多面的機能を発揮するよう配慮するとともに、緑地や防災機能など十分に考慮することとしており、森林においては、森林は町土保全や水源涵養機能など公益的機能を有しております、将来世代が森林の持つ多面的機能を享受できるよう森林保有者へ管理を促すなど等しております、環境や防災、景観などを踏まえ、農地や森林は基本的に保全するという土地利用の方針の下に、各種個別計画を策定する際に憂慮しているところでございます。

さて、御質問の残土条例につきまして、宮城県内の自治体では先ほど渡邊議員が質問されたとおり令和2年4月に土砂等の埋立て等の規制に関する条例を施行しております。市町村の条例制定は、現在のところ県内においては例がないと思います。また、全国の市町村が残土条例を制定する例として、都道府県との関係については、都道府県条例で市町村に権限を委譲している場合、都道府県条例を補完して市町村条例で制定する場合、都道府県条例がなく市町村条例のみで制定する場合などがございます。本町としては、宮城県条例において規定している土砂等の埋立て等の行為に対する許可制度、土砂等の埋立て等に関する基準、違反行為に対する行政処分及び罰則、危険な埋立て等に対する土砂等、搬入禁止区域の指定などの規制により関係者へ災害の発生防止など必要な措置を講じることを求めるものであります。

なお、国土強靭化地域計画については、行為者の責任に起因する残土の崩落、流失などに対

する施策、取組を自治体としてどう策定するか整理が必要であると認識しております。

以上、渡邊議員への回答にさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 要するに、残土条例はつくらなくても県の条例で事足りますということが町の考え方と取ってよろしいんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 寺澤町長。

○町長（寺澤 薫君） これまで町として、この残土については大変課題としてやってまいりました。それで、宮城県でやっと腰を上げていただいて、昨年条例化していただきました。罰則規定も設けていただきました。その宮城県とのやり取りの中で、新たに市町村としてどうなんだろうかということもお話の中で、宮城県の意見としては、今回の罰則規定なりそういったことで制定している部分で、宮城県一円を規制しているので新たに市町村がしなくてもいいんじゃないだろうかという担当同士の意見だと思うんですけれども、そういった話合いはしたということで聞いております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 先ほども言いましたように、県全体を見る制度と町の制度、それから県全体は3,000平米という大きな面積での制限しかかけていない。これは、ゴルフ場もできないこの町の土砂運搬の中で3,000平米、これを基準にしていいものなのかどうかというのもありますよね。ですから、その辺やっぱり担当ベースという話じゃないと思うんですけれども、こういうのは。やはり国も県も頼りにならないという前提に立って、性善説でできている法律をどのように使うかというのは、もう業者がいいように使うわけですから、それに対して対抗策というのは担当レベルで決めるものじゃないはずですよ。ですから、やはりこの辺はきちんとやるかやらないかというのは、今回も本当は求めたいところです。

しかし、そんなはつきりしないということであれば、本当に馬鹿にされるような行政になりますからね。ですから、不利益処分ができない自治体というようなこういうレッテルを貼られますよ、こういうのは。何やったって犯罪やったって何したって野放図になっているだけです。そういう行政で、この町は長期総合計画、そういったものをつくって進めていくんだ、これは絵に描いた餅よりもひどい。内容も全然検討されていない計画にのっとって、私たち民が進んでいくんだということであればそれで結構でございますが、それであればもうこの質問はこれで終わりにさせていただきます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 終了ですね。（「何かあれば」の声あり）政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君）　おっしゃるとおり建設発生土の不適切な処理、現在まで抜本的な解決には至っていないと。基本的に現行法の下では法律が規制されないという議員さんおっしゃるとおりの課題があると思います。自治体では条例を制定しているところではあるんですが、疑わしい指摘とされているのが自治法上14条の2年以下の懲役又は100万円以下の罰金が制限されているという、県においても市町村においてもそういった罰則の制限が自治法上であるということで、今般の熱海の流失事故を受けまして国土交通省では2003年に建設発生土の有効利用に関する行動計画を策定しまして、その際に建設発生土の有効利用の促進、不適正処理防止の観点から法的な対応をすることが望ましいということで、そこで方針を一旦出しております。

ただ現在までそういった法制化はされていないということで、法制化によりマニフェスト制度を通じて排出者が最後まで責任を持つ仕組みが必要だろうということで、全国町村会が令和3年、今年の7月27日に緊急要望を上げまして、要望内容としては盛土や土砂類の搬入に対する法整備や規制の拡大強化、町村の土石流対策に係る技術的及び財政的支援強化、法整備の規制をまず国で掲げるようという要望をしております。なので、全国の自治体としては、条例というよりは国の法整備ということを求めているということで御理解をいただきたいと思っております。（「いいですか」の声あり）

○議長（岡崎正憲君）　渡邊議員。

○10番（渡邊　淳君）　担当課長の答弁を聞いて、そういうことを言うんじゃないと言いたいところなんですが、自治法上決まっているから100万円か2年の懲役になっているだけで、これは産廃法違反だったらもっとすごいんですよ、こんなの。それを国の、さっき言ったように、国も県も頼りにならないんだというので今回の熱海なんですよ。それを十分、分かっていなくて、性善説にのっとったものを頼りに行政がそういうことをしゃべって、国でそういう条例、基準をつくってくださいみたいな話をやっているからこんなことになっている。あの熱海、静岡だって、県の条例もあり町の条例もあってあのざまなんだから。二重三重にやらないと、こんなのは收まりつかないし、さっき罰金の話をしましたけれども、どんな中身のものを、そこまで言うんだったら、どんな中身のものが入っているのか、それがどういう形態で熱海町、どういうふうにして、どういう盛土にして、その再利用ができるように管理されているのか、そういうもののまで行政が指導したり、見ないと、その法律でどこに制限できるんですか、そんなもの。あまり絵に描いた餅みたいなことを言うんじゃないですよ、そういうのは。

○議長（岡崎正憲君）　発言に気をつけてください。

○10番（渡邊　淳君）　分かりました。こんな……。

○議長（岡崎正憲君） 回答を求めますか。

○10番（渡邊 淳君） これはもう担当レベルの回答は要らない。きちっとした方の返答を求めるたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 副町長、お願ひします。

○副町長（平山良一君） 私から回答を申し上げたいと思いますけれども、議員さんのおっしゃることも当然だと思いますので、じゃあ行政側で、あるいは小さな自治体でどこまでできるかということについては課題があると思っております。これは町長も担当課長もそのように思っているはずでございます。ただ、直接的な規制ができるかどうか、これはなかなか難しい問題が、ハードルが高いということも承知しておりますので、そういったことではなくて、例えば届出義務を求めたり、あるいはこちらで調査に入ることができるようなそういった環境条例みたいなものの、ちょっとそういったものから手をつけていって、ちょっと何がどういうふうになっているかぐらいは承知しておかないと、今後の規制、そういったものに結びつかないんじゃないかなと思いますので、まずその辺から勉強させていただいて近々に報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） さっきも言いましたように不利益処分ができない自治体、こんな情けない自治体はありませんから。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） これにて一般質問を終了いたします。

続行いたします。

---

日程第3 議案第55号 七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第3、議案第55号七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 議案第55号七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

全国的に消防団員の数が減少しております。国では、危機的状況であるとしております。七ヶ浜町といたしましては、その対応策として消防団員の待遇改善を図り、消防団員の講習及び費用弁償並びに組織体制の見直しを行うものでございます。主な改正点といたしましては、

副団長を1名から2名にすること、団員の年額報酬を2万4,000円から3万6,500円とし、機関要員の年額報酬を3万9,000円から4万円にすること、火災等で出動した際に支給している費用弁償を出動報酬とすること、出動報酬を災害の場合1日につき8,000円、4時間未満の場合は4,000円とすることなどといたします。

それでは、条例について御説明いたします。

議案書1ページをお開きください。

提案理由といたしまして、消防団員の処遇改善を図るため消防団員の報酬及び費用弁償並びに組織体制の見直しを行うものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

議案参考資料につきましては、1ページをお開き願います。議案参考資料の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

この条例につきましては、初めに第2条中の副団長1名を副団長2名に改めるものです。

次に、第8条ただし書中「水火災そのほかの災害」の部分を「災害（水火災又は地震等の災害をいう。以下同じ。）」に改め、「したがい」の次に「、」を加えるものでございます。

次に、12条中、「団員に」の部分を「団員の報酬」とし、「次に定める報酬を支給」の部分を「年額報酬及び出動報酬と」に改めるものでございます。

議案参考資料2ページになります。

12条中の団長年額14万5,000円、副団長年額12万2,000円、分団長年額9万2,000円、部長年額7万6,000円、班長年額6万9,000円、機関要員年額3万9,000円、団員年額2万4,000円を削除し、同条に次の2項を加えるものでございます。

第2項といたしまして、団員には次により年額報酬を支給する。団長年額14万5,000円、副団長年額12万2,000円、分団長年額9万2,000円、部長年額7万6,000円、班長年額6万9,000円、機関要員年額4万円、団員年額3万6,500円を追加し、第3項として、団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、次により出動報酬を支給する。災害の場合、1日につき4時間以上のとき8,000円、1日につき4時間未満のとき4,000円、警戒の場合、1日につき3,600円、訓練の場合、1日につき3,600円を追加するものでございます。

議案参考資料は3ページになります。

13条につきましては、第1項を削除し、同項第2項中の「前項に規定する場合を除き、」を削除し、同項を第13条とするものでございます。

次に、議案書の2ページにお戻りいただきます。附則を御覧ください。

この条例は、令和4年4月1日から施行するものです。

以上、御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川 渡です。

議案第55号七ヶ浜町非常勤消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、さらなる改善を求め賛成するものであります。

今回の改正で団員の年額報酬の地方交付税算定基準額に準じて引上げられ、さらに出動報酬を設けたことは評価するものであります。現在、支給されている団員をはじめ班長までの年額報酬額は交付税算定基礎額に照らし、平均1.85倍と約2倍額の年額報酬となっております。このことを踏まえ、団員においてもさらなる増額報酬をすることを求める、今改正条例に賛成いたします。

○議長（岡崎正憲君） ほかに賛成討論ありますか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第56号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第4、議案第56号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） それでは、議案第56号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は3ページをお開きください。

七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、地方税法の一部改正に伴い、本条例においても同様の改正を行うものであります。その改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料は4ページ目からとなります。

主な改正内容は、未就学児の被保険者均等割額を軽減するものとなります。

資料の4ページ、第3条から13ページの第23条第1項までは、主に項の追加等による文言の整理となります。

資料は13ページをお開きいただければと思います。

第23条第2項は、今回新たに追加となるものになります。内容は、未就学児の被保険者均等割額の減額を規定するものです。金額は、各号に記載のとおりとなります。具体的には、均等割額を5割軽減するものです。既存の7割、5割、2割の軽減該当者につきましては、その軽減後の均等割額をさらに5割軽減するものとなります。

14ページの下段から23ページの各条につきましては、項の追加等による文言の整理となります。

議案書に戻りまして、5ページを御覧いただければと思います。

この条例の施行期日は附則のとおり公布の日からとなりますが、ただし書につきましては、令和4年4月1日からの施行となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番日本共産党の歌川です。

今回の改正は、国の法改正に伴うものであります。この6歳未満、当然当収益を持たない年齢であります。そこで本町でも、私ども日本共産党は、収入を得ない15歳までの、せめて均等割の軽減をこの間求めてまいりました。そこで、国のこういう施策の下で、今後、町として中学卒業年齢までの均等割の軽減をするということを考えているのかどうか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） ただいまの質問につきましてお答えいたします。

今回、国策により未就学児軽減になったものですが、そこに至るまでに当局といたしましても様々なケースを想定して考えてまいりました。

まずは今回、国がスタートした未就学児軽減のところをベースにして、今後のやはり時代の推移とか情報収集しながらここで止まるものなのか、その先があるもののかどうかは検討さ

せていただきたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑ないようすで、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり） 次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり） 討論ないようすで、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第5 議案第57号 七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○議長（岡崎正憲君） 日程第5、議案第57号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君） では、議案第57号七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書は6ページをお開きください。

七ヶ浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

提案理由は、健康保険法施行令の一部改正に伴い出産育児一時金の額が見直されたことから、本条例においても同様の改正を行うものであります。その改正内容につきましては、別冊の議案参考資料に基づき説明いたします。

議案参考資料は24ページとなります。

第6条の出産育児一時金につきまして、40万4,000円と定めている額を40万8,000円に改正するものとなります。

なお、規則で定める額と合わせて、現在支給している出産育児一時金の総額42万円につきましては、変更はありません。

議案書に戻りまして、7ページを御覧ください。

この条例の施行期日は、令和4年1月1日から施行となります。

以上、改正内容の説明となります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声が多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第6 議案第58号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第6、議案第58号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第58号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第7号）について説明いたします。

議案書の8ページをお開きください。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,266万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億6,550万2,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為、第3条では地方債を補正するものであります。

議案書の12ページをお開きください。

第2表につきましては、債務負担行為の追加8件であります。

まず1つ目のトリガイ飼育試験業務委託につきましては、事業で今年度から準備作業にかかるため限度額を1,000万円と定め、年度をまたぐ債務負担行為をするものであります。

2つ目の七ヶ浜国際村施設管理・清掃業務委託の限度額3,000万円につきましては、4月からの業務となりますが契約事務や作業準備を3月までに終える必要があり、来年度以降の契約をするものであります。

3つ目の新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましても、接種は来年4月からとなります。3回目の接種に向けて各種の契約を事前に行うためのもので、限度額を8,000万円とするものであります。

4つ目の花と緑のまちづくり推進事業として限度額280万円で、来年度予定している花の苗

など数量が多いため育苗する期間を考慮する必要があることから、今年度に契約を済ませておくこととしたものであります。

5つ目につきまして、住民税非課税世帯に対する給付金給付事業として限度額を2億6,500万円とするもので、11月19日の臨時閣議決定により大枠が公表されたものであります。

6つ目は、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業として限度額3億円とするもので、こちらも同じく臨時閣議決定されたものであります。

7つ目は、母子健康センター機械警備業務委託として限度額を103万9,000円とするもので、母子センターの機械警備の複数年契約を行うものであります。

8つ目は、子ども家庭総合支援拠点専用自動車リース事業として限度額を323万4,000円とするもので、子ども家庭総合支援拠点事業用として利用する公用車のリース契約を行うものであります。

次に、議案書13ページをお開き願います。

第3表につきましては、地方債の追加1件であります。

公営企業、水道事業ですね、安定化高料金対策事業債720万円を新たに追加するもので、今年度、水道事業の高料金対策事業が該当することとなったため、新たに借り入れるものであります。

今回補正する主なものは、人事異動による未整理分の調整や、コミュニティー活動備品購入事業補助、東日本大震災追悼事業、新型コロナウイルス感染症対策事業として事業継続地域支援事業、主食用米作付農家事業継続支援事業、学校教育活動継続支援事業などであります。

それでは、歳入から説明いたします。

16ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税2億2,473万円につきましては、普通交付税の確定によるもので、今回補正の財源の一部とするものであります。

15款1項1目民生費国庫負担金1,971万2,000円につきましては、障害者自立支援給付費負担金への増額補正で、障害児施設通所給付費負担金、訓練等給付費負担金などの追加分であります。

2目衛生費国庫負担金889万3,000円の減額につきましては、ワクチン接種委託料分で2回までの分の減、こちらにつきましては塩竈医師会との契約単価が低かったことなどから2,602万7,000円の減と、今後行われる3回目の接種分1,713万4,000円の追加であります。

2項1目総務費国庫補助金3,116万2,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金で町独自の、主に事業継続地域支援金関係の2,710万円と各種補助事業対象の補助裏分406万2,000円を追加するものであります。

17ページをお開き願います。

2目民生費国庫補助金195万7,000円につきましては、子ども子育て支援事業費補助金で児童手当制度改正実施円滑事業に充てるものであります。

3目衛生費国庫補助金887万6,000円につきましては、新型コロナワイルスワクチン接種体制確保事業補助金で、ワクチン接種委託料以外の事務費分を衛生費国庫負担金と同様に整理するもので、2回目接種までの減が3,120万8,000円、今後行われる3回目接種分の追加が4,010万1,000円であります。

4目土木費国庫補助金100万円につきましては、木造住宅耐震改修工事助成事業で、申込件数が増えていることから追加補正するものであります。

5目教育費国庫補助金406万2,000円につきましては、小中学校ネットワーク機器設定業務委託の財源として158万7,000円、小中学校の学校教育活動継続支援事業の財源として247万5,000円を充当するものであります。

16款1項2目民生費県負担金985万6,000円は、15款1項1目民生費国庫負担金と同様であります。

18ページになります。

2項2目民生費県補助金421万9,000円につきましては、心身障害者医療費補助金などの追加であります。

なお、心身障害者医療につきましては、件数が年々増えてきている状況であります。

3目衛生費県補助金126万円につきましては、健診結果の利活用に向けた情報標準化事業補助金で、健康管理システム改修委託料の財源となるものであります。

4目農林水産業費県補助金185万4,000円は里山健全事業補助金で、松くい虫被害木搬出費用について、県内のほかの市町村からの申請が少なかったことから補助割当て調整による追加交付されたものであります。

5目土木費県補助金50万円につきましては、土木費国庫補助金同様で木造住宅耐震改修工事助成事業で、申請件数が増えていることから追加補正するものであります。

7目教育費県補助金115万4,000円につきましては、当町で実施しているスクールサポートスタッフ配置支援事業が県の補助事業として該当することになり、財源を組み替えるものであります。

9目商工費県補助金1,274万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金がほぼ確定したことによる1,874万5,000円の減額と、新たに追加されることとなつた事業者支援補助金600万円を補正するものであります。

19ページをお開きください。

17款2項1目不動産売払い収入1,453万7,000円につきましては、震災復興事業として整備した中田地区などの町有地売払い代金であります。

18款1項2目指定寄附金250万円は、ブラザーグループ従業員の絆ファンドのほうから図書センターのブックスタート用絵本等の購入に充てるようにと100万円の寄附があったこと、それと株式会社T K Cから新型コロナウイルス感染予防対策事業の財源として150万円の寄附が当たるものであります。

19款2項1目財政調整基金繰入金6,000万円の減額は、一般財源として充てていた人件費などの減に伴う繰入金の減であります。

8目東日本大震災復興基金繰入金574万円の減額につきましては、菖蒲田浜海水浴場開設補助金等の財源に充てる予定でしたが、コロナ禍で海水浴場を開設できなかつたことから減額するものであります。

20ページになります。

21款3項1目貸付金元利収入500万円は、勤労者生活安定資金預託金へ追加するもので、コロナ禍において融資額が増加したため預託金を追加し融資枠を増やすためのものであります。

4項3目雑入957万1,000円は、一般財団法人自治総合センターから宝くじ助成金による菖蒲田浜地区コミュニティー活動備品購入事業補助金として230万円交付されるものと、公益財団法人宮城県市町村振興協会から、こちらも宝くじの収益金によるもので新型コロナウイルス感染防止事業支援金として571万6,000円交付されるものであります。後期高齢者医療療養給付費負担金157万8,000円につきましては、前年度の精算金であります。

22款1項6目衛生費720万円は、水道事業への繰出しが今年度高料金対策事業に該当することになったことから、その一部を起債とするものであります。

続いて、歳出について説明いたします。

初めに、職員人件費の給料、職員手当、共済費、退職手当組合負担金等につきましては、職員の人事異動等の未整理分の調整となりますので、説明は省略させていただきます。

23ページをお開き願います。

2款1項9目財政調整基金費3,000万円は、一般財源として予定したもののがコロナ禍で各種

事業中止となったことに伴い財源を組み替えるものであります。

11目産業振興基金費3,200万円は、今後の産業振興に係る財源として積み立てるものであります。

14目公共施設管理基金費1億5,000万円は、今後アクリアーナ等の災害復旧工事が予定されおり、その財源として積み立てるものであります。

26ページをお開き願います。

6項1目企画総務費の18節負担金補助及び交付金の237万円のうち230万円につきましては、歳入の雑入で説明した一般財団法人自治総合センターからの宝くじ助成金により菖蒲田浜地区コミュニティ活動備品購入事業補助金とするものであります。購入する予定のものは、発電機、草刈り機等となっております。

2目国際交流費216万2,000円の減額につきましては、プリマス町訪問団の来町がコロナ禍で中止となったことから減額するものであります。

27ページをお開きください。

6項4目七ヶ浜国際村運営費の12節委託料440万円は、国際村のコンサート用ピアノ購入から20年以上経過したためオーバーホールし、点検整備するためのものであります。

28ページになります。

7目震災復興推進事業費の22節償還金利子及び割引料352万9,000円は、湊浜字砂山の移転元地を隣接地権者に売却した分の国費相当額を国へ返還するものであります。

8目震災復興基金事業費574万円の減額につきましては、菖蒲田海水浴場海びらき事業補助金について海水浴場のオープンを中止したことから700万円を減額し、新たに東日本大震災追悼行事を行うため133万円を補正するものであります。

30ページになります。

3款1項3目老人福祉費641万7,000円の減額は、介護保険特別会計繰出金の減額で介護保険事業関係の人件費等事務費が少なくなったことによる減であります。

31ページになります。

5目障害者福祉費の19節扶助費4,431万6,000円につきましては、障害児施設への通所者数が増加していることにより追加するものであります。

2項2目児童措置費198万円は、来年度からの児童手当制度改正によるシステム改修を来年3月までに完了する必要があることから委託料を補正するものであります。

32ページになります。

3目子ども医療費対策費589万7,000円は、昨年度より子供の受診が増えたことにより医療費助成金が不足することが見込まれることから追加するものであります。

35ページをお開き願います。

4款1項2目予防費の12節委託料の220万円は、健診の実施団体と国県市町村間の情報連携のためのシステム改修であります。

36ページになります。

9目新型コロナウイルス感染症対策事業費については、11月28日で2回目接種を完了しており、その整理と3回目の接種の準備等に要する経費を補正しております。

37ページをお開きください。

2項1目塵芥処理費の12節委託料462万4,000円につきましては、コロナ禍で在宅する方が増えたことに伴い、粗大ごみが通年より増加したことから委託料を追加するものであります。

18節負担金補助及び交付金516万7,000円の減額につきましては、東部衛生処理組合の負担金の本年度分が確定したことに伴い整理するものであります。

3項1目上水道施設費3,640万円は、水道事業への高料金対策補助金等であります。

5款1項1目労働諸費500万円は、勤労者生活安定資金へ追加するもので、コロナ禍において融資額が増加したため預託金を追加し融資枠を増やすためのものであります。

38ページになります。

6款2項1目林業総務費165万円は、松くい虫被害集積木撤去委託料への追加で、県からの補助枠が追加となったことから事業費を追加補正するものであります。

40ページをお開き願います。

7款1項1目商工費振興費の負担金補助及び交付金157万2,000円の減額のうち150万円の減額につきましては、産業まつりが中止になったことから補助金を減額するものであります。

3目新型コロナウイルス感染症緊急経済対策事業費2,278万1,000円は、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の最近分までの整理で1,874万5,000円の減額。それと、認証制度環境整備支援補助金がほぼ確定したので、こちらも600万円の減額。前年行った事業継続地域支援金を今年度も行うため、こちらは4,000万円を追加。また、主食用米作付農家事業継続支援事業補助金750万円を新たに追加するものであります。

44ページをお開き願います。

10款1項8目新型コロナウイルス対策教育体制緊急整備及び環境整備事業費500万円につきましては、国からの感染症対策等の学校教育活動継続支援事業補助金等により学校の感染対策

防止用のアルコール消毒液などの消耗品やCO<sub>2</sub>濃度測定器などの備品購入代であります。

45ページになります。

2項小学校費1目学校管理費の12節委託料165万円と、次のページ、46ページの3項中学校費1目学校管理費12節委託料110万円は、こちらは再度国の補助を受けて学校のネットワーク機器を追加した上で設定等を更新し増大するトラフィックに対応するものであります。

2目教育振興費200万8,000円の減額につきましては、小学校地区民合同大運動会が中止となつたことから減額するものであります。

46ページになります。

2目教育振興費107万3,000円は、中体連の東北及び全国大会に出場の見込みがあることから参加補助金をあらかじめ予算措置を講ずるものであります。

47ページになります。

4項2目公民館費の14節工事請負費160万円は、中央公民館の防火扉の敷居部分が劣化しているため補修工事を行うものであります。

49ページをお開き願います。

12款1項公債費につきましては、公債の元利償還金がほぼ確定したことから整理するものであります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） ここで暫時休憩いたします。午前11時15分に再開いたします。

午前11時06分 休憩

---

午前11時15分 再開

○議長（岡崎正憲君） 再開いたします。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 3点です。

○議長（岡崎正憲君） 3点、どうぞ。

○4番（木村 稔君） まず23ページの歳出です。

2款総務費1項7目電算関連費の節区分12委託料のその他パソコン廃棄処分委託料の32万5,000円。こちらなんですが、このパソコンというのは壊れているものなのかというのと、あとはパソコン等なので何が内訳なのか、あとパソコン何台なのかを求みたいと思います。

あとは、32ページの3款民生費児童福祉費の3目子ども医療費対策費の節区分19子ども医療

費助成への追加、先ほど説明ありました。こちら589万7,000円ですが、こちら589万7,000円ということですけれども、こちらの算出根拠、子供の医療費が増えるということでしたから、こいつの算出根拠どのようなもので出したのかというのを問いたいと思います。

あとは42ページ。こちらが、9款消防費1項消防費3目消防施設費の節区分工事請負費の中の維持補修工事東部タウン公園内防火水槽支障物撤去工事でございます。最近いろんな燃料タンクとかが出てきたとかといろんなのがありますけれども、まずこちらのものは一体何なのかというのを質問したいと思います。以上、3点でございます。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、パソコン関係。政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず1点目でございます。23ページです。

7目電算関連費委託料のパソコン等廃棄処分の、まずは壊れているのかという質問でございますが、前回処分、まとめて処分を、台数まとまった都度に処分をしているんですが、前回は平成30年に処分をしております。その間におっしゃった壊れているパソコンも含めて、後はO Sがウインドウズ7でサポートが切れたということで更新をしておりますので、その旧機種の廃棄でございます。内訳としましては、まずパソコンが31台、ほかにプリンターもございます。そのほかにサーバー室にサーバーが6台ございまして、これが大きいんですが、そのほかにサーバーのラックであるとかUPSなども含まれております。1点目、以上です。

○議長（岡崎正憲君） 2点目。子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは、子ども医療費の増額に係る算出根拠ということで回答させていただきます。

こちらにつきましては、令和2年10月から所得撤廃をいたしまして対象児童が増えました。しかし、令和2年度におきましては受診控えがございまして、昨年度補正予算で減額した経緯がございます。しかし、令和3年度に入りまして、受診者が増えております。受診件数が増えたための増額補正という内容になっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 3問目。防災対策室長。

○防災対策室長（石井直紀君） 公園内の支障物というところでございますが、昔になります公園内に防火水槽が埋まっているんですけども、ここに防火水槽があるよということでブロックが四角く囲われて防火水槽が上にあるんですけども、そちらが土がへこんだことによってむき出しになってきていると。そちらのほう、いずれ土を追加してもいずれまた同じ現象が起るので、そのブロックを撤去するというものと、あと防火水槽の真上に木があると。そちらの木を撤去するという2点でございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点目の再質問をまず最初にさせていただきます。

こちらどのくらい壊れているのか、ちょっと分からない。壊れていないものもあるんでしょうけれども、昨日隣の5番議員、一般質問でもされましたけれども、パソコン教室等々とかでできれば全部のデータを取ってそういうものに回せないのかとか、あとは今から就職する子供たちなんかはなかなかパソコンも買えない、また今、物もやっぱり少なくなっていますし、できれば再利用、そういったので社会福祉として少し貢献するようなことというのはできないのかなど。また、そういったことは考えなかったのか回答を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 政策課長。

○政策課長（荻野繁樹君） まず故障につきましては、例えば基盤が壊れているであるとか、ディスプレイが壊れている、軽い故障につきましては、その都度修理をしまして直しておりますので、もう修復するのがなかなか困難だというものでございますので、再利用は難しいかと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） それでは、2点目の再質問に参ります。子ども医療費でございます。

先ほど説明ございましたけれども、例えば令和2年で1回幾らの予想を立てて、それが何人分とやっているのか、もう少し細かい算出根拠を御提示いただきたいと思います。回答を求めます。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 何人分というよりも月の単位で算出をしております。実際、令和3年度につきましては、10月までの実績でいきますと令和2年は2,394万4,000円。令和3年度においては3,657万8,000円の10月までの実績が出ております。そこで月平均を出してしまって、令和2年度の月平均でいきますと399万1,000円、令和3年度の月平均でいきますと609万7,000円となります。そちら300万円の増額が月平均で見られており、その分の増加を今回3月分までというところで見込んでおります。以上です。

○4番（木村 稔君） 終わります。

○議長（岡崎正憲君） いいですか。3問目いいですね。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。小林議員。

○2番（小林倫明君） 2点お願いします。

○議長（岡崎正憲君） どうぞ。

○ 2番（小林倫明君） 1問目は38ページ、6款2項1目12節委託料。こちらのほうの松くい虫被害集積木撤去委託料の、こちらのほうの撤去する場所と、あと撤去作業の相対的な進捗状況を伺いたいと思います。

2問目は45ページ、10款2項1目12節小学校ネットワーク機器設定変更業務委託料へ追加、こちらのほう先ほどトラフィックの増大に対応することでしたが、これは学校と校務サーバー間の話なのか、もしくは学校内での設定変更なのか。現在、児童のほうからちょっと表示が遅いとかそういう話が聞こえてくるんですが、そういうものが解消されるのか伺いたいと思います。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず1問目の松くい虫関係でございますが、場所につきましては君ヶ岡公園と、それから野外活動センター、それから国際村、野球場の4か所となっております。進捗状況につきましては、この補正予算が議決いただいた後に発注予定でございますので、まだ手つかずであります。

○議長（岡崎正憲君） ネットワーク関係、財政課長。

○財政課長（安達正彦君） こちらにつきましては、2問目ですね。小学校ネットワーク機器設定変更業務委託ということで、今役場のほうに各学校のデータが来るような形になります。いわゆるVPNと言われるものですね。バーチャルプライベートネットワーク、その部分と役場のサーバーのほうから外に出る、インターネット側に出る回線のルーターを1つにしています。結果として、1つのルーターでかなりのトラフィックが来ているということで、ルーターを2つにしてそれぞれ別々に、いわゆるVPN側とインターネット側それぞれ別々にした上でトラフィックを解消するという、そういう工事になります。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 小林議員。

○ 2番（小林倫明君） 松くい虫のほうは分かりました。

それで、2問目のほうのネットワーク関係の話なんですが、こちらのほうは児童たちが困っている、そういう表示されるのが遅いとかそういう感じのことは解消される内容なのか確認したいです。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 所産のほうでは、設定それからあとネットワークの回線も含めて今回の工事で解消されると伺っております。以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） いいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 3問ですね。

○議長（岡崎正憲君） どうぞ。

○10番（渡邊 淳君） 12ページの債務負担行為のトリガイの飼育試験業務委託の1,000万円と、それから31ページの扶助費ですね。社会福祉費の19節扶助費の中の訓練等の給付費の追加の2,300万円。それからあと47ページ、先ほどの中央公民館の防火扉の経年劣化についてです。

戻りまして、トリガイの1,000万円に関しては、ちょっと具体的に説明等はないと思いますが、これはどのような具体策というかですね。例えば議会のほうはまだ何も説明を聞いていないと思いますけれども、説明しないでこのままスタートしていくのかということと、それからあと具体的な内容ですね。試験施行準備作業なんでしょうけれども、事業主体とか、それからこれに対してのアドバイザーとか予算とか、それから将来性の市場というものをどういうふうに捉えているのか、その辺の説明をいただきたい。

それから訓練給付金については、これは増えた要因ですね。先ほど人数が増えているのかどうか分かりませんけれども、どういうふうな要因で増えているのか。

それから、防火扉は経年劣化なんですけれども、これ改修したやつじゃないかなと思うんだけども、この経年劣化の施工上の問題があるのか、何の問題があつて経年劣化したのか、そもそも鉄だからそういうふうにさびますよみたいな話なのか、ちょっとその辺の細かいところを伺いたいと思います。以上、3点。

○議長（岡崎正憲君） 1問目、産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まず1点目。トリガイの関係でございますが、今渡邊議員さんのほうから議会のほうに何も説明がないままに進んでいるということの御発言がありましたけれども、トリガイにつきましては今年で実質4年目ということになっているので、まず予算計上であれ決算審査であれ、トリガイの状況についてこれまでについては経緯を説明してきているはずです。今年度の事業につきましても、当初予算の段階での説明は全課長していると思うんですけども、状況については非常によい状況になっていまして、債務負担行為の内容につきましては、まず今年9月に東宮港湾沖のほうに人口採苗に成功した稚貝を約2,630個ほど、いかだを作成、委託先については漁協の青年研究会ということになるんですが、水産振興協会のほうへ委託して人口採苗に成功したトリガイの稚貝を東宮港湾の沖合に2,630個ほど垂下して今飼育している状況でございます。

こちらの、まずもって1,000万円の目的としましては、今、垂下している分の4月1日以降の継続した飼育と、それから来年度につきましては本格的な飼育試験に向けての、来年度へ向

けての本格的な飼育試験をするための事前準備としての内容となります。その1,000万円となります。今、事業を精査中なので、もちろん予算計上ということもまだ審議される前なので、内部で調整している最中なので、あまり詳細についてはまだまだ答えられる部分はないんですが、基本的には規模を拡大しまして、今まで町主導でうちのほうの職員が中心となって漁業者の方に指導なんかを行ってきたんですが、今年度から現場の方にも数多くの若者が現場に来ていろんな協力をいただいております。そういったことを受けまして、まずもってやる気がある人が本当にいるのかどうかというようなことも、今年度、今の段階で調査していくとして、30人近くの若者がやりますよということで、今、現段階で手を挙げていらっしゃるので、その方々を中心といたしまして、来年以降は取りあえず漁業者御自身で試してみてくださいとそういったことでやる予定であります。

あと販路につきましてもそういった、来年、規模を増やすということなので、販路調査につきましても委託契約の中に含みまして、果たしてこの辺、近辺でどれぐらいで売れるのか。もしくは豊洲なんかに送った場合どうなんだというような販路調査も兼ねてやる予定であります。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） 訓練等給付費なんですが、こちらの方につきましては利用できる施設等も増えまして、それに伴って利用者、あと利用箇所が増えているということで追加となります。

○議長（岡崎正憲君） 3問目、生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 今回、防火設備の点検のほうで異常が見つかった箇所でございます。それで増築棟ではなくて、昔からの建物の防火扉になります。これは金属ですので、さびとか黒いことになりまして、これがそのままにしておくと扉が閉まらないとか、逆に速度が早くなってしまってとか、そういう不具合が出るということでございます。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） トリガイのほうなんですけれども、アドバイザーというのは誰もいらっしゃらないような、簡単に言えば2,630個やるから、いかだを作つて置いといつみたいな話だけなのか。例えばその研究機関みたいなものとか何かそういう様子を見ながら、その30名の若い人たちが自分の経験上で進めていくものなのか。それとも、誰かがアドバイザーとして入つてこういう指導をしていっているものなのか。どういうやり方をしているのかというのと、それから市場調査も若者たちでやるという話なんでしょうけれども、これは専門家にも何も頼ま

ないでやるということで取っていいんでしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） まずもってトリガイに関しては、いろいろ調べてはおるんですが文献らしきものがまずもって少ないという実態があります。あと日本で一番盛んなところといいますか、京都の丹後のほうでというか舞鶴のほうになるんでしょうけれども、そちらのほうで飼育している実績があるんですが、情報がなかなかそちらからも取ることができない状況なので、アドバイザー的な存在といいますと、うちのほうの専門的な技術を持っている職員がいるので、そちらが一生懸命調べてどういったものが合うかどうかいろんなことをやった結果、中心となって動いている人物となればうちのほうの職員が1人です。

あとそれから、人口採苗につきましては、もちろん水産振興協会ということになりますが、そちらのほうも今までやった経験がないので手探り状態で今年初めてやったわけなんですが、何とかかんとか成功に至っているということなので、来年以降、規模を拡大してやろうということになろうかと思います。

それからあと市場調査についても、漁協青年部ということの委託先にはなるんですが、これは漁協全体として考えてくださいということを言っていますので、あくまでも若者ということじゃなくて、これから先を見据えて漁協としての姿勢がどうなんだというようなことを私は問いただすような感じでありますので、若者ということではなくて一つの企業体、漁協として頑張ってくださいということをお伝えしております。

○議長（岡崎正憲君） 渡邊議員。

○10番（渡邊 淳君） 1問目は結構でございます。

あと防火扉のほうも結構でございます。

それから、訓練給付の施設が増えたというのは、具体的に何か所ぐらいでどんなことをやる施設でしょうか。

○議長（岡崎正憲君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡辺文昭君） A型、B型と、雇用、就労者のやつをやるのがA型、あと就労目的外のものがB型とあるんですけれども、こちら雇用のほうでありなしのやつで、A、Bと分かれています。こちらのほうで町内にも2軒増えまして、ほかに町外でもどんどん増えています。管内、町外でも使えますので、その影響が大きいと思われます。（「結構です」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。安

倍議員。

○ 7番（安倍敏彦君） 質問の準備不足ですが、ちょっとまとめてみました。3問です。

○議長（岡崎正憲君） どうぞ。

○ 7番（安倍敏彦君） 1つは、23ページの9、11、14の積立てでございます。

令和2年で見ますと46億円ほど積み立てている、基金全体でね。ごめんなさい、基金全体で46億円の基金あるわけですけれども、それにプラスすると2億1,000万円で約48億円ですね。私も一般で会社経営するときに、1年分はためましょうと私は思っています。ですから、なぜかというとこういった震災があったときに、やはり給料は払わなきゃないとそういうもので1年分をためようとしているんですが、その最後の幾らまでためるのか、積み立てるのか、それをお聞きしたい。

2つ目、公共施設の積立金。2問目。

○議長（岡崎正憲君） 2問目、はい。

○ 7番（安倍敏彦君） その積立ての中で公共施設管理基金1億5,000万円積み立てますよね。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと待ってください。安倍議員、先ほどのやつ、1問目は。

○ 7番（安倍敏彦君） 全体の話をしております。

○議長（岡崎正憲君） 全体。

○ 7番（安倍敏彦君） 基金が今現在46億円あるので、将来どこまで。私は、令和3年の予算が65億円あるので、それぐらいは……。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。

○ 7番（安倍敏彦君） 積み立てないと駄目ですよということ。どう考えていますかということ。

2つ目、14目公共施設管理基金積立金1億5,000万円積み立てて、これから今までの累計だと9億7,000万円ぐらいになるんですかね。それで、私が議員になったときに、公共施設等の管理計画29年から48年までがありますよと。ただ、32年までに個別の計画を立てましょうとなっていると思います。その辺の、できたのかできないのか進行状況を聞きたいということ。

3問目、18ページ。18ページの16、2項4目2節松くい虫ですね。

先ほど県の残が126万8,000円追加で計上したら、その分で今の場所をやりますよということですけれども、先ほどのページに戻ると、今回公共施設は平成2年度が……。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員、もう少し整理してください。

○ 7番（安倍敏彦君） はい。積立て、公共施設管理基金積立金1億5,000万円とありますが、間違えた。その上ですね。産業振興基金積立金への振替3,200万円とありますが、令和2年の

2億2,000万円を足すと約5,000万円なんですかね。この5,000万円はあるのは分かるんですが、この3,200万円で私がいつも気にしていました、先ほど君ヶ岡やってくれるとありましたか、鼻節神社の倒木の分の積立てなのかをお聞きしたい。

○議長（岡崎正憲君） 分かりましたか。（「積立てを使って鼻節の倒木の分の松くい虫をやるためのものですか」の声あり）今の松くい虫のやつは、積立てを……。待ってください。じゃあ1問目から回答を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 1問目の質問ですね。基金の総額ということですね。今、50億円弱、全体としては持っていますけれども、財政調整基金以外、ほかのものにつきましては目的基金ですので、それらの目的に合わせて使うような形で積み上げております。幾らというのは、その時々によって総額というのは変わってくると思います。ただ、あと財政調整基金につきましては、ある程度持っておきたいという部分もありますけれども、今後の中長期の収支の状況を考えると、やはり財政調整基金を当て込まないとなかなか難しいのかなと感じているところです。今の金額を今後も続けていければなと思っているところです。様々な行革なり何なりという形でやっていって、スリムな体制で今後もやっていきたいと思っております。あと……。

○議長（岡崎正憲君） 2問目。

○財政課長（安達正彦君） 2問目ですね。公共施設管理基金で個別計画ということなんですが、こちらにつきましては、今、各課のほうでいろいろ取りまとめてやっているところでございます。こちら、今回新たに追加する1億5,000万円というのは、アクアリーナのほうですね。2月の地震によって、今設計委託やっていますけれども、それでかなり金額がかさむんじゃないかなというそういう部分が見えてきております。起債等も考えておりますけれども、やはり手持ちの部分が必要になってくるということで、今回この1億5,000万円を積み上げているということでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 松くい虫の件。産業課長。

○産業課長（小野勝洋君） 松くい虫の伐倒についてで、基金を充当するかということの考えがあるかということでよろしいんですか。（「鼻節神社ね」の声あり）

こちらについては、あくまで松くいについては国県の補助がございますので、こちらを最優先的に活用する形でやりたいと思いますので、それか産業振興基金を松くいの伐倒に充てる性質のものではないと思っております。（「鼻節の分、できないということね」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） 確かに……。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。1問目から。

○7番（安倍敏彦君） 1問目、はい。

確かに目的は別にせよ、やはり大震災のときは目的構わず、やっぱり使っていくべきだと私は思いますけれども、実際に26年と27年に約2億円ほど崩していますけれども、その内容は、ちょっと私は分からんのですが、そういう意味では柔軟に削ったり立てたりはしていますけれどもね。やはりある程度、全体で65億円になればいいんでしょうけれども、財政課長のほうからやはりこの財政調整基金ですかね、もうちょっと蓄えるようにする考えはないか、増額する気はないかという。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 決算状況とかそういったものを見ながら積み上げられるときには、積み増ししていきたいと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） じゃ、2問目。

先ほど各課に計画を立てていますと。それは準備はいいんですが、私が当選したときにまだ各課でやりますよと。それが令和2年だったんですね。今3年に来ていますので、これはいつまでまとめるか、計画ですね。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） それでは私のほうから回答申し上げたいと思いますが、個別計画については全体事業の目標、そういったものは年度ごとにこの前の計画の中で出してありますけれども、今後は個別計画ということになりますので、個別計画、もう少しどの施設がどのくらいまでもつんだろうか、そういったものを今後詳しく調べていかなくちゃならないので、おのおの、そのいつの年度にこういったものが出てくるということではなくて、その都度出させていただければちょっと少ない財源の中で改修できると、改修していくかなければならないものですから、ちょっと全体的な、今の段階で10年の計画とかそういった個別計画を出すというのは、なかなか今の段階ではちょっと難しいので、その先にということで考えていただきたいんですけども。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） なぜ聞くかというと、今後、国、町も対策対処表、水道事業と同じようにつくっていかなきゃないと思うんですね。さっき、積立てが40億円とありましたけれども、やはり国際村とか大きいもので、町長もですけれども、これもやっぱりきちんとやらないと減

価償却ですから、資産はあっても借りがないということになるんですね。ただ、今、今回、元入金が幾らだったかな、結構ありますし、私も大丈夫だなとは思いましたけれども、やはり減価償却の残っている分をやはり我々に明確に見せてもらわないと、町の対処表がどうなっているのかを知らないとなかなか町の分析もできないので、ぜひ早めに個別計画を立ててほしいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 先ほども説明しましたけれども、個別計画につきましては一旦は出来上がっています。ただ、その中で過去の修繕履歴とか、それから設備関係ですね。そういうものがなかなか埋まってこないという部分がありますので、それらを今精査しているところでございます。そういうものも含めて、当然、財務指標のほうに固定資産なり何なりという形で入ってくるかと思います。その減価償却分が当然公共施設管理基金とかといったものに積み上がっていければいいんですけれども、なかなかそこまでは行っていないという状況なので、それを見据えて今後積み増しできる分につきましては、当然20年30年経過している、役場庁舎も50年以上経過している部分もありますので、そういうものも含めて、今後建て替えとか大規模修繕とかというのが出てくる可能性がありますので、それらも含めて考慮していくと考えております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○7番（安倍敏彦君） じゃ3問目。

産業振興基金、確かに松くい虫だけではないと思いますね。水産も何もいろんなものがあつたらそれはそれでいいとは思いますけれども、その産業基金のその中身、今回の3,200万円の積立ての内訳を教えてほしい。

○議長（岡崎正憲君） 副町長。

○副町長（平山良一君） 私のほうから回答を申し上げたいと思いますが、今回の3,200万円、何で積んだかということだと思うんですけども、トリガイとか今事業を進めようとしているものがあるわけですよね。ただ一般財源がそんなにそんなにあるわけじゃありませんので、そこから果実を生むということがなかなかできないというようなことも予想されますので、それまではできるだけ継続ができるようにということで基金に積立てをしておくと、その都度、財源取崩しができますので、そういうふうに計画を進めていきたいなと思いますので、積立てをさせていただきました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） 安倍議員。

○ 7番（安倍敏彦君） やはりそういった産業や観光、それでどうして私は鼻節にこだわるかと  
いうと、やはり裏しか行けないんですよね、裏、裏門というんですかね。鼻節神社に裏から行  
くと表のほうが今倒木がいっぱい、そして逆からは全然やっぱり、参拝じゃないや、そういう  
ことができないと。したがって、やはり鼻節神社の周りを最優先に考えてこの3,200万円だ  
ったのかなということで聞きました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。ほかに質疑ございませんか。仁田議員。

○ 3番（仁田秀和君） 1点でございます。

議案書30ページの3款1項1目10節需用費の印刷製本費に計上されております避難行動要支  
援者名簿関連計画集ということでございます。こちらについては、新たにマニュアル化された  
ものなのかどうかということをまず伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） こちら今回予算計上させていただいたものは、過去につくりま  
した避難行動要支援者関係の3つの計画。地域防災計画個別支援方針が1つ目、2つ目が地域  
福祉計画、3つ目が高齢者福祉計画と介護保険事業計画。避難行動要支援者に関しましては、  
平成30年6月議会で逆手上げ方式のほうの議決をいただいたものでございますが、これまでこ  
の関連計画につきましては、広報紙等でその計画ができたたびに掲載をさせていただきました。  
ちょっといろいろなところに計画が散らばっておりますので、今回改めて24ページほどにな  
りますがまとめさせていただいて。もう出来上がっているものですね、もう策定しているもの  
ですけれども、それを1冊にして予算が認められれば2月に全戸配布をしたいと考えています。  
6,800部ほど予定をしております。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 仁田議員。

○ 3番（仁田秀和君） 過去につくられたもの、集約して見やすくするというか今までのものを  
まとめたということでございました。そういう配布先が全戸ということでございますけれども、こういったところは当然住民理解というものは必要だと思うんですけども、課長もよく  
危惧されております強制的にはならないように、そういうものにならないかがやっぱり懸念  
されるわけでございますので、そういうものをまとめて全戸配布されたときに、しっかりと  
避難行動要支援者名簿というものはこういうものであるということをしっかりと住民理解される  
ような形でまとめられているものなのかどうか、そういったことについても今後区長さんなり  
地区なり住民なりに説明はしていくものなのか伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 実はこの計画、今回まとめるものにつきましては、町のほうで開催しています地域福祉推進会議、区長さん、民生委員さんが集って東北学院大学の増子先生、あと宮城名誉教授がアドバイザーとなって会議を開いているわけなんですが、最初は関係者用に配ろうと考えていたものなんですが、内容的にやはり幅広く住民に理解していただいたほうがいいと。今まで周知はさせていただいてはいるんですけども、改めて町の取組をしっかりと理解していただきたいと。議員さん、おっしゃったとおり強制とかそういうことではなくて、町の方針をまず理解していただいた上で、みんなで安全や安心に向けてどういうふうに取り組むべきかということをみんなで議論しながらいくきっかけにしていただければいいかなと考えております。その第1歩ということで今回計画をまとめさせていただきました。以上でございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「結構です」の声あり） ほかに質疑ございませんか。

佐藤直美議員。

○1番（佐藤直美君） 4問ございます。ただ1問は同じくくりで、放課後児童クラブの件に関してなので。

○議長（岡崎正憲君） それ1問として扱います。

○1番（佐藤直美君） ただし4問です。4です。別になります。

○議長（岡崎正憲君） まとめて。

○1番（佐藤直美君） はい。1問目、27ページになります。2款6項4目12委託料ですね。

これ説明で、国際村のピアノが20年たっていると、オーバーホールをするということだったんですけども、この作業の場所と期間、それからオーバーホールをしている間、国際村でピアノが必要だとなったときに、どのようにそういった方々の対応をしていくのか伺います。それが1問目です。

2問目が33ページになります。3款2項8目10節需用費と11節役務費ですね。こちらの、見る限り口座振替を始めていただけるようなんですが、今回はこの方法以外、口座振替以外は考えなかったのかどうか。それから、いつから運用していくのかというのが2問目になります。

そして、3問目ですね。3款2項8目の、こちらは12節の委託料に関してです。こちら学童保育システム導入委託料のことですけれども、内容ですね。どのようなシステムで、そして支払い等もこちらのシステムに連動しているのかどうかお伺いいたします。

そして4問目、61ページになります。

- 議長（岡崎正憲君） 61ですか。
- 1番（佐藤直美君） ごめんなさい。61じゃない。
- 議長（岡崎正憲君） 国民健康保険……。
- 1番（佐藤直美君） ごめんなさい。違いました。ごめんなさいね。あ、これまだ次ですね。なので、3問になります。
- 議長（岡崎正憲君） 分かりました。
- 1番（佐藤直美君） 失礼しました。3問です。
- 議長（岡崎正憲君） はい。今は3問です。ピアノのほうから。国際村事務局長。
- 国際村事務局長（後藤謙一君） 国際村のコンサートホール、コンサート用のピアノの点検業務委託です。

内容につきましては、ホールに置いておりますスタインウェイ、フルコンサートのピアノをオーバーホールするものです。ピアノのオーバーホールにつきましては、東京のほうにピアノを持っていって、具体的に、弦、鍵盤、ハンマーなど劣化している部分を補修してもらい、新品まではいかないんですけども、新しい部品にして性能をフルに発揮できるようにメンテナンスするものです。

期間につきましては3月までに終わる予定で、その間スタインウェイジャパンのほうから同様のピアノを貸し出ししてもらう予定で進めております。ですので、利用者につきましては、支障なく同じレベルのピアノを引き続き使用できるもので計画しております。以上です。

- 議長（岡崎正憲君） 児童クラブの件、子ども未来課長。
- 子ども未来課長（渡辺とき子君） それでは、2問目と3問目ということでお答えいたします。こちらの放課後児童クラブの口座振替につきましては、来年の4月分から口座振替による使用料の納付ということを計画しております。それ以外の部分はどうなのかという御質問でございますが、それ以外のものにつきましては、まず口座振替をした上でないとちょっとなかなか先に進まない部分もございまして、まずは口座振替ということでの実施を計画しておるものでございます。

同じく、その委託料としてシステム対応支払いのものになるのかということでございますが、こちらのシステムはもちろん口座振替にするためにシステムを導入するものでございまして、その費用委託料となっております。以上です。

- 議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。
- 1番（佐藤直美君） それでは、ピアノのほうは理解できました。

このシステムに関してなんですかけれども、口座振替のみのシステムで、ほかのこと、例えば保護者とのメールのやり取りができるようになるとか、そういうものはこれには含まれていないということでおよしいのかお伺いしたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） こちらにつきましては、今、御質問ありました保護者間のメール対応については入ってございません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり） ほかに質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 皆さんのがいっぱい質問してくれたので、2点のみ質問させていただきます。

1点目は12ページ、債務負担行為補正の下段にあります子ども家庭総合支援拠点専用自動車リースで、令和3年から令和10年まで限度額が323万4,000円。自動車のリースかなと思います。そして、実質使用期間は多分7年、令和4年から10年の7年間かと思います。そこで3点ほど。

まずどういう車、車種について伺いたいと思います。

2点目、年々、自動車のリース額が増えている傾向が見られますけれども、この車両の購入とリースを試算してどのくらいの差額が、要するに減額なり支出の違いが表れたのか伺いたいと思います。

3点目、当然、これについては一般競争入札等々で行われるのかなと理解するものでけれども、そこで地元の業者が入札できるような仕組みになっているのかどうか。いろいろ制限等があると聞いておりますが、その点について伺いたいと思います。

2点目、歳出に移ります。

23ページ、前者の質問の中でちょっと改めて確認させていただきたいと思います。中身については、項1総務管理費の目14、公共施設管理基金のことあります。説明では、アクアリーナの修繕のための費用がかさむためでもあるというようなことが説明がありました。そこで、私ども議員に、またあそこの震災、災害による修繕の事業計画表が示されていないんですけれども、天井のはりだと思うんですけれども、それを現行の状況にするために計画しているのかどうか、その点ちょっと伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） いいですね。それでは1問目、車のリース関係から。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） それでは1問目ですね。債務負担、子ども家庭総合支援拠点専用自

動車リースということで、こちら軽自動車を今のところ想定しております。この事業に伴って、リースであれば補助が対象となるということで購入とかの検討ではなく、もう最初からリースということで考えております。

あと地元の整備業者さんとかそういった部分ですけれども、それらができるかどうか、いわゆる点検整備が地元の業者さんでできるかどうかというのを今調整中でございます。ただ、リース業者になりますので、その辺、できるかどうかというのが。もしかすると、保証金を積まないと駄目だとかそういうものもあるみたいなことちょっと聞いておりますので、その辺も含めて今調整しているところでございます。以上です。

○議長（岡崎正憲君） アクアリーナ改修計画の件につきましては。これについては、どうされますか。生涯学習課長。

○生涯学習課長（小野賢一君） 今調査委託中ですので、元に戻せばそれで終わりなのか、それ以上しなきやないのかというのは、まだはっきりしていない状況でございます。

○議長（岡崎正憲君） 屋根ですね。（「屋根じゃないですよ」「天井だよ」の声あり）

○生涯学習課長（小野賢一君） まだそこまで進んでいるわけではないので、何ともお答えできない状況です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点目、要するに、リースを前提にということでの話でしたけれども、そもそもじやあ買ったときと、改めてリースでの支出の差というのは最初からもう念頭にないということで理解してよろしいんですね。

○議長（岡崎正憲君） 財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 手出しの部分が、一般財源部分がないという形で補助金のほうで全て対応できるということですので、リースのほうで対応したいと思っています。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。2点目、公共施設管理基金であります。

以前、仙台市泉区の松森のプールが天井も落ちました。そして、あそこについては、結果として天井を除去しました。だから、アクアリーナも、要するに町内にある小中学校の体育館なんていうのは全部天井ないですよね。だから、そういう点で改めてアクアリーナも天井を現況またはそれ以上にする必要性があるのかどうか。それだけの住民利用者の美的なりスポーツ上の向上のために天井を前のように造らなきやいけないのかどうか。なくしても、なくして普通の小中学校の体育館みたいな鉄骨むき出しでも十分住民への理解というのは得られるんじやな

いかなと思うんですけれども、そういう設計する上でそういうものも、こんなにお金を積立てて支出することもないのではないかと思いますけれども。そこで改めて、松森のプールのように天井をなくして、なくした状況で一定の改善をして利用できるということも考えることができなかつたのかどうか、その点伺いたいと思います。

○議長（岡崎正憲君）　これはちょっと全体に関することなので、寺澤町長。

○町長（寺澤　薰君）　まずは災害復旧ということで、災害復旧は原型復旧が基本なんですけれども、ただアクリアーナの場合、以前にも地震で照明器具等の落下とかありますので、その辺の改善が必要なのか、今調査検討しているということでその辺を含めて、今後体力度アップといいますか、そういった部分、あとはその軽板等の天井の板をそのままつけていいのかどうか、そういったものも今調査しておりますので、そういったことへの基金の積増しということでございます。

○議長（岡崎正憲君）　ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようでしたら、これで質疑は終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありますか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君）　異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続けさせていただきます。

---

日程第7　議案第59号　令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算  
(第2号)

○議長（岡崎正憲君）　日程第7、議案第59号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（藤井孝典君）　では、議案第59号令和3年度七ヶ浜町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

議案書は50ページをお開きください。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ185万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億8,964万3,000円に定めようとするものであります。

初めに、歳入について御説明いたします。

55ページをお開きください。

3款1項1目保険給付費交付金170万円の追加は、一般被保険者療養費の財源となります。

5款1項1目一般会計繰入金19万3,000円の減額については、事務費、人件分の減額と新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金による特定健診事業委託料への財源の追加となります。

5款2項1目財政調整基金繰入金については、財源調整のための財政調整基金への繰入金の追加となります。

次に、歳出について説明いたします。

56ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費47万3,000円の減額につきましては、職員人件費の整理となります。

2款1項3目一般被保険者療養費170万円につきましては、一般被保険者療養費の増額によるものとなります。

7款1項3目償還金22節で償還金利子及び割引料6万9,000円につきましては、令和2年度の実績確定、特別調整交付金の確定による精算分となります。

続きまして、57ページに移ります。

7款2項1目一般会計繰出金56万円は、令和2年度の出産育児一時金の精算分となります。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（岡崎正憲君）　日程第8、議案第60号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君）　議案第60号令和3年度七ヶ浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

議案書58ページを御覧ください。

今回の補正は、保険事業勘定予算について、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ556万1,000円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ18億7,931万6,000円に定めようとするものです。

主な補正理由としては、人件費等の調整のほか、高齢者等配食サービス事業分の利用増による追加となっております。

議案書61ページを御覧ください。

第2表は、債務負担行為の追加です。

高齢者等配食サービス事業業務委託について、期間を令和3年度から令和4年度、限度額を175万円と定めるものです。

議案書64ページを御覧ください。

主な歳入予算の補正内容について説明いたします。

7款1項3目地域支援事業繰入金20万3,000円の増、7款1項5目事務費繰入金662万円の減、7款2項1目財政調整基金繰入金85万6,000円は予算の調整です。

議案書65から66を御覧ください。

次に、歳出予算の主な補正内容について説明いたします。

人件費分の補正は予算の調整ですので、説明を省略いたします。

4款3項2目12節委託料30万円の増は、高齢者等配食サービスの利用増に伴う委託料の追加です。当初予算では年間4,000食分を見込んでおりましたが、今年度上半期分の実績が伸びており、このまま推移しますと年間約850食程度、予算より上回る見込みですので増額するものです。

以上、議案第60号の説明とさせていただきます。

○議長（岡崎正憲君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤議員。

○1番（佐藤直美君）　先ほどは失礼しました。今回、ここで1問質問させていただきます。

61ページになります。高齢者等配食サービス事業業務委託に関してになります。

こちら、高齢者の方々に配食をしていて、目的の一つとしてその現状確認も目的に入っているというのを前にお聞きしているんですが、こちらをするに当たって1人の職員だったりスタッフだったりが対応で配食をされているのか。そして、その際に、健康状態や生存確認は情報としてしっかりと集約されているのか。そして、その集めた情報は、どのようにどこで保管されているのかお伺いいたします。

○議長（岡崎正憲君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君）　今議員さんおっしゃったとおり、これは配食だけではなくてその方の見守りも兼ねてやっております。流れとしましては、事業者さん、行った際に、ごめんなさい、多分複数名だと思うんですが、行った際に御本人の状態を確認しまして、都度ファックスで町のほうにこの方に届けましたよ、こういう状態でしたよというのを町のほうに送っています。その情報につきましては、町のほうで厳重に保管しているといった形で。もちろん何か問題があればすぐ対応はさせていただくんすけれども、基本的にはそういった流れになっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　佐藤議員。

○1番（佐藤直美君）　今、多分複数名とおっしゃっていたんですけれども、業者さんというのは、じゃ委託先はお弁当を作っているその業者さんが配食していて、その方が配食しましたよというファックスを流して、その後、役場のほうではそれをデータ化して、例えば何丁目の何々さんがお住まいですという、今日配食しました、この方健康状態良好ですかとかというのをエクセルの表か何かでしっかりとデータとして持っているということでおろしいのでしょうか。

○議長（岡崎正憲君）　長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君）　申し訳ございません。

その配食の業者さんのほうが、おっしゃったとおり現場に届けに行きます。届けに行った際に、御本人がいるかどうかの確認をします。それで受け取ります。受け取ったということで、その際に状態を確認いたしますので、その状態を業者さんが事務所に戻ってからこの方に届けましたという状態を町のほうに送るといったことでございますので、特に何も問題がなければそのまま終わりでございますけれども、例えば何か健康状態に不安があるとかそういった部分については対応させていただくと、そういうものになっております。以上です。

○議長（岡崎正憲君）　ちょっとお待ちください。（「業者じゃないでしょう」「社協じゃないの」「社協でしょ」の声あり）それをはつきり言ってください。

○長寿社会課長（遠藤裕一君）　おっしゃっているのは、多分、社協の高齢者配食事業のことだ

と思います。これは違います。介護保険の別な事業でございます。（「別なんですか」の声あり）はい。あちらのほうは、地方創生臨時交付金で別にやっているものは、この事業ではございません。（「同じだと思っていたんですけども」の声あり）

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。こちら、今の61ページの分は、これはコロナ関係の分ではなくて、あくまでもということです。ちょっと説明入れてください。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） はい。同じ名前で大変まぎらわしく申し訳ございませんが、もともと介護保険のほうでそういう高齢者の見守り事業というのがございまして、その中に配食サービス。事業概要につきましては、65歳以上の単身の方で、御自身で身体とかいろんな事情によって調理が困難な方に対して介護保険制度を使ってこういった、この場合は、今のところは利用事業者というのは2社登録しております、そちらのほうが配食を行っております。もう一つのほうのコロナの交付金を使ったものについては、町の社協のほうで委託していまして、そちらのほうは75歳以上の方の高齢者のみの世帯に対して配食。その際は、社協と民生委員さんが一緒に行って安否確認をやって行っているということで、ちょっと配食サービス2つございますが、そういったものでございます。

○議長（岡崎正憲君） 佐藤議員。

○1番（佐藤直美君） それでは、そのデータの扱いなんですけれども、その何かがあつたら記録しているということを先ほどおっしゃっていたんですけれども、健康であればそのままスルーをしてしっかりとデータとして誰に何日に配食して、この方は良好でというのを一覧としては残していないという理解でよろしいのか。

○議長（岡崎正憲君） 長寿社会課長。

○長寿社会課長（遠藤裕一君） 基本的には配食するのがメインなんですけれども安否確認をしているというところですので、いわゆる安否確認をした際に、安否というか見守りをした際に問題がなければそれで特にそれ以上のことはないんですけれども、ちょっと訪問された事業者さんのほうで確認した際に、何か不安がある部分については町のほうに連絡いただきますので、その際はその方、地域包括支援センターか、あるいはケアマネジャーさんがいればそこに連絡を取ってちょっと対応するということですので、何も問題がなければそのまま終わりということでございます。特段、健康だということをまとめることは、特にはしておりません。以上です。

○議長（岡崎正憲君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続けます。

---

日程第9 議案第61号 令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（岡崎正憲君） 日程第9、議案第61号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、議案第61号令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

議案書67ページを御覧ください。

第2条は、収益的収入及び支出について、事業収益の既決予定額に3,640万円を追加し5億538万7,000円に、事業費用の既決予定額から288万3,000円を減額し4億6,388万2,000円に、それぞれ定めるものでございます。

68ページを御覧ください。

第3条は、資本的支出につきまして、既決予定額に28万7,000円を追加し3億2,593万8,000円に定めるものでございます。

第4条は、職員給与費について、既決予定額から251万2,000円を減額するものでございます。

第5条は、他会計からの補助金が追加されることに伴う文言の整理でございます。

次に、補正予算の内容について説明いたします。

72ページを御覧ください。

収益的収入の1款2項4目他会計補助金3,640万円の追加は、水道高料金対策費補助金及び児童手当補助金でございます。

73ページを御覧ください。

収益的支出の1款1項2目配水及び給水費並びに4目総係費につきましては、人事異動に伴う人件費の整理でございます。

74ページを御覧ください。

資本的支出の1款1項1目配水管整備事業費につきましても、人件費の整理でございます。

以上、議案第61号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 1点のみ、収入のほうで質問させていただきます。

72ページ、令和3年度七ヶ浜町水道事業会計補正予算実施計画説明書の款項目の目4、他会計補助金と、節1、一般会計補助金金額3,640万円、高料金対策費補助金について伺いたいと思います。

これに基づいて、前々年度における有収水量1立方メートル当たりの国の資本費が幾らで、それに対応する町の資本費が幾らだったのか。かつ有収水量、同じ当たりの給水原価が国の基準が幾らで町が幾らなのか、説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 水道事業所長。

○水道事業所長（小野誠司君） それでは、まず国の基準から。国の資本費の基準額については150円となっております。町につきましては172円70銭。それから、給水原価につきましては、国の基準が269円、町は275円96銭です。資本費、国の基準額を超えた22円70銭分が補助になります、先ほど申されました有収水量が158万7,680立方メートルで、これを掛けますと3,604万336円になりまして端数処理して3,604万円ということでございます。

○議長（岡崎正憲君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多數ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第10 議案第62号 令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）

○議長（岡崎正憲君） ここで追加提案されました議案第62号について、提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

[町長 寺澤 薫君 登壇]

○町長（寺澤 薫君） それでは、今回追加提案いたしました議案の説明をさせていただきます。

追加議案については、議案第62号一般会計補正予算（第8号）であります。補正の額は1億4,058万2,000円の追加で、補正後の総額は歳入歳出それぞれ81億608万4,000円となります。補正の内容としましては、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業であります。財源としましては、国庫補助金を充当しております。また、債務負担行為補正を1件計上しております。

以上、追加提案の理由を申し上げましたが、詳細については担当課長から説明申し上げますので、御同意賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡崎正憲君） 日程第10、議案第62号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。当局の説明を求めます。財政課長。

○財政課長（安達正彦君） 議案第62号令和3年度七ヶ浜町一般会計補正予算（第8号）について説明いたします。

今回の補正につきましては、11月19日に臨時閣議で決定された子育て世帯への臨時特別給付金の支給を早期に行うための補正予算で、こちらはさきに債務負担行為とさせていただいておりました子育て世帯への臨時特別給付金支給事業の各費目の計上についての措置、それと同じく臨時閣議で決定しましたエネルギー価格高騰への対応に対して町独自の福祉灯油購入費助成事業の債務負担行為の補正を行うものであります。こちらにつきましては、国の制度設計はまだ何もできておりませんが、これまでの情報を基に事前準備ができるよう債務負担行為を設定させていただくものであります。

なお、各費目への計上につきましては、詳細が決定次第、早い時期に補正予算等で対応することになりますので、御理解をいただきたいと思います。

それでは、議案書75ページをお開きください。

第1条として、規定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,058万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ81億608万4,000円に定めようとするものであります。

第2条では債務負担行為の追加1件であります。

議案書78ページをお開きください。

第2表の債務負担行為は1件で、国の臨時閣議において示されたエネルギー価格高騰への対応を受けて町独自で福祉灯油購入費助成事業を行うもので、限度額を1,200万円として追加補正し、令和3年度から令和4年度までとする債務負担行為を設定するものであります。

次に、歳入について説明いたします。

81ページをお開きください。

15款2項2目民生費国庫補助金1億4,058万2,000円につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費に対する補助金で、国の補助金のほうであります。1人当たり5万円の給付額となっており、給付に係る事務費分も含まれております。

議案書82ページになります。

歳出ですが、3款2項16目子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費1億4,058万4,000円。こちらは、対象人数2,700人に対し1人5万円で、1億3,500万円と事務費58万4,000円であります。

13款1項1目予備費2,000円の減額につきましては、補助に係る端数の調整分であります。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（岡崎正憲君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。木村議員。

○4番（木村 稔君） 1点です。

82ページです。82ページ、歳出の3款民生費2項、目の18で補正額1億4,058万4,000円について質問を求めます。

こちら5万円の給付ということでございます。こちらに対しての所得制限の説明、細かく、  
るる説明を求めたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） 今回の子育て世帯への臨時特別給付金につきましては、國のほうからの通知によりまして実施するものでございますが、現在のところ児童手当制度の特例給付以外のところで児童手当として受けている部分の所得制限が該当となります。所得制限につきましては、扶養親族等の人数によりまして所得対象所得額が変わってくるものとなっております。よろしいですか。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○4番（木村 稔君） もう少し聞きたかったんですけれども、じゃ子供2人ケースでいった場合、960万円ですかね、限度で。例えば、夫950万円、妻同等の950万円収入があったと、子供2人。その場合は給付対象になると。970万円の夫、妻がパートで12万円、この場合は給付対象にならない。

○議長（岡崎正憲君） ちょっと待ってください。今、メモできましたか。今、2回言ったんですよね、例を。（「例ね」の声あり）それをちょっともう一度。

○4番（木村 稔君） 忘れましたよ、もう。

○議長（岡崎正憲君） ちょっとそれ駄目。

○ 4番（木村 稔君） 忘れましたよ、そんなこと。じゃあ……。

○議長（岡崎正憲君） 言ってください。

○ 4番（木村 稔君） 続けますよ。基本的にこちらが、経済対策が本質なのか、それとも困窮対策が本質なのか。何かおかしいと、960万円くらいおかしいと後ろで話があるんですけれども、その経済対策なのか困窮対策なのか。子育て世帯への応援だといふんであれば、よくうちの、浜でも奥さんたちが言うんですけども、子供が小っちゃいときにはお金かからないんだと、大きくなつてからのほうがお金がかかると。十七、八辺りからお金がかかってくるんだと。そうすると、応援といつてもまたちょっとそれも的外れで、どういうふうに捉えているのか回答を求みたいと思います。

○議長（岡崎正憲君） 子ども未来課長。

○子ども未来課長（渡辺とき子君） まず所得制限の限度額につきまして、今、国のはうで960万円以内のというところが世間のところで言われている部分でございますが、そちらの扶養親族の例として申し上げますと、児童が2人、そして年収が103万円以下の配偶者の場合ということで対象になりますよという内容になっております。児童手当制度からいいますと、そのような内容になっております。

そして、こちらの子育て世帯の臨時特別給付金につきましては、国のはうでコロナウイルスの感染症が長期化しまして、その影響が様々な方々に及ぶ中で子育て世帯については子供たちを力強く支援し、その支援する観点から児童を養育している方に対して、対象となる児童手当制度の所得に基づいて対象となる世帯に対してゼロ歳から高校3年生までの子供たちに対して現金5万円と給付を行いますよという内容になっております。そして、その中でも、現在児童手当を給付されている世帯には年内中に給付を早期に行うことになっておりますので、今回、町のはうでも七ヶ浜町においても債務負担から細項目での計上ということにいたしました。以上です。

○議長（岡崎正憲君） 木村議員。

○ 4番（木村 稔君） 課長も国からの指示ですから言ったってどうしようもないんでしょうけれども、やはり先ほど言ったように、経済対策なのか困窮対策なのかどうなんだというところをやっぱり世の中の人はすごくちょっと納得できないという声が多いと。世論がまだ納得していないじゃないかと、それについてまだ時期尚早なんじゃないかという意見もあると思うんですけども、町としてはちょっと質問を……。訂正してやめます。

○議長（岡崎正憲君） 分かりました。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑

ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに、反対討論ありませんか。（「なし」の声あり）次に、賛成討論ありませんか。（「なし」の声あり）討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第11 請願第1号 「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書

○議長（岡崎正憲君） 日程第11、請願第1号「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う観光事業者への支援について」の意見書の提出を求める請願書については、会議規則第92条の規定により、所管の総務産業常任委員会に付託をしますので御了承願います。

---

○議長（岡崎正憲君） 以上をもって、本定例会12月会議に付議されました案件は全部終了いたしました。

お諮りいたします。本定例会は明日12月3日から12月28日までの26日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（岡崎正憲君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、本定例会は明日12月3日から12月28日までの26日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後0時45分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和3年12月2日

七ヶ浜町議会議長

署名議員

署名議員